官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務八八）　二

○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（文部科学二一）　一七

○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産三九）　五五

〔法規的告示〕

○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件（金融庁八六）　六六

○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件の一部を改正する件（農林水産一二九八）　六七

○肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（同一二九九）　六九

○特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件（同一三〇〇）　九〇

○特殊肥料の品質表示基準を定める件の一部を改正する件（同一三〇一）　九二

○農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同一三〇二）　九三

〔その他告示〕

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一三〇三～一三一二）　九四

○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同一三一三）　九七

○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（同一三一四）　一〇一

○但馬飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通八四一）　一〇三

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　一〇四

特殊法人等

令和六年度厚生労働省第二共済組合の決算、独立行政法人自動車事故対策機構令和六年度財務諸表、中日本高速道路株式会社工事一部完了関係　一三五

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一四三

会社その他

会社決算公告

省　令

○総務省令第八十八号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第三条から第六条まで、第九条、第十条及び第十七条の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十八日

総務大臣　村上誠一郎

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和七年総務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

改正後	改正前
（用語） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～四　略］ 五　電子証明書　自然人又はその代表者等（法第三条第二項（法第五条第二項及び法第十条第二項において準用する場合を含む。）にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十六条を除き、以下同じ。）にあっては、電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であって氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあっては、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。 ［六～十一　略］ 十二　本人確認用画像情報　自然人又はその代表者等に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌の画像情報をいう。 ［削る］ ［2　略］ （本人確認の方法） **第三条**　法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 一　自然人（法第三条第三項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。）　次に掲げる方法のいずれか イ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号（二及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあっては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。	（用語） **第一条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　電子証明書　自然人にあっては、電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であって氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあっては、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。 ［六～十一　同上］ 十二　本人確認用画像情報　自然人又はその代表者等（法第三条第二項（法第五条第二項及び法第十条第二項において準用する場合を含む。）にいう代表者等をいう。次号において同じ。）に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌の画像情報をいう。 十三　特定本人確認用画像情報　自然人又はその代表者等に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。 ［2　同上］ （本人確認の方法） **第三条**　［同上］ 一　［同上］ イ　当該自然人又はその代表者等（法第三条第二項（法第五条第二項及び法第十条第二項において準用する場合を含む。）にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十六条を除き、以下同じ。）から第五条第一項第一号（二及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあっては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。

［ロ　略］

［削る］

ハ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。次条第一項第三号、第十一条第一項第一号ハ、第十九条第一項第一号ハ及び第三号ハ並びに第二十条第一項第三号において同じ。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、第五条第一項第一号ロ⑵に掲げる書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。次条第一項第四号、第十一条第一項第一号ニ、第十九条第一項第一号ニ及び第三号ニ並びに第二十条第一項第四号において同じ。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている相手方の住居に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ホ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［削る］

ヘ　［略］

ト　［略］

チ　［略］

リ　当該自然人（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。ヌにおいて同じ。）又はその代表者等から第五条第一項第一号ヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヌ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［ロ　同上］

ハ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

ニ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）が組み込まれたものに限る。次条第一項第四号、第十一条第一項第一号ニ、第十九条第一項第一号ニ及び第三号ニ並びに第二十条第一項第四号において同じ。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

［新設］

ホ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヘ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ト　［同上］

チ　［同上］

リ　［同上］

［新設］

［新設］

二　法人　次に掲げる方法のいずれか

［イ　略］

ロ　当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。）に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［削る］

ハ　当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項に規定する指定法人から登記情報（同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を受ける方法（当該法人の代表者等（当該法人を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。）と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

ニ　当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、当該法人に係る番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

ホ　［略］

ヘ　当該法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。）の代表者等から第五条第一項第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

2　前項第一号ロ、ニ、ホ、リ及びヌ並びに第二号ロからニまで及びヘに掲げる方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）による携帯音声通信端末設備等の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときは、当該支店又は従たる事務所）の所在地（当該書類又はその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端末設備等を交付することをもって代えることができる。

［3～5　略］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。ハにおいて同じ。）にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［新設］

ニ　［同上］

［新設］

2　前項第一号ロ、ホ及びヘ並びに第二号ロ及びハに掲げる方法による携帯音声通信端末設備等の送付は、提示、送付又は送信された書類又はその写しに記載されている相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端末設備等を交付することをもって代えることができる。

［3～5　同上］

（代表者等の本人確認の方法）

第四条　法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

［一・二　略］

［削る］

［三］

［略］

四　代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、次条第一項第一号ロ(2)に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居に宛てて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

五　代表者等から次条第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［削る］

［六］

［略］

七　代表者等により電子署名が行われた相手方との役務提供契約の締結に関する情報及び当該電子署名に係る電子証明書を、当該代表者等から受信する方法

［八　略］

九　代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下この号及び次号において同じ。）から次条第一項第一号ヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

十　代表者等から次条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている代表者等の住居に宛てて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

2　前項第二号、第四号、第五号、第九号又は第十号に掲げる方法による相手方との役務提供契約の締結に係る文書の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、又は当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居において、携帯音声通信事業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

［3　略］

（本人確認書類）

第五条　第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類（以下「本人確認書類」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあっては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一　自然人（第三号に規定する外国人を除く。）

［イ～ハ　略］

（代表者等の本人確認の方法）

第四条　［同上］

［一・二　同上］

三　代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

四　［同上］

［新設］

五　代表者等から次条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

六　代表者等から次条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

七　［同上］

［新設］

［八　同上］

［新設］

［新設］

2　前項第二号、第五号又は第六号に掲げる方法による相手方との役務提供契約の締結に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている代表者等の住居において、携帯音声通信事業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

［3　同上］

（本人確認書類）

第五条　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）又はこれらに類するもの（官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられたものに限る。）

［ホ・ヘ　略］

［二・三　略］

2　携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この項において「住居等」という。）が役務提供契約の締結の際における住居等と異なるとき若しくは本人確認書類若しくはその写しに住居等の記載がないとき又は本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された住居等若しくは特定電磁的記録に記録された住所が役務提供契約の締結の際における住居等と異なるとき若しくは本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に住居等の記録がないとき若しくは特定電磁的記録に住所の記録がないときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のある第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示又は送付（第三条第一項第一号リ若しくはヌ若しくは第二号ヘ又は前条第一項第九号若しくは第十号に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人に係る本人確認を行う場合にあっては、送付又はその写しの送付）を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。

［一～六　略］

（本人確認記録の記録事項）

第八条　［略］

2　前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

［一・二　略］

三　第三条第一項第一号ロ、ニからヘまで、リ若しくはヌのいずれか若しくは第二号ロからニまで若しくはへのいずれか又は第四条第一項第二号、第四号から第六号まで、第九号若しくは第十号のいずれかに規定する方法（第三条第一項第二号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）　携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

四　第三条第一項第一号ト、第二号ホ又は第四条第一項第七号に規定する方法　携帯音声通信事業者が電子証明書を受信した日

五　第三条第一項第一号チ又は第四条第一項第八号に規定する方法　携帯音声通信事業者が、当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人又は代表者等のものであることを確認した日

六　第三条第一項第二号ハに規定する方法（同号ハ括弧書に規定する方法を除く。）　携帯音声通信事業者が登記情報の送信を受けた日

七　第三条第一項第二号ニに規定する方法（同号ニ括弧書に規定する方法を除く。）　携帯音声通信事業者が公表事項を確認した日

八　［略］

ニ　印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

［ホ・ヘ　同上］

［二・三　同上］

2　携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この項において「住居等」という。）が役務提供契約の締結の際における住居等と異なるとき若しくは本人確認書類若しくはその写しに住居等の記載がないとき又は本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された住居等若しくは特定電磁的記録に記録された住所が役務提供契約の締結の際における住居等と異なるとき若しくは本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に住居等の記録がないとき若しくは特定電磁的記録に住所の記録がないときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のある第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示若しくは送付又はその写しの送付を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。

［一～六　同上］

（本人確認記録の記録事項）

第八条　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　第三条第一項第一号ロ若しくはホからトまでのいずれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四条第一項第二号若しくは第五号から第七号までのいずれかに規定する方法　携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

四　第三条第一項第一号チ又は第二号ニに規定する方法　携帯音声通信事業者が電子証明書を受信した日

五　第三条第一項第一号リ又は第四条第一項第八号に規定する方法　携帯音声通信事業者が、当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人又は代表者等のものであることを確認した日

［新設］

［新設］

六　［同上］

（本人確認に用いた書類等の保存）

第十条　携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたとき、本人確認用画像情報、写真付き本人確認書類若しくは同条第一項第一号ロ⑵に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報若しくは特定電磁的記録に記録された情報の送信を受けたとき、又は公表事項を確認したときは、当該写し、情報又は登記情報若しくは公表事項若しくはその写しを、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

［2　略］

（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条　法第五条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人等とみなされる自然人を含む。）　次に掲げる方法のいずれか

［イ・ロ　略］

［削る］

ハ　［略］

ニ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、第五条第一項第一号ロ⑵に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている譲受人等の住居に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ホ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［削る］

ヘ　［略］

ト　［略］

チ　［略］

リ　当該自然人（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。ヌにおいて同じ。）又はその代表者等から第五条第一項第一号ヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヌ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の住居に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

（本人確認に用いた書類等の保存）

第十条　携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたとき又は特定本人確認用画像情報、本人確認用画像情報、写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報若しくは特定電磁的記録に記録された情報の送信を受けたときは、当該写し又は情報を、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

［2　同上］

（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

ニ　［同上］

［新設］

ホ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヘ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ト　［同上］

チ　［同上］

リ　［同上］

［新設］

［新設］

二　法人　次に掲げる方法のいずれか

［イ　略］

ロ　当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。）に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［削る］

ハ　当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法（当該法人の代表者等（当該法人を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。）と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

ニ　当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、当該法人に係る公表事項を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

ホ　［略］

ヘ　当該法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。）の代表者等から第五条第一項第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

2　前項第一号ロ、ニ、ホ、リ及びヌ並びに第二号ロからニまで及びヘに掲げる方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）による契約者の名義変更に係る文書の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている譲受人等の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付することをもって代えることができる。

［3～5　略］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。ハにおいて同じ。）にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［新設］

［新設］

ニ　［同上］

［新設］

2　前項第一号ロ、ホ及びヘ並びに第二号ロ及びハに掲げる方法による契約者の名義変更に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている譲受人等の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付することをもって代えることができる。

［3～5　同上］

6　第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第五条第二項	［略］	［略］
	相手方	譲受人等
	第三条第一項第一号リ	第十一条第一項第一号リ
［略］		
第八条第二項	［略］	［略］
	第三条第一項第一号ト	第十一条第一項第一号ト
	第三条第一項第一号チ	第十一条第一項第一号チ
	第三条第一項第二号ハ	第十一条第一項第二号ハ
	第三条第一項第二号ニ	第十一条第一項第二号ニ
［略］	［略］	［略］

（媒介業者等による本人確認の方法等）

第十二条　第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第八号を除く。）並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

［表略］

2　第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第八号を除く。）、第十条並びに前条第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第五条第二項	［略］	［略］
	相手方	譲受人等
	第三条第一項第一号リ	第十一条第一項第一号リ
［略］		
第八条第二項	［略］	［略］
	第三条第一項第一号ト	第十一条第一項第一号ト
	第三条第一項第一号チ	第十一条第一項第一号チ
	第三条第一項第二号ハ	第十一条第一項第二号ハ
	第三条第一項第二号ニ	第十一条第一項第二号ニ
［略］		

6　［同上］

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第五条第二項	［同上］	［同上］
	相手方	譲受人等
［同上］		
第八条第二項	［同上］	［同上］
	第三条第一項第一号チ	第十一条第一項第一号チ
	第三条第一項第一号リ	第十一条第一項第一号リ
［同上］		

（媒介業者等による本人確認の方法等）

第十二条　第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第六号を除く。）並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

［表同上］

2　第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第六号を除く。）、第十条並びに前条第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第五条第二項	［同上］	［同上］
	相手方	譲受人等
［同上］		
第八条第二項	［同上］	［同上］
	第三条第一項第一号チ	第十一条第一項第一号チ
	第三条第一項第一号リ	第十一条第一項第一号リ
［同上］		

（契約者の本人特定事項の確認の方法）

第十三条　［略］

2　［略］

一　自然人（みなし契約者を除く。）　次に掲げる方法のいずれか

イ　当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ロ　当該自然人（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。ハにおいて同じ。）に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号ヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　［略］

二　法人　次に掲げる方法のいずれか

［イ　略］

ロ　当該法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。）に対して、本人確認記録に記録されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第三号に規定する書類の写しの送付を求める旨を通知した上で、当該法人の代表者等から当該写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。）に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三　みなし契約者　次に掲げる方法のいずれか

イ　国等に対して、当該国等の所在地等に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されているみなし契約者の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ロ　国等（当該国等に係るみなし契約者が住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者であるものに限る。ハにおいて同じ。）に対して、当該国等の所在地等に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号ヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、みなし契約者の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　［略］

（契約者の本人特定事項の確認の方法）

第十三条　［同上］

2　［同上］

一　自然人（みなし契約者を除く。）　次に掲げる方法のいずれか

イ　当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号ニに若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［新設］

ロ　［同上］

二　法人　次に掲げる方法のいずれか

［イ　同上］

ロ　当該法人に対して、本人確認記録に記録されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を求める旨を通知した上で、当該法人の代表者等から当該写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。）にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三　みなし契約者　次に掲げる方法のいずれか

イ　国等に対して、当該国等の所在地等にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されているみなし契約者の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［新設］

ロ　［同上］

３　第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第二項	前項第一号ロ、ニ、ホ、リ及びヌ並びに第二号ロからニまで及びヘに掲げる方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）	［略］
［略］	［略］	［略］
第五条第二項	［略］	［略］
［略］	相手方	契約者

（代表者等の本人特定事項の確認の方法）

第十四条　［略］

２　携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべき代表者等が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該代表者等に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法により代表者等の本人特定事項の確認を行うものとする。

一　契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二　契約者（その代表者等が住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。次号において同じ。）に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一号ヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三　［略］

３　第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第二項	前項第一号ロ、ホ及びヘ並びに第二号ロ及びハ	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第五条第二項	［同上］	［同上］
［同上］	相手方	契約者

（代表者等の本人特定事項の確認の方法）

第十四条　［同上］

２　携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべき代表者等が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該代表者等に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法により代表者等の本人特定事項の確認を行うものとする。

一　契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［新設］

二　［同上］

3　第四条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が代表者等の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第二項	前項第二号、第四号、第五号、第九号又は第十号	［略］
［略］	［略］	［略］
第五条第二項	［略］	［略］
	相手方	契約者
	第三条第一項第一号リ若しくはヌ若しくは第二号ヘ又は前条第一項第九号若しくは第十号	第十四条第二項第二号又は第三号

（貸与時本人確認の方法）

第十九条　法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人及び貸与時みなし契約者（法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。）を除く。）　次に掲げる方法のいずれか

［イ　略］

ロ　当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該自然人若しくはその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ニに規定する書類の送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

(1)　当該書類に記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類に記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書（以下「貸与時通話可能端末設備等」という。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置

(2)　当該書類に記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

3　［同上］

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第二項	前項第二号、第五号又は第六号	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第五条第二項	［同上］	［同上］
	相手方	契約者

（貸与時本人確認の方法）

第十九条　［同上］

一　［同上］

［イ　同上］

ロ　当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該自然人若しくはその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

(1)　当該書類又はその写しに記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書（以下「貸与時通話可能端末設備等」という。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置

(2)　当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

［削る］

ハ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ⑵に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する方法

［ホ～ト　略］

チ　当該自然人（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ヘ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

⑴　当該書類又はその写しに記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置

⑵　当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

［二　略］

三　貸与時みなし契約者　次に掲げる方法のいずれか

［イ　略］

ロ　当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ニに規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［削る］

ハ　［略］

ニ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ⑵に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

ニ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

［新設］

［ホ～ト　同上］

［新設］

［二　同上］

三　［同上］

［イ　同上］

ロ　当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受ける方法

ニ　［同上］

［新設］

［ホ～ト　略］

チ　当該貸与時みなし契約者（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号へ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

四　法人　次に掲げる方法のいずれか

［イ　略］

ロ　当該法人の代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第二号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。以下この条及び次条において同じ。）に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法（当該法人の代表者等（当該法人を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。）と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

ニ　当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、当該法人に係る公表事項を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

ホ　［略］

2　前項第一号ロ(1)若しくはチ(1)、第三号ロ、ニ若しくはト又は第四号ロからニまでに規定する方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）による貸与時通話可能端末設備等の送付は、提示又は送付をされた書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている貸与の相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地において、貸与業者の職員が当該貸与の相手方に貸与時通話可能端末設備等を交付することをもって代えることができる。

［ホ～ト　同上］

［新設］

四　法人　次に掲げる方法のいずれか

［イ　同上］

ロ　当該法人の代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第二号に規定する書類又はその写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。以下この条及び次条において同じ。）にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［新設］

ハ　［同上］

［新設］

2　前項第一号ロ(1)、第三号ロ又は第四号ロに規定する方法による貸与時通話可能端末設備等の送付は、提示又は送付された書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地において、貸与業者の職員が当該貸与の相手方に貸与時通話可能端末設備等を交付することをもって代えることができる。

3　貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号ロから二までに規定する方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により貸与時本人確認を行う場合において、送付された書類に記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類（有効期間又は有効期限のある同項第五号及び第六号に掲げるものにあっては貸与業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。次項において同じ。）の提示又は送付を受けて、当該書類の記載により当該法人の営業所であると認められる場所に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

4　貸与業者は、貸与時みなし契約者（第二十二条第三号及び第七号で規定するもののために現に貸与契約の締結の任に当たっている自然人を除く。以下この項において同じ。）について、第一項第三号ロ、ニ又はトに規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、当該貸与時みなし契約者の住居に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しに記載されている場所に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

［5　略］

（代表者等の貸与時本人確認の方法）

第二十条　法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

［一　略］

二　代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示又は代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ニに規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［削る］

三　代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

四　代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ⑵に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［五　略］

六　代表者等から、電子署名が行われた貸与の相手方との貸与契約の締結に関する情報及び当該電子署名に係る電子証明書を受信する方法

［略］

七　代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号へ若しくは第三号に規定する書類又は第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている代表者等の住居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

3　貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号ロに規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類（有効期間又は有効期限のある同項第五号及び第六号に掲げるものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。次項において同じ。）又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しの記載により当該法人の営業所であると認められる場所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

4　貸与業者は、貸与時みなし契約者（第二十二条第三号及び第七号で規定するもののために現に貸与契約の締結の任に当たっている自然人を除く。以下この項において同じ。）について、第一項第三号ロに規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、当該貸与時みなし契約者の住居に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しに記載されている場所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

［5　同上］

（代表者等の貸与時本人確認の方法）

第二十条　［同上］

［一　同上］

二　代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示又は代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは同項第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている代表者等の住居にあてて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三　代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

四　代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

［新設］

［五　同上］

［新設］

六　［同上］

［新設］

２　前項第二号、第四号又は第八号に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、又は当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居において、貸与業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

［３　略］

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条　法第十条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　貸与の相手方に係る次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　第十九条第一項第一号ロ、ニ、ホ若しくはチ、第三号ロ、ニ、ホ若しくはチ又は第四号ロから二までに掲げる方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

ヘ　第十九条第一項第一号ロ(1)又はチ(1)に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、代金の支払い方法を特定するに足りる事項

五　貸与契約を代表者等が締結したときは、当該代表者等に係る次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　前条第一項第二号、第四号、第五号又は第七号に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

［六～八　略］

２　前項第四号イ又は第五号イの貸与時本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

［一　略］

二　第十九条第一項第一号ハ若しくは第三号ハ又は前条第一項第三号若しくは第四号に規定する方法　貸与業者が当該送信を受けた日

三　第十九条第一項第一号ロ、ニ、ホ若しくはチ、第三号ロ、ニ、ホ若しくはチ若しくは第四号ロから二まで又は前条第一項第二号、第四号、第五号若しくは第八号に規定する方法（第十九条第一項第四号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）　貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日

四　第十九条第一項第一号ヘ、第三号ヘ若しくは第四号ホ又は前条第一項第六号に規定する方法　貸与業者が電子証明書を受信した日

五　第十九条第一項第一号ト若しくは第三号ト又は前条第一項第七号に規定する方法　貸与業者が、当該自然人、当該貸与時みなし契約者又は当該代表者等の当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人、貸与時みなし契約者又は代表者等のものであることを確認した日

六　第十九条第一項第四号ハに規定する方法（同号ハ括弧書に規定する方法を除く。）　貸与業者が登記情報の送信を受けた日

七　第十九条第一項第四号ニに規定する方法（同号ニ括弧書に規定する方法を除く。）　貸与業者が公表事項を確認した日

八　［略］

２　前項第二号に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている代表者等の住居において、貸与業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

［３　同上］

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　第十九条第一項第一号ロ若しくはホ、第三号ロ若しくはホ又は第四号ロに掲げる方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

ヘ　第十九条第一項第一号ロ(1)に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、代金の支払い方法を特定するに足りる事項

五　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　前条第一項第二号又は第五号に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

［六～八　同上］

２　［同上］

［一　同上］

二　第十九条第一項第一号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ又は前条第一項第三号若しくは第四号に規定する方法　貸与業者が当該送信を受けた日

三　第十九条第一項第一号ロ若しくはホ、第三号ロ若しくはホ若しくは第四号ロ又は前条第一項第二号若しくは第五号に規定する方法　貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日

四　第十九条第一項第一号ヘ、第三号ヘ又は第四号ハに規定する方法　貸与業者が電子証明書を受信した日

五　第十九条第一項第一号ト若しくは第三号ト又は前条第一項第六号に規定する方法　貸与業者が、当該自然人、当該貸与時みなし契約者又は当該代表者等の当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人、貸与時みなし契約者又は代表者等のものであることを確認した日

［新設］

［新設］

六　［同上］

（準用）

第二十四条　第五条及び第七条の規定は、貸与業者が貸与時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第五条第二項	［略］	［略］
	相手方	貸与の相手方
	第三条第一項第一号リ若しくはヌ若しくは第二号ヘ又は前条第一項第九号若しくは第十号	第十九条第一項第一号チ若しくは第三号チ又は第二十条第一項第八号
	［略］	［略］
［略］		

附　則

［削る］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（準用）

第二十四条　［同上］

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第五条第二項	［同上］	［同上］
	相手方	貸与の相手方
	［同上］	［同上］
［同上］		

附　則

第十五条　附則第十三条（前条において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における第二十六条の規定の適用については、同条中「第七条及び第十条第二項（いずれも第十一条第二項、第十二条第一項及び第二項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「附則第十三条第二項（附則第十四条において準用する場合を含む。）」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十一号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第二百五十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年八月二十八日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五条　学則の変更は、前条第一項各号、第二項各号及び第三項に掲げる事項に係る学則の変更とする。	**第五条**　学則の変更は、前条第一項各号、第二項各号、第三項並びに第百八十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る学則の変更とする。
［②・③］　［略］	［②・③］　［同上］

第百五十五条　学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

一～四の二　［略］

五　専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程（学校教育法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程をいう。以下同じ。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六～八　［略］

２　学校教育法第九十一条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～三　［略］

四　専修学校の特定専門課程を修了した者（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の特定専門課程を修了した者に限る。）

五～八　［略］

第百七十七条　学校教育法第百十九条第二項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～三　［略］

四　専修学校の特定専門課程を修了した者

五～八　［略］

第百八十一条　専修学校の生徒及び学生の入学、退学、休学等については、校長が定める。

第百八十三条　学校教育法第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程の入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、同法第九十条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は第百五十条各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、同条第六号中「大学において、大学」とあるのは「専修学校において、専修学校」と、同条第七号中「大学」とあるのは「専修学校」とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

第百八十三条の二　専修学校設置基準第三条第一項の規定により置かれる専修学校の学科（高等課程及び一般課程の学科に限る。）のうち、同令第四条第一項に規定する昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うものとする。

２　［略］

第百五十五条　学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

一～四の二　［同上］

五　専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六～八　［同上］

２　学校教育法第九十一条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～三　［同上］

四　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）

五～八　［同上］

第百七十七条　学校教育法第百十九条第二項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～三　［同上］

四　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの

五～八　［同上］

第百八十一条　専修学校の生徒の入学、退学、休学等については、校長が定める。

第百八十三条　学校教育法第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程の入学に関し高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者は、同法第九十条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは第百五十条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当する者又は次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　修業年限が三年以上の専修学校の高等課程を修了した者

二　学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの

三　専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

第百八十三条の二　専修学校設置基準第三条第一項の規定により置かれる専修学校の学科のうち、同令第四条第一項に規定する昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うものとする。

２　［同上］

3　専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における学生の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うことができる。

第百八十三条の三　校長は、生徒及び学生の専修学校の全課程の修了を認めるに当たつては、次の各号に掲げる学科（専修学校設置基準第三条第一項の規定により置かれる専修学校の学科をいい、同令第四条第一項第三号に規定する通信制の学科を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者について行わなければならない。

一　高等課程又は一般課程の学科（次号に掲げるものを除く。）　専修学校設置基準第十七条に規定する要件

二　前条第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない高等課程又は一般課程の学科　専修学校設置基準第二十七条に規定する要件

三　専門課程の学科　専修学校設置基準第二十八条の三に規定する要件

2　校長は、専修学校設置基準第四条第一項第三号に規定する通信制の学科において、生徒及び学生の全課程の修了を認めるに当たつては、同令第三十七条に規定する要件を満たす者について行わなければならない。

第百八十六条　学校教育法第百二十五条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一　修業年限が二年以上であること。

二　課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。

［項を削る。］

第百八十六条の二　学校教育法第百二十五条の二第二項の規定により、専修学校の専攻科への入学に関し専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの

二　専門職大学の前期課程を修了した者

三　短期大学を卒業した者

四　高等専門学校を卒業した者

五　外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者

六　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十四年の課程を修了した者

［項を加える。］

第百八十三条の三　前条第一項に規定する学科において、全課程の修了を認めるに当たつては、専修学校設置基準第十七条（前条第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科にあつては同令第二十七条、同令第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては同令第三十七条）に規定する要件を満たす者について行わなければならない。

第百八十六条　学校教育法第百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一　修業年限が二年以上であること。

二　課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。ただし、第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。

2　前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

［条を加える。］

七　我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十四年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

八　その他専修学校の専攻科において、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

第百八十六条の三　第百五十五条第一項第五号の規定による文部科学大臣の指定を受けた専修学校の専門課程又は専攻科を修了した者は、高度専門士と称することができる。

第百八十六条の四　専修学校の特定専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の特定専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

第百八十六条の五　専門課程を置く専修学校は、学校教育法第百三十二条の二第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第百八十七条　［略］

２　専修学校設置基準第四条第一項第三号に規定する通信制の学科を置く専修学校については、前項で準用する第三条の学則中に、前項で準用する第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次の事項を記載しなければならない。

一・二　［略］

第百八十八条　第十五条の規定は、専修学校の廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の廃止を含む。）の認可の申請、専修学校の専攻科又は分校の廃止の届出及び専修学校の学科の廃止に係る学則の変更の届出について準用する。

第百八十九条　第五条第一項の規定は専修学校の学則の変更について、同条第二項の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の専攻科の設置の届出及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十八条及び第六十条の規定は専修学校について、第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）について、第百六十三条の二及び第百六十四条の規定は専修学校（専門課程を置くものに限る。）について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第一項中「前条第一項各号、第二項各号及び第三項」とあるのは「前条第一項各号並びに第百八十七条第二項第一号及び第二号」と、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第百六十三条の二中「科目等履修生」とあるのは「専修学校設置基準第十五条第二項の規定により授業科目を履修する者」と、第百六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第百八十七条　［同上］

２　専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科を置く専修学校については、前項で準用する第三条の学則中に、前項で準用する第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次の事項を記載しなければならない。

一・二　［同上］

第百八十八条　第十五条の規定は、専修学校の廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の廃止を含む。）の認可の申請、専修学校の分校の廃止の届出及び専修学校の学科の廃止に係る学則の変更の届出について準用する。

第百八十九条　第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第百六十三条の二及び第百六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第百六十三条の二中「授業科目」とあるのは「授業科目を履修し、又は当該授業科目」と、第百六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する同法第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準

百三十三条第一項において準用する同法第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者」とあるのは「第百二十五条第三項に規定する高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は第百八十三条に定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第三十一条第二項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学院設置基準第十三条の二、第二十一条の二及び第二十七条の二、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項並びに専門職短期大学設置基準第二十五条第二項」とあるのは「専修学校設置基準第十五条第三項」と、同条第六項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する同法第百五条」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専修学校設置基準の一部改正）

第二条　専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　［略］	第一章・第二章　［同上］
第三章　教育課程等	第三章　教育課程等
第一節　［略］	第一節　［同上］
第二節　高等課程及び一般課程の教育課程等（第十六条―第二十八条）	第二節　昼間学科及び夜間等学科の教育課程等（第十六条―第十九条）
第三節　専門課程の教育課程等（第二十八条の二―第二十八条の五）	第三節　単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等（第二十条―第二十八条）
第四節　通信制の学科の教育課程等（第二十九条―第三十八条）	第四節　通信制の学科の教育課程等（第二十九条―第三十八条）
第四章・第五章　［略］	第四章・第五章　［同上］
附則	附則
第四条　前条第一項の規定により基本組織に置かれる学科は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。	**第四条**　基本組織には、昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）又は夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間等学科」という。）を置くことができる。
一　昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）	（通信制の学科の設置）
二　夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間等学科」という。）	**第五条**　昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科（当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。）を置くことができる。
三　通信による教育を行う学科（以下「通信制の学科」という。）	2　通信制の学科は、通信による教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。
2　通信制の学科は、昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織において、当該昼間学科又は夜間等学科と同一の専攻分野であつて、通信による教育によつて十分な教育効果が得られるものについて置くことができる。	
第五条　削除	

（同時に授業を行う生徒等）

第六条　専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第七条　専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒等を合わせて授業を行うことができる。

（単位時間）

第九条　専修学校の高等課程及び一般課程の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

2　前項の規定は、専修学校の専門課程の通信制の学科における第二十九条に規定する対面授業について準用する。

（他の専修学校における授業科目の履修等）

第十条　［略］

2　専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が専修学校の定めるところにより他の専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門課程の修了に必要な総単位数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（専修学校以外の教育施設等における学修）

第十一条　［略］

2　前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3　専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなし、当該専修学校の定めるところにより単位を与えることができる。

4　前項の規定により与えることができる単位数は、前条第二項の規定により当該専門課程において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門課程の全課程の修了に必要な総単位数の二分の一を超えないものとする。

5　第一項及び第二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行つていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行つていると認めた外国の教育施設に学生が留学する場合について、それぞれ準用する。

（入学前の授業科目の履修等）

第十二条　［略］

2　前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第一項及び前条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

（同時に授業を行う生徒）

第六条　専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第七条　専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。

（単位時間）

第九条　専修学校の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

［項を加える。］

（他の専修学校における授業科目の履修等）

第十条　［同上］

2　専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

（専修学校以外の教育施設等における学修）

第十一条　［同上］

2　前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3　専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4　前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第二項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

5　第一項及び第二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行つていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行つていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

（入学前の授業科目の履修等）

第十二条　［同上］

2　前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第一項並びに前条第一項及び第五項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

３　専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門課程に入学する前に専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位（第十五条第二項及び第三項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専修学校に入学した後の当該専門課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

４　前項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行つていると認めた外国の教育施設に学生が留学する場合に準用する。

５　専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門課程に入学する前に行つた前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する学修を、当該専門課程に入学した後の当該専門課程における授業科目の履修とみなし、当該専修学校の定めるところにより単位を与えることができる。

６　前三項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において修得した単位以外のものについては、第十条第二項の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により与えることができる単位数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総単位数の二分の一を超えないものとする。

（授業の方法）

第十三条　［略］

２　専修学校の高等課程又は一般課程にあつては、前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

３　専修学校の専門課程にあつては、第一項の授業の方法により修得する単位数は、専修学校の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。

（科目等履修生等）

第十五条　専修学校の高等課程及び一般課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる。

２　専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者に対し、単位を与えることができる。

３　専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の学生以外の者で、学校教育法第百三十三条第一項において準用する同法第百五条に規定する特別の課程を履修する者に対し、単位を与えることができる。

第二節　高等課程及び一般課程の教育課程等

（高等課程及び一般課程の昼間学科及び夜間等学科の授業時数）

第十六条　高等課程及び一般課程の昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

２　高等課程及び一般課程の夜間等学科の授業時数は、一年間にわたり四百五十単位時間以上とする。

３　専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の履修（第十五条第一項及び第二項の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行つた前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

４　前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第二項並びに前条第三項及び第五項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

［項を加える。］

（授業の方法）

第十三条　［同上］

２　前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

［項を加える。］

（科目等履修生等）

第十五条　専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる。

［項を加える。］

２　専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、学校教育法第百三十三条第一項において準用する同法第百五条に規定する特別の課程を履修させることができる。

第二節　昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

（昼間学科及び夜間等学科の授業時数）

第十六条　昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

２　夜間等学科の授業時数は、一年間にわたり四百五十単位時間以上とする。

（高等課程及び一般課程の昼間学科及び夜間等学科の全課程の修了要件）

第十七条　高等課程及び一般課程の昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

２　高等課程及び一般課程の夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数（当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあつては、八百単位時間）以上の授業科目を履修することとする。

（授業時数の単位数への換算）

第十八条　専修学校の高等課程における生徒（第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、三十五単位時間をもつて一単位とする。

第十九条　削除

［節名を削る。］

（学年による教育課程の区分を設けない昼間学科及び夜間等学科の授業時数及び単位数）

第二十条　第十六条第一項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科（学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けないものをいう。以下同じ。）のうち昼間学科であるものの一年間の授業時数及び単位数は、八百単位時間以上であり、かつ、二十三単位以上とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

２　第十六条第二項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科のうち夜間等学科であるものの一年間の授業時数及び単位数は、四百五十単位時間以上であり、かつ、十三単位以上とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

（多様な授業科目の開設等）

第二十一条　学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校においては、専修学校における教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校の教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件）

第十七条　昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

２　夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数（当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあつては、八百単位時間）以上の授業科目を履修することとする。

（授業時数の単位数への換算）

第十八条　専修学校の高等課程における生徒（第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、三十五単位時間をもつて一単位とする。

第十九条　専修学校の専門課程における生徒（科目等履修生及び第十五条第二項の規定により特別の課程を履修する者その他の生徒以外の者（以下「科目等履修生等」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。

一　講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。

二　実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて一単位とすることができる。

２　前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

第三節　単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

（単位制による昼間学科及び夜間等学科の授業時数）

第二十条　第十六条第一項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）のうち昼間学科であるものの一年間の授業時数は、八百単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

一　高等課程又は一般課程　二十三単位

二　専門課程　三十単位

２　第十六条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものの一年間の授業時数は、四百五十単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

一　高等課程又は一般課程　十三単位

二　専門課程　十七単位

（多様な授業科目の開設等）

第二十一条　単位制による学科を置く専修学校においては、専修学校における教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校の教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（単位の授与）

第二十二条　学年による教育課程の区分を設けない学科においては、一の授業科目を履修した生徒（第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者を含む。）に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

（各授業科目の単位数）

第二十三条　学年による教育課程の区分を設けない学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

２　前項の単位数を定めるに当たつては、三十五単位時間の授業をもつて一単位とする。

［項を削る。］

［項を削る。］

（履修科目の登録の上限）

第二十四条　学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、学年による教育課程の区分を設けない学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が一年間又は一学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

（長期にわたる教育課程の履修）

第二十五条　学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該学年による教育課程の区分を設けない学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校における授業科目を履修する者）

第二十六条　学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校においては、第十五条第一項の規定により授業科目を履修する生徒その他の生徒以外の者に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

（単位の授与）

第二十二条　単位制による学科においては、一の授業科目を履修した生徒（科目等履修生等を含む。）に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

（各授業科目の単位数）

第二十三条　単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

２　高等課程又は一般課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たつては、三十五単位時間の授業をもつて一単位とする。

３　専門課程における授業科目について、第一項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一　講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二　実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三　一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

４　前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（履修科目の登録の上限）

第二十四条　単位制による学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、単位制による学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が一年間又は一学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

（長期にわたる教育課程の履修）

第二十五条　単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生等）

第二十六条　単位制による学科を置く専修学校においては、科目等履修生等に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

（学年による教育課程の区分を設けない学科における全課程の修了要件）

第二十七条　第十七条第一項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、二十三単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上を修得することとする。

［号を削る。］

［号を削る。］

2　第十七条第二項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、十三単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が二十三単位を下回る場合にあつては、二十三単位）以上を修得することとする。

［号を削る。］

［号を削る。］

（学年による教育課程の区分を設けない学科に係る読替え）

第二十八条　学年による教育課程の区分を設けない学科に係る第十条第一項、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第十三条第二項の規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条第一項の規定中「における授業科目の履修を」とあるのは「において履修した授業科目について修得した単位を」と、「履修と」とあるのは「履修により修得したものと」と、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項の規定中「前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「第二十八条の規定により読み替えて適用する前項の規定により与える」と、「前条第一項の規定により当該高等課程における授業科目の履修」とあるのは「同条の規定により読み替えて適用する前条第一項の規定により当該高等課程において修得したもの」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とし、第十二条第二項の規定は、適用しない。

第三節　専門課程の教育課程等

（専門課程の単位数）

第二十八条の二　専門課程の学科（通信制の学科を除く。以下この節において同じ。）の単位数は、当該学科の修業年限の年数にわたり、三十一単位数以上とする。

（専門課程の学科における全課程の修了要件）

第二十八条の三　専修学校の昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、三十一単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上を修得することとする。

2　専修学校の夜間等学科における全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十一単位を下回る場合にあつては、三十一単位）以上を修得することとする。

（単位制による学科における全課程の修了要件）

第二十七条　第十七条第一項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数以上を修得することとする。

一　高等課程又は一般課程　二十三単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

二　専門課程　三十単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

2　第十七条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に掲げる単位数以上を修得することとする。

一　高等課程又は一般課程　十三単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が二十三単位を下回る場合にあつては、二十三単位）

二　専門課程　十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十単位を下回る場合にあつては、三十単位）

（単位制による学科に係る読替え）

第二十八条　単位制による学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第二項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

［節を加える。］

（各授業科目の単位数）

第二十八条の四　専修学校の専門課程の学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2　前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一　講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二　実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三　一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

3　前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（授業科目の開設等に関する規定の準用）

第二十八条の五　第二十一条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、専門課程の学科を置く専修学校に、第二十二条の規定は専修学校の専門課程の学科に準用する。この場合において、第二十二条及び第二十六条中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条第二項」と、「履修する者」とあるのは「履修する者及び同条第三項の規定により特別の課程を履修する者」と読み替えるものとする。

第四節　通信制の教育課程等

（通信制の学科の授業時数）

第二十九条　通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間（専門課程の通信制の学科にあつては、修業年限の年数にわたり百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位時間）以上とする。

（授業科目の開設等に関する規定の準用）

第三十四条　第二十一条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第二十二条の規定は専修学校の通信制の学科に、第二十三条の規定は専修学校の高等課程又は一般課程の通信制の学科に、第二十八条の四の規定は専修学校の専門課程の通信制の学科に準用する。この場合において、第二十二条及び第二十六条中「第十五条第一項」とあるのは「同条第一項又は第二項」と、「履修する者」とあるのは「履修する者及び同条第三項の規定により特別の課程を履修する者」と読み替えるものとする。

第四節　通信制の学科の教育課程等

（通信制の学科の授業時数）

第二十九条　通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。

（授業科目の開設等に関する規定の準用）

第三十四条　第二十一条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第二十二条及び第二十三条の規定は通信制の学科に準用する。

（印刷教材等による授業科目の単位数）

第三十五条　通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たつては、前条において準用する第二十三条第二項及び第二十八条の四第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

一・二　［略］

第三十六条　一の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三十四条において準用する第二十三条第二項及び第二十八条の四第二項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

（通信制の学科における全課程の修了要件）

第三十七条　通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること

イ　［略］

ロ　専門課程　十七単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十一単位を下回る場合にあつては、三十一単位）

二　［略］

（高等課程及び一般課程の通信制の学科に係る読替え）

第三十八条　高等課程及び一般課程の通信制の学科に係る第十条第一項、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第十三条第二項の規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条第一項の規定中「における授業科目の履修を」とあるのは「において履修した授業科目について修得した単位を」と、「履修と」とあるのは「履修により修得したものと」と、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項の規定中「前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「第三十八条の規定により読み替えて適用する前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修」とあるのは「同条の規定により読み替えて適用する前条第一項の規定により当該高等課程において修得したもの」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とし、第十二条第二項の規定は、適用しない。

（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数）

第三十九条　［略］

２　前項の教員の数の半数以上は、基幹教員（本務として当該専修学校における教育に従事する教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この条及び次条第三項において同じ。）又は一の分野に属する一若しくは二以上の学科の教育課程に係る授業科目を一年につき八単位以上担当する教員をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は、三人を下回ることができない。

３～５　［略］

（印刷教材等による授業科目の単位数）

第三十五条　通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たつては、前条において準用する第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

一・二　［同上］

第三十六条　一の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三十四条において準用する第二十三条第二項及び第三項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

（通信制の学科における全課程の修了要件）

第三十七条　通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること

イ　［同上］

ロ　専門課程　十七単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十単位を下回る場合にあつては、三十単位）

二　［同上］

（通信制の学科に係る読替え）

第三十八条　通信制の学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第二項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数）

第三十九条　［同上］

２　前項の教員の数の半数以上は、基幹教員（本務として当該専修学校における教育に従事する教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この条及び次条第四項において同じ。）又は一の分野に属する一若しくは二以上の学科の教育課程に係る授業科目を一年につき八単位以上担当する教員をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は、三人を下回ることができない。

３～５　［同上］

（組織的な研修等）

第四十条の二　専門課程を置く専修学校は、当該専修学校の教育活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

２　専門課程を置く専修学校は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

（教員の資格）

第四十一条　専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一　専修学校の専門課程又は専攻科を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程又は専攻科の修業年限（専修学校の専門課程及び専攻科を修了した場合にあつては、これらの修業年限を合算したもの。次条第二号において同じ。）と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者

二～六　［略］

第四十二条　専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一　［略］

二　専修学校の専門課程又は専攻科を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程又は専攻科の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となる者

三～五　［略］

（校舎等）

第四十六条　専修学校の校舎には、目的、生徒等の数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

２・３　［略］

（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積）

第四十七条　昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一　［略］

二　一の課程のみを置く専修学校で当該課程に二以上の分野について学科を置くもの又は二若しくは三の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について学科を置くもの　次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ　これらの課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の総定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ　［略］

［条を加える。］

（教員の資格）

第四十一条　専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一　専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者

二～六　［同上］

第四十二条　専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一　［同上］

二　専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となる者

三～五　［同上］

（校舎等）

第四十六条　専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

２・３　［同上］

（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積）

第四十七条　昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一　［同上］

二　一の課程のみを置く専修学校で当該課程に二以上の分野について学科を置くもの又は二若しくは三の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について学科を置くもの　次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ　これらの課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の生徒総定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ　［同上］

（通信制の学科を置く専修学校の校舎等）

第四十八条　通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒等の数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第四十六条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

2　［略］

一　［略］

二　一の課程に二以上の分野について通信制の学科を置くもの又は二若しくは三の課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について通信制の学科を置くもの　次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ　これらの課程ごとの分野のうち別表第四イの表第四欄の総定員八十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ　［略］

（設備）

第四十九条　専修学校は、目的、生徒等の数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

附　則

1　［略］

2　この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和五十六年三月三十一日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合（以下「課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合」という。）において、当該専修学校の総定員が四十人であり、かつ、第三十九条第二項ただし書に規定する基幹教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の基幹教員の数を二人とすることができる。

3・4　［略］

別表第一　昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第三十九条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3+\frac{\text{総定員}-80}{40}$
		二百一人から六百人まで	$6+\frac{\text{総定員}-200}{50}$
		六百一人以上	$14+\frac{\text{総定員}-600}{60}$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3+\frac{\text{総定員}-80}{40}$
		二百一人から四百人まで	$6+\frac{\text{総定員}-200}{50}$
		四百一人以上	$10+\frac{\text{総定員}-400}{60}$

（通信制の学科を置く専修学校の校舎等）

第四十八条　通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第四十六条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

2　［同上］

一　［同上］

二　一の課程に二以上の分野について通信制の学科を置くもの又は二若しくは三の課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について通信制の学科を置くもの　次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ　これらの課程ごとの分野のうち別表第四イの表第四欄の生徒総定員八十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ　［同上］

（設備）

第四十九条　専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

附　則

1　［同上］

2　この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和五十六年三月三十一日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合（以下「課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合」という。）において、当該専修学校の生徒総定員が四十人であり、かつ、第三十九条第二項ただし書に規定する基幹教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の基幹教員の数を二人とすることができる。

3・4　［同上］

別表第一　昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第三十九条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3+\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}$
		二百一人から六百人まで	$6+\frac{\text{生徒総定員}-200}{50}$
		六百一人以上	$14+\frac{\text{生徒総定員}-600}{60}$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3+\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}$
		二百一人から四百人まで	$6+\frac{\text{生徒総定員}-200}{50}$
		四百一人以上	$10+\frac{\text{生徒総定員}-400}{60}$

一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3+\frac{\text{総定員}-80}{40}$
		二百一人以上	$6+\frac{\text{総定員}-200}{60}$

備考

一　この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。

二　一の情報に関する学科（以下「情報関係学科」という。）を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科の教育課程と一の他の分野に属する一又は二以上の学科（以下「他分野学科」という。）の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。

イ　当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した教員数に、当該情報関係学科の定員数が、当該情報関係学科の定員数と当該他分野学科の属する分野の総定員の合計数（以下「情報関係定員総数」という。）に占める割合を乗じて得た数

ロ　当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ　［略］

ロ　科目等履修生等（第十五条第一項又は第二項の規定により授業科目を履修する者及び同条第三項の規定により特別の課程を履修する者その他の生徒及び学生以外の者をいう。以下同じ。）を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第二　昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第四十七条関係）

イ　基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	260
		四十一人以上	$260+3.0\times$（総定員-40）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	200
		四十一人以上	$200+2.5\times$（総定員-40）

一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3+\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}$
		二百一人以上	$6+\frac{\text{生徒総定員}-200}{60}$

備考

一　この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

二　一の情報に関する学科（以下「情報関係学科」という。）を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科の教育課程と一の他の分野に属する一又は二以上の学科（以下「他分野学科」という。）の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。

イ　当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した教員数に、当該情報関係学科の定員数が、当該情報関係学科の定員数と当該他分野学科の属する分野の生徒総定員の合計数（以下「情報関係定員総数」という。）に占める割合を乗じて得た数

ロ　当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の生徒総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ　［同上］

ロ　科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第二　昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第四十七条関係）

イ　基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	260
		四十一人以上	$260+3.0\times$（生徒総定員-40）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	200
		四十一人以上	$200+2.5\times$（生徒総定員-40）

一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	130
		四十一人以上	130＋2.5×（総定員－40）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	130
		四十一人以上	130＋2.3×（総定員－40）

備考

一　この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。（ロの表において同じ。）

二　一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。

イ　［略］

ロ　当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三　科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

ロ　加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	180
		四十一人以上	180＋3.0×（総定員－40）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	140
		四十一人以上	140＋2.5×（総定員－40）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	110
		四十一人以上	110＋2.5×（総定員－40）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	100
		四十一人以上	100＋2.3×（総定員－40）

一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	130
		四十一人以上	130＋2.5×（生徒総定員－40）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	130
		四十一人以上	130＋2.3×（生徒総定員－40）

備考

一　この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）

二　一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。

イ　［同上］

ロ　当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の生徒総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三　科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

ロ　加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	180
		四十一人以上	180＋3.0×（生徒総定員－40）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	140
		四十一人以上	140＋2.5×（生徒総定員－40）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	110
		四十一人以上	110＋2.5×（生徒総定員－40）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	100
		四十一人以上	100＋2.3×（生徒総定員－40）

別表第三　通信制の学科に係る教員数（第四十条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	3＋総定員－80／60
		二百一人から八百人まで	5＋総定員－200／75
		八百一人から千七百人まで	13＋総定員－800／90
		千七百一人以上	23＋総定員－1700／105
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	3＋総定員－80／60
		二百一人から六百五十人まで	5＋総定員－200／75
		六百五十一人から千三百七十人まで	11＋総定員－650／90
		千三百七十一人以上	19＋総定員－1370／105
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	3＋総定員－80／60
		二百一人から千百人まで	5＋総定員－200／90
		千百一人以上	15＋総定員－1100／105

備考

一　この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。

二　一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。

イ　［略］

ロ　当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

別表第三　通信制の学科に係る教員数（第四十条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	3＋生徒総定員－80／60
		二百一人から八百人まで	5＋生徒総定員－200／75
		八百一人から千七百人まで	13＋生徒総定員－800／90
		千七百一人以上	23＋生徒総定員－1700／105
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	3＋生徒総定員－80／60
		二百一人から六百五十人まで	5＋生徒総定員－200／75
		六百五十一人から千三百七十人まで	11＋生徒総定員－650／90
		千三百七十一人以上	19＋生徒総定員－1370／105
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	3＋生徒総定員－80／60
		二百一人から千百人まで	5＋生徒総定員－200／90
		千百一人以上	15＋生徒総定員－1100／105

備考

一　この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

二　一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。

イ　［同上］

ロ　当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の生徒総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ　科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ　［略］

別表第四　通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第四十八条関係）

イ　基準校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	260
		八十一人以上	260＋1.8×（総定員－80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	200
		八十一人以上	200＋1.5×（総定員－80）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	130
		八十一人以上	130＋1.5×（総定員－80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	130
		八十一人以上	130＋1.4×（総定員－80）

備考

一　この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。（ロの表において同じ。）

二　一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。

イ　［略］

ロ　当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

イ　科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ　［略］

三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ　科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ　［同上］

別表第四　通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第四十八条関係）

イ　基準校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	260
		八十一人以上	260＋1.8×（生徒総定員－80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	200
		八十一人以上	200＋1.5×（生徒総定員－80）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	130
		八十一人以上	130＋1.5×（生徒総定員－80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	130
		八十一人以上	130＋1.4×（生徒総定員－80）

備考

一　この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）

二　一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。

イ　［同上］

ロ　当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の生徒総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

イ　科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ　［同上］

ロ　加算校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	180
		八十一人以上	180＋1.8×（総定員－80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	140
		八十一人以上	140＋1.5×（総定員－80）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	110
		八十一人以上	110＋1.5×（総定員－80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	100
		八十一人以上	100＋1.4×（総定員－80）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（学校基本調査規則の一部改正）

第三条　学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（立入検査等） **第十二条**　文部科学大臣は、学校基本調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときには、法第十五条第一項の規定により、学校基本調査に関する事務に従事する者（市町村の職員を除く。次項において「従事者」という。）に、第五条第一項各号に掲げる調査事項のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園の教員、職員、幼児、児童、生徒及び学生の数並びに学級数に関する事項について立入検査等を行わせることができる。 ２・３　［略］	（立入検査等） **第十二条**　文部科学大臣は、学校基本調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときには、法第十五条第一項の規定により、学校基本調査に関する事務に従事する者（市町村の職員を除く。次項において「従事者」という。）に、第五条第一項各号に掲げる調査事項のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園の教員、職員、幼児、児童及び生徒の数並びに学級数に関する事項について立入検査等を行わせることができる。 ２・３　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第四条　教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第二十六条　免許法別表第一備考第五号ロに規定する大学の課程に相当する課程は、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限	**第二十六条**　免許法別表第一備考第五号ロに規定する大学の課程に相当する課程は、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限

ロ　加算校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	180
		八十一人以上	180＋1.8×（生徒総定員－80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	140
		八十一人以上	140＋1.5×（生徒総定員－80）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	110
		八十一人以上	110＋1.5×（生徒総定員－80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	100
		八十一人以上	100＋1.4×（生徒総定員－80）

る。）、高等専門学校の課程（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。）、高等専門学校の専攻科の課程、専修学校の特定専門課程（同法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程をいう。第六十六条の七において同じ。）並びに専修学校の専攻科の課程とする。

第六十六条の七　免許法別表第一備考第五号ロの規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認める科目の単位は、幼稚園教諭の普通免許状にあつては領域に関する専門的事項に関する科目の単位、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状にあつては教科に関する専門的事項に関する科目の単位とし、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

第一欄	第二欄	第三欄
課程	免許状の種類	単位数
［略］	［略］	［略］
専修学校の特定専門課程	中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	一〇
専修学校の専攻科	中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	五

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第五条　文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
第七条の二　職業能力開発短期大学校において行う特定高度職業訓練を修了した者が法第十四条第一項の認定に係る大学に編入学する場合における次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	
独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）	第二十一条第二項第一号
中学校、高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程、専門課程若しくは専攻科	［略］
職業能力開発短期大学校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校をいう。以下同じ。）	［略］

改正前	
第七条の二　職業能力開発短期大学校において行う特定高度職業訓練を修了した者が法第十四条第一項の認定に係る大学に編入学する場合における次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	
独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）	第二十一条第二項第一号
中学校、高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程	［同上］
職業能力開発短期大学校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校をいう。以下同じ。）	［同上］

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第六条　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十二条第二項第一号及び第二十三条第二項第一号	第二十二条第二項第一号及び第二十三条第二項第一号
高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程、専門課程若しくは専攻科	高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程
職業能力開発短期大学校	職業能力開発短期大学校
［略］	［同上］
［略］	［同上］
［略］	［同上］
［略］	［同上］
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後	改正前
（認定のための選考）	（認定のための選考）
第二十条　［略］	**第二十条**　［同上］
2　前項の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。	2　前項の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。
一　［略］	一　［同上］
二　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次のいずれにも該当するもの	二　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次のいずれにも該当するもの
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者であって、次のいずれかに該当するもの	ロ　本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者であって、次のいずれかに該当するもの
(1)　［略］	(1)　［同上］
(2)　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第五号から第六号まで又は同令第百八十三条の規定により読み替えて適用する同令第百五十条第六号に該当する者	(2)　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第五号から第六号まで又は第百八十三条第二号に該当する者
ハ　［略］	ハ　［同上］
三～五　［略］	三～五　［同上］
3　［略］	3　［同上］

（選考の基準及び方法）

第二十一条　第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一　［略］

二　大学（これに相当する外国の学校（以下「外国の大学」という。）を除く。次項第一号、次条第二項及び第二十三条第二項第一号を除き、以下同じ。）又は専修学校（これに相当する外国の学校を除く。以下同じ。）の専門課程若しくは専攻科に入学したとき第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒、高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科を除く。）の学生又は専修学校の高等課程の生徒をいう。以下同じ。）若しくは高等学校等卒業者（高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校（以下「旧盲学校等」という。）の高等部を含む。）を卒業した者、高等専門学校の第三学年の課程を修了した者又は専修学校の高等課程を卒業した者をいう。以下同じ。）のうち当該学校の校長（旧盲学校等にあっては、学校教育法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により当該旧盲学校等がなるものとされた特別支援学校の校長。以下同じ。）の推薦を受けたもの又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号。以下「試験規則」という。）第八条第一項に規定する認定試験合格者（試験規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）第八条第一項に規定する資格検定合格者を含む。以下単に「認定試験合格者」という。）若しくは新たに認定試験合格者となることが見込まれる者として機構の定める基準に該当するもの（以下「認定試験合格者等」という。）

三　［略］

四　外国の大学院に入学したとき第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、次のイからニまでに掲げるもののうち当該学校の学長（大学院については、当該大学院を置く大学の学長。第三十五条第一項を除き、以下同じ。）若しくは校長の推薦を受けたもの又は外国の大学若しくは外国の大学院の学生若しくは外国の大学を卒業し若しくは外国の大学院の課程を修了した者のうち機構の定める基準に該当するもの

イ～ハ　［略］

ニ　専修学校の専門課程若しくは専攻科の学生又は専修学校の専門課程若しくは専攻科を修了した者

五　高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程若しくは専攻科に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

六　［略］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一　中学校、高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程、専門課程若しくは専攻科における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二　高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程若しくは専攻科において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

三　［略］

（選考の基準及び方法）

第二十一条　第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一　［同上］

二　大学（これに相当する外国の学校（以下「外国の大学」という。）を除く。次項第一号、次条第二項及び第二十三条第二項第一号を除き、以下同じ。）又は専修学校（これに相当する外国の学校を除く。以下同じ。）の専門課程に入学したとき第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒、高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科を除く。）の学生又は専修学校の高等課程の生徒をいう。以下同じ。）若しくは高等学校等卒業者（高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校（以下「旧盲学校等」という。）の高等部を含む。）を卒業した者、高等専門学校の第三学年の課程を修了した者又は専修学校の高等課程を卒業した者をいう。以下同じ。）のうち当該学校の校長（旧盲学校等にあっては、学校教育法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により当該旧盲学校等がなるものとされた特別支援学校の校長。以下同じ。）の推薦を受けたもの又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号。以下「試験規則」という。）第八条第一項に規定する認定試験合格者（試験規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）第八条第一項に規定する資格検定合格者を含む。以下単に「認定試験合格者」という。）若しくは新たに認定試験合格者となることが見込まれる者として機構の定める基準に該当するもの（以下「認定試験合格者等」という。）

三　［同上］

四　外国の大学院に入学したとき第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、次のイからニまでに掲げるもののうち当該学校の学長（大学院については、当該大学院を置く大学の学長。第三十五条第一項を除き、以下同じ。）若しくは校長の推薦を受けたもの又は外国の大学若しくは外国の大学院の学生若しくは外国の大学を卒業し若しくは外国の大学院の課程を修了した者のうち機構の定める基準に該当するもの

イ～ハ　［同上］

ニ　専修学校の専門課程の生徒又は専修学校の専門課程を修了した者

五　高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

六　［同上］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一　中学校、高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二　高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

三　［同上］

第二十二条　第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一　［略］

二　大学又は専修学校の専門課程若しくは専攻科に入学したとき第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

三　外国の大学に入学したとき第二種学資貸与金（その月額を独立行政法人日本学生支援機構法施行令（以下「令」という。）第二条第一項及び第三項に規定する額とするものに限る。第五号において同じ。）の貸与を受けようとする者で、次のイからハまでに掲げるもののうち当該学校の校長若しくは学長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

イ・ロ　［略］

ハ　専修学校の専門課程若しくは専攻科の学生又は専修学校の専門課程若しくは専攻科を修了した者

四・五　［略］

六　高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科に限る。次項第二号並びに次条第一項第四号及び第二項第二号において同じ。）、大学、大学院又は専修学校の専門課程若しくは専攻科に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

七　［略］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一　高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程、専門課程若しくは専攻科における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、優れていると認められること。

二　高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程若しくは専攻科において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

三　［略］

第二十三条　第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一　［略］

二　大学又は専修学校の専門課程若しくは専攻科に入学したとき第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

三・四　［略］

五　高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程若しくは専攻科に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

六　［略］

第二十二条　第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一　［同上］

二　大学又は専修学校の専門課程に入学したとき第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

三　外国の大学に入学したとき第二種学資貸与金（その月額を独立行政法人日本学生支援機構法施行令（以下「令」という。）第二条第一項及び第三項に規定する額とするものに限る。第五号において同じ。）の貸与を受けようとする者で、次のイからハまでに掲げるもののうち当該学校の校長若しくは学長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

イ・ロ　［同上］

ハ　専修学校の専門課程の生徒又は専修学校の専門課程を修了した者

四・五　［同上］

六　高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科に限る。次項第二号並びに次条第一項第四号及び第二項第二号において同じ。）、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

七　［同上］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一　高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、優れていると認められること。

二　高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

三　［同上］

第二十三条　第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一　［同上］

二　大学又は専修学校の専門課程に入学したとき第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

三・四　［同上］

五　高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

六　［同上］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一　高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程、専門課程若しくは専攻科における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二　高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程若しくは専攻科において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

三　［略］

第二十三条の二　学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第三条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けた大学（学校教育法第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科（第三十八条第一項に規定する要件を満たす専攻科をいう。同項を除き、以下「認定専攻科」という。）を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程及び適格専攻科（第三十八条第二項に規定する専攻科をいう。同項を除き、以下「適格専攻科」という。）に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）したとき学資支給金の支給を受けようとする高等学校等在学者又は高等学校等卒業者（高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の末日から第二十三条の四第一項の規定による申請（次号において「認定申請」という。）の日までの期間が二年を経過していない者に限る。）であって、入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として当該高等学校等の校長の推薦を受けたもの

二　［略］

三　確認大学等に在学する学生のうち次のいずれにも該当しない者であって、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ　［略］

ロ　高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日（次の(1)又は(2)に掲げる者にあっては、それぞれ(1)又は(2)に定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者

(1)　［略］

(2)　確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者であって、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの　確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日

ハ～ホ　［略］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一　高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二　高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

三　［同上］

第二十三条の二　学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第三条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けた大学（学校教育法第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科（第三十八条に規定する要件を満たす専攻科をいう。同条を除き、以下「認定専攻科」という。）を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）したとき学資支給金の支給を受けようとする高等学校等在学者又は高等学校等卒業者（高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の末日から第二十三条の四第一項の規定による申請（次号において「認定申請」という。）の日までの期間が二年を経過していない者に限る。）であって、入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として当該高等学校等の校長の推薦を受けたもの

二　［同上］

三　確認大学等に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）のうち次のいずれにも該当しない者であって、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ　［同上］

ロ　高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日（次の(1)又は(2)に掲げる者にあっては、それぞれ(1)又は(2)に定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者

(1)　［同上］

(2)　確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者であって、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの　確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日

ハ～ホ　［同上］

へ　学校教育法施行規則第百五十条第六号（同令第百八十三条において読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であって、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの

ト　学校教育法施行規則第百五十条第七号（同令第百八十三条において読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であって、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

チ　［略］

2　

一・二　［略］

三　前項第三号に掲げる選考対象者のうち前号に該当しない者にあっては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ　ＧＰＡ等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第二条第一項第三号ハに規定するＧＰＡ等をいう。以下同じ。）がその在学する確認大学等（前項第三号ロ⑴又は⑵に掲げる者にあっては、編入学等の前に在学していた確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等を含む。ロにおいて同じ。）の学部等（別表備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ　次の⑴及び⑵（災害、傷病その他のやむを得ない事由によりその在学する確認大学等において修得した単位数が標準単位数（別表備考第一号に規定する標準単位数をいう。以下この号において同じ。）に満たない者にあっては、⑵に限る。）に該当すること。

⑴・⑵　［略］

四　選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。附則第三条を除き、以下同じ。）の状況について、次に掲げる支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ　［略］

ロ　五万千三百円以上十五万四千六百円未満　次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

⑴　［略］

⑵　選考対象者のうち、公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第四号イ⑴に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学するもの（⑴に掲げる者を除く。）　選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が五千万円未満であること。

ハ　［略］

3　前項第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であって過去に給付奨学生認定を受けたことがあるものに係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

一　［略］

二　第一項第三号ロ⑵に掲げる者　確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等

4　［略］

へ　学校教育法施行規則第百五十条第六号又は同令第百八十三条第二号に該当する者であって、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの

ト　学校教育法施行規則第百五十条第七号又は同令第百八十三条第三号に該当する者であって、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

チ　［同上］

2　

一・二　［同上］

三　前項第三号に掲げる選考対象者のうち前号に該当しない者にあっては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ　ＧＰＡ等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第二条第一項第三号ハに規定するＧＰＡ等をいう。以下同じ。）がその在学する確認大学等（前項第三号ロ⑴又は⑵に掲げる者にあっては、編入学等の前に在学していた確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等を含む。ロにおいて同じ。）の学部等（別表備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ　次の⑴及び⑵（災害、傷病その他のやむを得ない事由によりその在学する確認大学等において修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下この号において同じ。）が標準単位数（別表備考第一号に規定する標準単位数をいう。以下この号において同じ。）に満たない者にあっては、⑵に限る。）に該当すること。

⑴・⑵　［同上］

四　選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。附則第三条を除き、以下同じ。）の状況について、次に掲げる支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ　［略］

ロ　五万千三百円以上十五万四千六百円未満　次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

⑴　［略］

⑵　選考対象者のうち、公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項三号イ⑴に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学するもの（⑴に掲げる者を除く。）　選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が五千万円未満であること。

ハ　［略］

3　前項第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であって過去に給付奨学生認定を受けたことがあるものに係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

一　［同上］

二　第一項第三号ロ⑵に掲げる者　確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等

4　［同上］

（認定の申請等）

第二十三条の四　［略］

２・３　［略］

４　機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第三号の選考対象者が給付奨学生認定を行うべき者であると認めるときは、給付奨学生認定を行うとともに、当該給付奨学生認定を受けた学生（以下「給付奨学生」という。）に対し、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

５～７　［略］

８　前項の規定にかかわらず、機構は、給付奨学生候補者が学生たるにふさわしくない行為があったと認めるときは、給付奨学生認定を行わないことができる。

（学資支給返還金の返還期限の猶予）

第三十二条の三　機構は、学資支給返還金要返還者が災害又は傷病により学資支給返還金を返還することが困難となったこと、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専門学校に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

（学資支給金の対象となる専攻科）

第三十八条　［略］

２　令第八条の二第一項第一号の表備考に規定する専修学校の専攻科は、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の規定により文部科学大臣が別に指定する専攻科とする。

（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定）

第四十条　令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　［略］

二　生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に学資支給金の支給を受けること（既に給付奨学生認定を受けている学生にあっては、学資支給金の額を変更すること）が必要となった場合

三～五　［略］

２　［略］

（令第八条の三第一号の文部科学省令で定める月数）

第四十一条の二　令第八条の三第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

２　令第八条の三第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専修学校の専門課程に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、四十八月から、専修学校の専門課程に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

（認定の申請等）

第二十三条の四　［同上］

２・３　［同上］

４　機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第三号の選考対象者が給付奨学生認定を行うべき者であると認めるときは、給付奨学生認定を行うとともに、当該給付奨学生認定を受けた学生等（以下「給付奨学生」という。）に対し、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

５～７　［同上］

８　前項の規定にかかわらず、機構は、給付奨学生候補者が学生等たるにふさわしくない行為があったと認めるときは、給付奨学生認定を行わないことができる。

（学資支給返還金の返還期限の猶予）

第三十二条の三　機構は、学資支給返還金要返還者が災害又は傷病により学資支給返還金を返還することが困難となったこと、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専修学校の専門課程に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

（学資支給金の対象となる専攻科）

第三十八条　［同上］

［項を加える。］

（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定）

第四十条　令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　［同上］

二　生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に学資支給金の支給を受けること（既に給付奨学生認定を受けている学生等にあっては、学資支給金の額を変更すること）が必要となった場合

三～五　［同上］

２　［同上］

（令第八条の三第一号の文部科学省令で定める月数）

第四十一条の二　令第八条の三第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、認定専攻科に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、認定専攻科に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

２　令第八条の三第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専門学校に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、四十八月から、専門学校に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

（令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者）

第四十二条　令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者は、過去に学資支給金を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一　［略］

二　確認大学等（確認を受けた専門学校を除く。以下この号において同じ。）に在学した者（確認大学等を卒業又は修了した者を除く。）で引き続いて確認を受けた専修学校の専門課程（修業年限が一年のものを除く。）の第二学年以上に入学した者

三・四　［略］

五　短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者

別表　適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　［略］ 二　修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること。 三・四　［略］
［略］	［略］
［略］	［略］

備考

一　この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数をいう。

イ　確認大学等が卒業又は修了の要件として修得することを定める単位数を修業年限の年数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十条の二、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条の二、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十七条、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十四条及び専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第二十八条の五において準用する同令第二十五条の規定により、確認大学等が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認めた学生にあっては、当該確認大学等が認めた期間）で除した数に、学生が在学した期間の年数（その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間（当該休学期間が一年未満の場合にあっては、その月数（一月未満の場合にあっては、一月）を十二で除した数とする。）を控除する。）を乗じた数（一未満の端数が生じた場合にあっては、これを一に切り上げるものとする。）

ロ　大学設置基準第二十七条の二第一項、短期大学設置基準第十三条の二第一項、専門職大学設置基準第二十二条第一項、専門職短期大学設置基準第十九条第一項及び専修学校設置基準第二十八条の五において準用する同令第二十四条の規定により、学生が在学した期間について履修科目として登録することができる単位数の上限として確認大学等が定めた数を合計した数

（令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者）

第四十二条　令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者は、過去に学資支給金を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一　［同上］

二　確認大学等（確認を受けた専門学校を除く。以下この号において同じ。）に在学した者（確認大学等を卒業又は修了した者を除く。）で引き続いて確認を受けた専門学校（修業年限が一年のものを除く。）の第二学年以上に入学した者

三・四　［同上］

五　短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者

別表　適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　［同上］ 二　修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の六割以下であること。 三・四　［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］

備考

一　この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数をいう。

イ　確認大学等が卒業又は修了の要件として修得することを定める単位数（単位制によらない専門学校にあっては、単位時間数）を修業年限の年数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十条の二、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条の二、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十七条、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十四条及び専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第二十五条の規定により、確認大学等が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認めた学生にあっては、当該確認大学等が認めた期間）で除した数に、学生等が在学した期間の年数（その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間（当該休学期間が一年未満の場合にあっては、その月数（一月未満の場合にあっては、一月）を十二で除した数とする。）を控除する。）を乗じた数（一未満の端数が生じた場合にあっては、これを一に切り上げるものとする。）

ロ　大学設置基準第二十七条の二第一項、短期大学設置基準第十三条の二第一項、専門職大学設置基準第二十二条第一項、専門職短期大学設置基準第十九条第一項及び専修学校設置基準第二十四条の規定により、学生等が在学した期間について履修科目として登録することができる単位数の上限として確認大学等が定めた数を合計した数

二　この表における「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであって、学生の学業成績をＧＰＡ等を用いて相対的に比較することが公平かつ適正であると確認大学等が認める組織等をいう。
三　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（在学期間の計算の特例等） **第二条**　［略］ ２～４　［略］ ５　令第二条第一項第一号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、前条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条第一項第二号に規定する夜間等学科又は同項第三号に規定する通信制の学科に限る。）とする。	（在学期間の計算の特例等） **第二条**　［同上］ ２～４　［同上］ ５　令第二条第一項第一号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、前条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する夜間等学科又は同令第五条第一項に規定する通信制の学科に限る。）とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（短期大学、高等専門学校及び専修学校の専攻科） **第一条**　［略］ ２　法第二条第二項の文部科学省令で定める専修学校の専攻科は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定により文部科学大臣が別に指定する専攻科（以下「適格専攻科」という。）とする。 （大学等の確認要件） **第二条**　法第三条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。 一　大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程及び適格専攻科に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び法第四条第一項の規定による授業料等の減免の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第三号ハ、第十条第二項第二号イ及び別表第二を除き、以下同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数が別表第一に定める基準数以上であること。	（短期大学及び高等専門学校の専攻科） **第一条**　［同上］ ［項を加える。］ （大学等の確認要件） **第二条**　法第三条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。 一　大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び法第四条第一項の規定による授業料等の減免の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第三号ハ、第十条第二項第二号イ及び別表第二を除き、以下同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。

二　［略］

三　大学等において、客観性及び厳格性が確保された学修の成果に係る評価（イにおいて「成績評価」という。）の適正な管理に関する事項として次に掲げる事項を実施すること。

イ・ロ　［略］

ハ　学生の履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるもの（以下「ＧＰＡ等」という。）及びその算出方法の設定、公表及び適切な運用を行うとともに、別表第二備考第二号に規定する学部等ごとにＧＰＡ等の分布状況を把握すること。

ニ　［略］

四　次に掲げるものを公表すること。

イ～ハ　［略］

ニ　学校教育法施行規則第百七十二条の二第一項各号（同令第百七十九条において準用する場合を含む。）に掲げる情報（専門学校にあっては、学校教育法第百三十二条の二第二項の規定による評価の結果及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書に記載すべき情報）

２～４　［略］

第三条　法第三条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一　［略］

二　次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。

イ・ロ　［略］

ハ　直近三年度のいずれかにおいて、大学等（短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科及び専修学校の適格専攻科を除く。以下この号において同じ。）の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」という。）に係る収容定員を除く。以下この号、次条第六項及び附則第三条第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生（併設通信教育に係る学生を除く。）の数の比率をいう。次条第六項及び附則第三条第三項において同じ。）が次の⑴又は⑵に掲げる大学等の区分に応じ、それぞれ⑴又は⑵に定める割合以上であること。

⑴・⑵　［略］

（減免認定又は減免変更認定のための選考）

第九条　減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生の申請に基づき、その在学する確認大学等の設置者がそれぞれ次条第一項又は第六項に規定する選考により行うものとする。

２　減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。

一　［略］

二　［同上］

三　大学等において、客観性及び厳格性が確保された学修の成果に係る評価（イにおいて「成績評価」という。）の適正な管理に関する事項として次に掲げる事項を実施すること。

イ・ロ　［同上］

ハ　学生等の履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるもの（以下「ＧＰＡ等」という。）及びその算出方法の設定、公表及び適切な運用を行うとともに、別表第二備考第二号に規定する学部等ごとにＧＰＡ等の分布状況を把握すること。

ニ　［同上］

四　次に掲げるものを公表すること。

イ～ハ　［同上］

ニ　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百七十二条の二第一項各号（同令第百七十九条において準用する場合を含む。）に掲げる情報（専門学校にあっては、同令第百八十九条において準用する同令第六十七条の規定による評価の結果及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書に記載すべき情報）

２～４　［同上］

第三条　法第三条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一　［同上］

二　次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。

イ・ロ　［同上］

ハ　直近三年度のいずれかにおいて、大学等（短期大学の認定専攻科及び高等専門学校の認定専攻科を除く。以下この号において同じ。）の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」という。）に係る収容定員を除く。以下この号、次条第六項及び附則第三条第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等（併設通信教育に係る学生等を除く。）の数の比率をいう。次条第六項及び附則第三条第三項において同じ。）が次の⑴又は⑵に掲げる大学等の区分に応じ、それぞれ⑴又は⑵に定める割合以上であること。

⑴・⑵　［同上］

（減免認定又は減免変更認定のための選考）

第九条　減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等の申請に基づき、その在学する確認大学等の設置者がそれぞれ次条第一項又は第六項に規定する選考により行うものとする。

２　減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。

一　［同上］

二　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次のいずれにも該当するもの
イ　［略］
ロ　本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者であって、次のいずれかに該当するもの
(1)　［略］
(2)　学校教育法施行規則第百五十条第五号から第六号まで又は同令第百八十三条の規定により読み替えて適用する同令第百五十条第六号に該当する者
ハ　［略］
三～五　［略］

第十条　減免認定を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれにも該当しない学生（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。
一　［略］
二　高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（次項第一号イにおいて「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）した日（次のイ又はロに掲げる者にあっては、それぞれイ又はロに定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者
イ　［略］
ロ　確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者であって、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの　確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日
三～五　［略］
六　学校教育法施行規則第百五十条第六号（第百八十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であって、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの
七　学校教育法施行規則第百五十条第七号（第百八十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であって、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの
八　［略］
九　同時に二以上の確認大学等に在学する学生にあっては、他の確認大学等において、前条第一項の申請を行っている者

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。
一　［略］
二　選考対象者のうち前号に該当しないものにあっては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れた者であると認められること。
イ　ＧＰＡ等がその在学する確認大学等（前項第二号イ又はロに掲げる者にあっては、編入学等の前に在学していた確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等を含む。ロにおいて同じ。）の学部等（別表第二備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

二　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次のいずれにも該当するもの
イ　［同上］
ロ　本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者であって、次のいずれかに該当するもの
(1)　［同上］
(2)　学校教育法施行規則第百五十条第五号から第六号まで又は第百八十三条第二号に該当する者
ハ　［同上］
三～五　［同上］

第十条　減免認定を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれにも該当しない学生等（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。
一　［同上］
二　高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（次項第一号イにおいて「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）した日（次のイ又はロに掲げる者にあっては、それぞれイ又はロに定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者
イ　［同上］
ロ　確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者であって、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの　確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日
三～五　［同上］
六　学校教育法施行規則第百五十条第六号又は同令第百八十三条第二号に該当する者であって、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの
七　学校教育法施行規則第百五十条第七号又は同令第百八十三条第三号に該当する者であって、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの
八　［同上］
九　同時に二以上の確認大学等に在学する学生等にあっては、他の確認大学等において、前条第一項の申請を行っている者

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。
一　［同上］
二　選考対象者のうち前号に該当しないものにあっては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れた者であると認められること。
イ　ＧＰＡ等がその在学する確認大学等（前項第二号イ又はロに掲げる者にあっては、編入学等の前に在学していた確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等を含む。ロにおいて同じ。）の学部等（別表第二備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ　次の(1)及び(2)（災害、傷病その他のやむを得ない事由によりその在学する確認大学等において修得した単位数が標準単位数（別表第二備考第一号に規定する標準単位数をいう。以下この号において同じ。）に満たない者にあっては、(2)に限る。）に該当すること。

(1)・(2)　［略］

三・四　［略］

3　前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であって過去に減免認定を受けたことがあるものに係る特に優れた者であることに係る判定は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れた者であると認められることとする。

一　［略］

二　第一項第二号ロに掲げる者　確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等

4～7　［略］

（減免認定又は減免変更認定に係る減免申請書記載事項等）

第十条の二　法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生に係る次の各号（当該学生が減免変更認定を受けようとする場合にあっては、第一号）に掲げる事項とする。

一・二　［略］

2　法第五条第一項の文部科学省令で定める書類は、次の各号に掲げる学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　前条第二項第一号に該当する選考対象者である学生　学業成績に関する書類及び確認大学等における学修の計画に関する書類

二　前条第二項第一号に該当しない選考対象者である学生　確認大学等における学修の計画に関する書類

3　法第五条第一項ただし書の文部科学省令で定める場合は、選考を行う確認大学等の設置者が、機構選考結果等を活用することにより、学生が特に優れた者であることを確認できる場合とする。

（認定の申請等）

第十一条　減免認定を受けようとする学生は、その在学する確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書（法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の申請書をいう。以下この条から第十一条の三までにおいて同じ。）及び法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の書類（以下この条から第十一条の三までにおいてこれらを「減免申請書等」という。）を当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等の設置者）に提出するものとする。

ロ　次の(1)及び(2)（災害、傷病その他のやむを得ない事由によりその在学する確認大学等において修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下この号において同じ。）が標準単位数（別表第二備考第一号に規定する標準単位数をいう。以下この号において同じ。）に満たない者にあっては、(2)に限る。）に該当すること。

(1)・(2)　［同上］

三・四　［同上］

3　前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であって過去に減免認定を受けたことがあるものに係る特に優れた者であることに係る判定は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れた者であると認められることとする。

一　［同上］

二　第一項第二号ロに掲げる者　確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等

4～7　［同上］

（減免認定又は減免変更認定に係る減免申請書記載事項等）

第十条の二　法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等に係る次の各号（当該学生等が減免変更認定を受けようとする場合にあっては、第一号）に掲げる事項とする。

一・二　［同上］

2　法第五条第一項の文部科学省令で定める書類は、次の各号に掲げる学生等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　前条第二項第一号に該当する選考対象者である学生等　学業成績に関する書類及び確認大学等における学修の計画に関する書類

二　前条第二項第一号に該当しない選考対象者である学生等　確認大学等における学修の計画に関する書類

3　法第五条第一項ただし書の文部科学省令で定める場合は、選考を行う確認大学等の設置者が、機構選考結果等を活用することにより、学生等が特に優れた者であることを確認できる場合とする。

（認定の申請等）

第十一条　減免認定を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書（法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の申請書をいう。以下この条から第十一条の三までにおいて同じ。）及び法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の書類（以下この条から第十一条の三までにおいてこれらを「減免申請書等」という。）を当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等の設置者）に提出するものとする。

2　前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び第十一条の三において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書等を当該確認大学等の設置者に提出するものとする。

3　確認大学等の設置者は、第一項の規定による減免申請書等の提出があったときは、当該減免申請書等を提出した学生に係る第十条第一項の選考を行うものとする。

4　確認大学等の設置者は、前項の規定による選考のために必要があると認めるときは、減免申請書等のほか、減免認定を受けようとする学生に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

5～8　［略］

9　第一項及び第三項から前項までの規定は、減免変更認定を受けようとする授業料等減免対象者について準用する。この場合において、第一項、第三項及び第四項中「学生」とあるのは「授業料等減免対象者」と、第一項中「当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等の設置者）に提出」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行った確認大学等の設置者に提出」と、第三項、第四項、第五項及び第七項中「確認大学等の設置者」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行った確認大学等の設置者」と、第三項及び第六項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第六項」と読み替えるものとする。

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条　施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　［略］

二　生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること（既に減免認定又は減免変更認定を受けている学生にあっては、授業料減免の額を変更すること）が必要となった場合

三・四　［略］

2　［略］

（施行令第三条第一項第一号の文部科学省令で定める月数）

第十九条の二　施行令第三条第一項第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日の属する月から授業料等減免を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

2　施行令第三条第一項第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専修学校の専門課程に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受ける月が異なる場合は、四十八月から、専修学校の専門課程に入学した日の属する月から授業料等減免を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

2　前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び第十一条の三において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書等を当該確認大学等の設置者に提出するものとする。

3　確認大学等の設置者は、第一項の規定による減免申請書等の提出があったときは、当該減免申請書等を提出した学生等に係る第十条第一項の選考を行うものとする。

4　確認大学等の設置者は、前項の規定による選考のために必要があると認めるときは、減免申請書等のほか、減免認定を受けようとする学生等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

5～8　［同上］

9　第一項及び第三項から前項までの規定は、減免変更認定を受けようとする授業料等減免対象者について準用する。この場合において、第一項、第三項及び第四項中「学生等」とあるのは「授業料等減免対象者」と、第一項中「当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等の設置者）に提出」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行った確認大学等の設置者に提出」と、第三項、第四項、第五項及び第七項中「確認大学等の設置者」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行った確認大学等の設置者」と、第三項及び第六項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第六項」と読み替えるものとする。

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条　施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　［同上］

二　生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること（既に減免認定又は減免変更認定を受けている学生等にあっては、授業料減免の額を変更すること）が必要となった場合

三・四　［同上］

2　［同上］

（施行令第三条第一項第一号の文部科学省令で定める月数）

第十九条の二　施行令第三条第一項第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、認定専攻科に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、認定専攻科に入学した日の属する月から授業料等減免を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

2　施行令第三条第一項第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専門学校に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受ける月が異なる場合は、四十八月から、専門学校に入学した日の属する月から授業料等減免を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

（施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者）

第二十条　施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者は、過去に授業料等減免を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一　［略］

二　確認大学等（確認を受けた専門学校を除く。以下この号において同じ。）に在学した者（確認大学等を卒業又は修了した者を除く。）で引き続いて確認を受けた専修学校の専門課程（修業年限が一年のものを除く。）の第二学年以上に入学した者

三・四　［略］

五　短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者

別表第一　実務の経験を有する教員が担当する授業科目等に係る単位数の基準数（第二条関係）

区分	基準数
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
専門学校	
専門課程の昼間学科	
修業年限一年	四単位
修業年限二年	七単位
修業年限三年	十単位
修業年限四年	十三単位
修業年限五年	十六単位
専門課程の夜間等学科及び通信制の学科	
修業年限一年	四単位
修業年限二年	四単位
修業年限三年	六単位
修業年限四年	七単位
修業年限五年	九単位
適格専攻科	
修業年限一年	四単位
修業年限二年	七単位

別表第二　適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。
	一　［略］

（施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者）

第二十条　施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者は、過去に授業料等減免を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一　［同上］

二　確認大学等（確認を受けた専門学校を除く。以下この号において同じ。）に在学した者（確認大学等を卒業又は修了した者を除く。）で引き続いて確認を受けた専門学校（修業年限が一年のものを除く。）の第二学年以上に入学した者

三・四　［同上］

五　短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者

別表第一　実務の経験を有する教員が担当する授業科目等に係る単位数又は授業時数の基準数（第二条関係）

区分	基準数
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
専門学校	
昼間学科（次項に掲げるものを除く。）	
単位制による昼間学科	
八〇単位時間に修業年限の年数を乗じた単位時間数	三単位に修業年限の年数を乗じた単位数
夜間等学科（次項に掲げるものを除く。）	
修業年限一年	八〇単位時間
修業年限二年以上	四五単位時間に修業年限の年数を乗じた単位時間数
単位制による夜間等学科及び通信制の学科	
修業年限一年	三単位
修業年限二年	四単位
修業年限三年	六単位
修業年限四年	七単位
修業年限五年	九単位

別表第二　適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。
	一　［同上］

二　修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること。	［略］	［略］
三・四　［略］	［略］	［略］

備考

一　この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数をいう。

イ　確認大学等が卒業又は修了の要件として修得することを定める単位数を修業年限の年数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十条の二、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条の二、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十七条、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十四条及び専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第二十八条の五の規定において準用する同令第二十五条の規定により、確認大学等が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認めた学生にあっては、当該確認大学等が認めた期間）で除した数に、学生が在学した期間の年数（その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間（当該休学期間が一年未満の場合にあっては、その月数（一月未満の場合にあっては、一月）を十二で除した数とする。）を控除する。）を乗じた数（一未満の端数が生じた場合にあっては、これを一に切り上げるものとする。）

ロ　大学設置基準第二十七条の二第一項、短期大学設置基準第十三条の二第一項、専門職大学設置基準第二十二条第一項、専門職短期大学設置基準第十九条第一項及び専修学校設置基準第二十八条の五の規定において準用する同令第二十四条の規定により、学生が在学した期間について履修科目として登録することができる単位数の上限として確認大学等が定めた数を合計した数

二　この表における「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであって、学生の学業成績をＧＰＡ等を用いて相対的に比較することが公平かつ適正であると確認大学等が認める組織等をいう。

三　［略］

二　修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の六割以下であること。	［同上］	［同上］
三・四　［同上］	［同上］	［同上］

備考

一　この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数をいう。

イ　確認大学等が卒業又は修了の要件として修得することを定める単位数（単位制によらない専門学校にあっては、単位時間数）を修業年限の年数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十条の二、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条の二、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十七条、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十四条及び専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第二十五条の規定により、確認大学等が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認めた学生等にあっては、当該確認大学等が認めた期間）で除した数に、学生等が在学した期間の年数（その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間（当該休学期間が一年未満の場合にあっては、その月数（一月未満の場合にあっては、一月）を十二で除した数とする。）を控除する。）を乗じた数（一未満の端数が生じた場合にあっては、これを一に切り上げるものとする。）

ロ　大学設置基準第二十七条の二第一項、短期大学設置基準第十三条の二第一項、専門職大学設置基準第二十二条第一項、専門職短期大学設置基準第十九条第一項及び専修学校設置基準第二十四条の規定により、学生等が在学した期間について履修科目として登録することができる単位数の上限として確認大学等が定めた数を合計した数

二　この表における「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであって、学生等の学業成績をＧＰＡ等を用いて相対的に比較することが公平かつ適正であると確認大学等が認める組織等をいう。

三　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第１号

年　月　日

様式第二号を次のように改める。

殿

〔設置者の名称〕

〔代表者の役職〕　〔代表者の氏名〕

大学等における修学の支援に関する法律第３条第１項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	
大学等の種類 （いずれかに○を付すこと）	（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校）
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホームページアドレス	

※ 以下のいずれかの□にレ点（☑）を付けて下さい。

□　確認申請
　大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第１項に基づき確認申請書を提出します。

□　更新確認申請書の提出
　大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第３項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点（☑）を付けて下さい。

□　この申請書（添付書類を含む。）の記載内容は、事実に相違ありません。

□　確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）に基づき、基準を満たす学生を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

□　大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

□　この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

□　申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第３条第２項第３号及び第４号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第１号			
第２号の１			
第２号の２			
第２号の３			
第２号の４			

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☑）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

□　実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数の基準数相当分》

□　実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数の基準数相当分》

「⑵-①学外者である理事の複数配置」関係

□　《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「⑵-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

□　《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

□　客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

□　実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数の基準数相当分》【再掲】

その他

□　《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料

□　確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

（添付書類）経営要件を満たすことを示す資料

学校コード		学校名	
設置者名			

Ⅰ．①直前３年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	円	円	円
申請２年度前の決算	円	円	円
申請３年度前の決算	円	円	円

Ⅰ．②直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	円	円	円

Ⅱ．申請校の直近３年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度（申請年度）	人	人	%
前年度	人	人	%
前々年度	人	人	%

大学・短期大学・高等専門学校で、Ⅱ．申請校の直近３年度の全ての収容定員充足率が８割未満の場合
申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度（申請年度）５月１日時点の状況について
（Ａ）又は（Ｂ）のいずれかを記載

・申請校の直近の進学・就職率の状況（Ａ）学校基本統計を利用する場合

	卒業者数(G)	進学者数＋就職者数(H)	進学・就職率(H)/(G)
申請前年度の状況	人	人	%

・申請校の直近の進学・就職率の状況（Ｂ）学校基本統計を利用しない場合

	進学希望者＋就職希望者(I)	進学者数＋就職者数(J)	進学・就職率(J)/(I)
申請前年度の状況	人	人	%

（Ⅰ．②の補足資料）「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	
設置者名	

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第二号の一―②を次のように改める。

様式第二号の四―①別紙を次のように改める。

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	
学校名（○○大学 等）	
設置者名（学校法人○○学園 等）	

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		人（　　）人	人（　　）人	人（　　）人
内訳	第Ⅰ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（　　人）	（　　人）	
	第Ⅱ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（　　人）	（　　人）	
	第Ⅲ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（　　人）	（　　人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	人	人	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				人（　　）人
合計（年間）				人（　　）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	人	人
計	人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
３月以上の停学	人
年間計	人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	人
訓告	人
年間計	人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	人	人

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	人	人
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	
設置者名	

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
年							

学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
人	人	人	人	人	人

（備考）

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）
成績評価の基準・方法
（概要）
卒業・進級の認定基準
（概要）
学修支援等
（概要）

様式第二号の四―②を次のように改める。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
人 （100%）	人 （　　%）	人 （　　%）	人 （　　%）
（主な就職、業界等）			
（就職指導内容）			
（主な学修成果（資格・検定等））			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
人	人	%
（中途退学の主な理由）		
（中退防止・中退者支援のための取組）		

②学校単位の情報

ａ）「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料（年間）	その他	備考（任意記載事項）
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

ｂ）学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
第三者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）		
（備考）		

ｃ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ4とする。

様式第二号の四―②別紙を次のように改める。

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	
学校名（○○大学 等）	
設置者名（学校法人○○学園 等）	

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		人（　　）人	人（　　）人	人（　　）人
内訳	第Ⅰ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（　　人）	（　　人）	
	第Ⅱ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（　　人）	（　　人）	
	第Ⅲ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（　　人）	（　　人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	人	人	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				人（　　）人
合計（年間）				人（　　）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	人	人
計	人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
３月以上の停学	人
年間計	人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	人
訓告	人
年間計	人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	人	人

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	人	人
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（認定日本語教育機関認定基準の一部改正）

第九条　認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（日本語教育課程の目的及び目標） **第十六条**　認定日本語教育機関は、その設置する各日本語教育課程について、次の各号に掲げるもののいずれかを目的とし、当該目的に照らして適切な目標を設定しなければならない。 一　主として我が国の大学、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。）又は専修学校（専門課程又は専攻科（同法第百二十五条の二第一項に規定する専攻科をいう。）に限る。）（第十八条第三項において「大学等」という。）において教育を受けること、我が国において就職することその他の目的のために我が国において日本語教育を受けることを希望して我が国に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を習得させるための教育を行うこと。 二・三　［略］ ２　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（日本語教育課程の目的及び目標） **第十六条**　認定日本語教育機関は、その設置する各日本語教育課程について、次の各号に掲げるもののいずれかを目的とし、当該目的に照らして適切な目標を設定しなければならない。 一　主として我が国の大学、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。）又は専修学校の専門課程（第十八条第三項において「大学等」という。）において教育を受けること、我が国において就職することその他の目的のために我が国において日本語教育を受けることを希望して我が国に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を習得させるための教育を行うこと。 二・三　［同上］ ２　［同上］

（文部科学省組織規則の一部改正）

第十条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、産業教育調査官及び教科調査官） **第三十二条**　［略］ ２　［略］ ３　高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。 一　［略］ 二　生徒の奨学に関すること。 ４～６　［略］ （企画官、育英奨学専門官及び就職指導専門官） **第四十条**　［略］ ２　［略］ ３　育英奨学専門官は、学生の育英奨学に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。 ４　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、産業教育調査官及び教科調査官） **第三十二条**　［同上］ ２　［同上］ ３　高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。 一　［同上］ 二　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関すること。 ４～６　［同上］ （企画官、育英奨学専門官及び就職指導専門官） **第四十条**　［同上］ ２　［同上］ ３　育英奨学専門官は、学生及び生徒（専修学校の専門課程の生徒に限る。）の育英奨学に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。 ４　［同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条による改正後の学校教育法施行規則第百五十五条第二項第四号、第百七十七項第四号、第百八十三条の二第一項及び第三項、第百八十三条の三、第百八十六条並びに第百八十六条の三の規定、第二条による改正後の専修学校設置基準第九条、第十条第二項、第十一条第三項及び第四項、第十二条第三項から第六項まで、第十三条第二項及び第三項、第十六条、第十七条、第十九条から第二十二条まで、第二十三条（第二項を除く。）から第二十五条まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十四条、第三十七条並びに第三十八条の規定、第六条による改正後の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の二第二項第三号ロ及び別表の規定並びに第八条による改正後の大学等の修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第二号ロ、別表第一及び別表第二の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に専修学校の専門課程に入学する者について適用し、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者については、なお従前の例による。

第三条　学校教育法の一部を改正する法律による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十二条に規定する専修学校の専門課程を修了した者は、第一条による改正後の学校教育法施行規則第百八十六条の二の規定にかかわらず、学校教育法の一部を改正する法律による改正後の学校教育法第百二十五条の二第二項の規定により専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者とみなす。

第四条　第八条による改正後の大学等における修学の支援に関する法律施行規則第二条第一項第四号ニに規定する専門学校が行う学校教育法の一部を改正する法律による改正後の学校教育法第百三十二条の二第二項の規定による評価の結果の公表については、当分の間、専門学校の学生の保護者その他の当該専門学校の関係者（当該専門学校の職員を除く。）による評価の結果の公表をもってこれに代えることができる。

○農林水産省令第三十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第二項第二号から第四号までの規定に基づき、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条の三関係） 一　次に掲げる肥料（第一条の三第一項に規定する肥料にあつては、へ及びトを除く。）のいずれかを原料の一つとして配合したもの イ～ニ　（略） ホ　と畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場をいい、牛、めん羊又は山羊に係るものに限る。）の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料（牛、めん羊、山羊及び鹿による当該肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該摂取の防止に効果があると認められる材料（農林水産大臣が指定するものに限る。）若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工その他必要な措置が行われたものを除く。） ヘ・ト　（略） 二～四　（略）	別表（第一条の三関係） 一　次に掲げる肥料（第一条の三第一項に規定する肥料にあつては、へ及びトを除く。）のいずれかを原料の一つとして配合したもの イ～ニ　（略） ホ　牛、めん羊又は山羊由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。）を使用して生産された肥料（牛、めん羊、山羊及び鹿による当該肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該摂取の防止に効果があると認められる材料（農林水産大臣が指定するものに限る。）若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工その他必要な措置が行われたものを除く。） ヘ・ト　（略） 二～四　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に肥料の品質の確保等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録を受け、又は法第二十二条第一項の規定による届出がされている肥料であって、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料に使用されるものについては、この省令による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の三別表第一号ホの規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

法規的告示

○金融庁告示第八十六号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十六条の三第二項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（令和五年金融庁告示第百七号）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十八日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
1　ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第２号）の特定関係法人	1　［同左］
［略］	［同左］
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同左］
(3)　商号又は名称　Moody’s Italia S.r.l 主たる事務所の所在地　Piazza Luigi Einaudi no. 8 20124-Milan, Italy	(3)　商号又は名称　Moody’s Italia S.r.l 主たる事務所の所在地　Corso di Porta Romana 68 Milan, 20122, Italy
(4)　［略］	(4)　［同左］
(5)　商号又は名称　Moody’s Investors Service Pty Limited 主たる事務所の所在地　No. 1 Martin Place, Level 14, Sydney, NSW 2000, Australia	(5)　商号又は名称　Moody’s Investors Service Pty Limited 主たる事務所の所在地　Level 10, 1 O’Connell Street, Sydney, NSW 2000, Australia
［(6)～(14)　略］	［(6)～(14)　同左］
2　Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第５号）の特定関係法人	2　［同左］
［略］	［同左］
(1)　［略］	(1)　［同左］
(2)　商号又は名称　S&P Global Ratings Argentina S.R.L., Agente de Calificación de Riesgo 主たる事務所の所在地　Avenida Leandro N. Alem, 815-Piso 4 Torre Catalinas Norte Ciudad de Buenos Aires, Argentina C1001AAD	(2)　商号又は名称　S&P Global Ratings Argentina S.R.L., Agente de Calificación de Riesgo 主たる事務所の所在地　Avenida Leandro N. Alem, 815-Piso 3, Torre Catalinas Norte, Ciudad de Buenos Aires, Argentina C1001AAD
［(3)～(10)　略］	［(3)～(10)　同左］
(11)　商号又は名称　S&P Global Ratings Europe Limited 主たる事務所の所在地　［略］ Dubai International Financial Center, Level 6, DIFC Gate Village 7, PO Box 506650 United Arab Emirates ［略］	(11)　商号又は名称　S&P Global Ratings Europe Limited 主たる事務所の所在地　［同左］ The Gate Precinct-Building 1, Level 05, Dubai International Financial Centre, Dubai, United Arab Emirates ［同左］
(12)　［略］	(12)　［同左］
3　フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第７号）の特定関係法人	3　［同左］
［略］	［同左］
［(1)～(6)　略］	［(1)～(6)　同左］
(7)　商号又は名称　Fitch Mexico S.A. de C.V. 主たる事務所の所在地　［略］ Blvd Manuel Avila Camacho #36 Floor 23, Edificio Esmeralda II, Col. Lomas de Chapultepec, Alcaldia Miguel Hidalgo C.P. 11000, Mexico City	(7)　商号又は名称　Fitch Mexico S.A. de C.V. 主たる事務所の所在地　［同左］ Blv. Manuel Avila Camacho 88, Edificio Picasso, Piso 10, Col. Lomas de Chapultepec, Miguel Hidalgo, Mexico City, 11000.

(8) 商号又は名称 主たる事務所の所在地	Fitch Ratings Ireland Limited 88 Harcourt Street, Dublin 2, DO2 DK18, Ireland ［略］ Pza de Pablo Ruiz Picasso 1, Torre Picasso 19th floor, 28020 Madrid, Spain
(9) 商号又は名称 主たる事務所の所在地	Fitch Ratings Canada, Inc. 22 Adelaide Street West, Suite 2810 Toronto, ON M5H 4E3, Canada ［略］
備考　表中の［ ］の記載は注記である。	

○農林水産省告示第千二百九十八号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）別表第一号ホの規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第千百四十五号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
1　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別表第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料又は原料の使用は、次に定めるところにより行うものとする。 一　規則別表第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料の使用は、と畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定するとと畜場をいい、牛、めん羊又は山羊に係るものに限る。以下同じ。）の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料の生産業者（外国において本邦に輸出される肥料を業として生産する者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が、当該肥料を生産する際に、同号ホの農林水産大臣が指定する材料を使用することにより行うこと。 二　規則別表第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる原料の使用は、と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される普通肥料の生産業者が、当該肥料を生産する際に、次に掲げる方法により行うこと。 イ・ロ　（略） 2　規則別表第一号ホの疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工は、と畜場のうち、牛のみに係るものの排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料の生産業者が、当該肥料を生産する際に、当該汚泥について次に掲げる方法のいずれかにより行うものであって、その加工の工程について農林水産大臣の確認を受けたものとする。 一～六　（略） 3　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者が当該肥料を他の普通肥料（指定混合肥料を除く。）の原料として他の生産業者又は販売業者（以下「生産業者等」という。）に譲渡又は引渡し（以下「譲渡等」という。）をする場合（と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された普通肥料の登録外国生産業者（当該肥料の輸入業者であるものを除く。）が当該肥料を他の普通肥料（指定混合肥料を除く。）の原	1　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別表第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料又は原料の使用は、次に定めるところにより行うものとする。 一　規則別表第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料の使用は、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を使用して生産される肥料の生産業者（外国において本邦に輸出される肥料を業として生産する者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が、当該肥料を生産する際に、同号ホの農林水産大臣が指定する材料を使用することにより行うこと。 二　規則別表第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる原料の使用は、牛等由来の原料を使用して生産される普通肥料の生産業者が、当該肥料を生産する際に、次に掲げる方法により行うこと。 イ・ロ　（略） 2　規則別表第一号ホの疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工は、牛由来の原料を使用して生産される肥料の生産業者が、当該肥料を生産する際に、その牛由来の原料について次に掲げる方法のいずれかにより行うものであって、その加工の工程について農林水産大臣の確認を受けたものとする。 一～六　（略） 3　牛等由来の原料を使用して生産された肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者が当該肥料を他の普通肥料（指定混合肥料を除く。）の原料として他の生産業者又は販売業者（以下「生産業者等」という。）に譲渡又は引渡し（以下「譲渡等」という。）をする場合（牛等由来の原料を使用して生産された普通肥料の登録外国生産業者（当該肥料の輸入業者であるものを除く。）が当該肥料を他の普通肥料（指定混合肥料を除く。）の原料として輸入業者（当該肥料の登録外国生

料として輸入業者（当該肥料の登録外国生産業者であるものを除く。以下「特定輸入業者」という。）に譲渡等する場合を含む。）にあっては、前二項に定めるところにより行う措置（以下「摂取防止材の使用等の措置」という。）を、次に定める肥料の原料の流通行程を管理するための措置に代えることができるものとする。

一　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料（摂取防止材の使用等の措置又はこの項の規定による肥料の原料の流通行程を管理するための措置が行われていないものに限る。）の生産業者又は輸入業者（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を輸入する場合にあっては、特定輸入業者を除く。以下「原料肥料生産業者等」という。）が、生産業者等に当該肥料の譲渡等をする場合にあっては、当該譲渡等の際に当該譲渡等を受ける生産業者等に対し、次に掲げる事項を記載した肥料原料供給管理票（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「管理票」という。）を交付するとともに、当該肥料の容器又は包装に「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」と記載すること。

イ～ニ　（略）

二　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された普通肥料（摂取防止材の使用等の措置が行われていないものに限る。）の登録外国生産業者が、特定輸入業者に当該肥料の譲渡等をする場合にあっては、当該譲渡等の際に当該譲渡等を受ける特定輸入業者に対し、前号イからニまでに掲げる事項に加え国内管理人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及びその主たる事務所の所在地）を記載した管理票を交付するとともに、当該肥料の容器又は包装に「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」と記載すること。この場合において、当該特定輸入業者が当該肥料の国内管理人でないときは、併せて、当該国内管理人に当該管理票の写しを送付すること。

三～八　（略）

附　則

1　（略）

2　規則別表第一号ホの規定に基づく牛、めん羊、山羊及び鹿によると畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置については、当分の間、第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該肥料の流通過程を管理するための措置（これらの規定に定める措置に相当すると農林水産大臣が認めるものに限る。）を行うことができる。

3　（略）

附　則

この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

産業者であるものを除く。以下「特定輸入業者」という。）に譲渡等する場合を含む。）にあっては、前二項に定めるところにより行う措置（以下「摂取防止材の使用等の措置」という。）を、次に定める肥料の原料の流通行程を管理するための措置に代えることができるものとする。

一　牛等由来の原料を使用して生産された肥料（摂取防止材の使用等の措置又はこの項の規定による肥料の原料の流通行程を管理するための措置が行われていないものに限る。）の生産業者又は輸入業者（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を輸入する場合にあっては、特定輸入業者を除く。以下「原料肥料生産業者等」という。）が、生産業者等に当該肥料の譲渡等をする場合にあっては、当該譲渡等の際に当該譲渡等を受ける生産業者等に対し、次に掲げる事項を記載した肥料原料供給管理票（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「管理票」という。）を交付するとともに、当該肥料の容器又は包装に「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」と記載すること。

イ～ニ　（略）

二　牛等由来の原料を使用して生産された普通肥料（摂取防止材の使用等の措置が行われていないものに限る。）の登録外国生産業者が、特定輸入業者に当該肥料の譲渡等をする場合にあっては、当該譲渡等の際に当該譲渡等を受ける特定輸入業者に対し、前号イからニまでに掲げる事項に加え国内管理人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及びその主たる事務所の所在地）を記載した管理票を交付するとともに、当該肥料の容器又は包装に「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」と記載すること。この場合において、当該特定輸入業者が当該肥料の国内管理人でないときは、併せて、当該国内管理人に当該管理票の写しを送付すること。

三～八　（略）

附　則

1　（略）

2　汚泥肥料（と畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定するとと畜場をいう。以下この項において同じ。）の排水処理施設から生じた汚泥を原料として使用したものに限る。）、乾燥菌体肥料（と畜場の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したものに限る。）、菌体肥料（と畜場の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を使用したものに限る。）及び菌体りん酸肥料（と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を原料として使用したものに限る。）（以下この項において「汚泥肥料等」という。）についての規則別表第一号ホの規定に基づく牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置については、当分の間、第一項から第三項までの規定にかかわらず、汚泥肥料等の流通過程を管理するための措置（これらの規定に定める措置に相当すると農林水産大臣が認めるものに限る。）を行うことができる。

3　（略）

○農林水産省告示第千二百九十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年農林水産省告示第二百八十四号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、公告する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

一　窒素質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
被覆窒素肥料（窒素質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中一の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であつて、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	（略）	（略）	一・二　（略） 三　と畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定するとと畜場をいい、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）に係るものに限る。以下同じ。）の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。）別表第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿によるとと畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用し

改正前

一　窒素質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
被覆窒素肥料（窒素質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中一の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であつて、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	（略）	（略）	一・二　（略） 三　牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を使用する場合にあつては、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。）別表第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防する

				て生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものであること。
				四・五　（略）
混合窒素肥料（窒素質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中一の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であつて、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。）に、窒素質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	
			七・八　（略）	

二　りん酸質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有すべき主成分の最大量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

				ための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものであること。
				四・五　（略）
混合窒素肥料（窒素質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中一の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であつて、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。）に、窒素質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	
			七・八　（略）	

二　りん酸質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有すべき主成分の最大量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

熔成けい酸りん肥（次に掲げる肥料をいう。 一　りん鉱石に、けい石、石灰石及び塩基性のマグネシウム含有物を混合し、熔融したもの 二　一に掲げる熔成けい酸りん肥の原料にマンガン含有物又はほう酸塩を混合し、熔融したもの 三　下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融したもの）	（略）	（略）	（略）	（略）
一～三　（略） 四　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五　牛等の部位（牛等由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）のうち、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）以外のものをいう。以下同じ。）を原料とする場合にあつては、牛（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法第十四条の検査を経ていない牛等の部位（以下「脊柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	（略）	（略）	（略）	（略）

熔成けい酸りん肥（次に掲げる肥料をいう。 一　りん鉱石に、けい石、石灰石及び塩基性のマグネシウム含有物を混合し、熔融したもの 二　一に掲げる熔成けい酸りん肥の原料にマンガン含有物又はほう酸塩を混合し、熔融したもの） 三　下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融したもの）	（略）	（略）	（略）	（略）
一～三　（略） 四　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五　牛等の部位（牛等由来の原料のうち、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）以外のものをいう。以下同じ。）を原料とする場合にあつては、牛（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条の検査を経ていない牛等の部位（以下「脊柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	（略）	（略）	（略）	（略）

(2)　登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
菌体りん酸肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　専ら原料規格第二中十六の項イに掲げる原料を使用したもの 二　原料規格第二中十六の項イに掲げる原料に動植物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三　原料規格第二中十六の項イに掲げる原料又は当該原料に動植物質の原料若しくは原料規格第二中十六の項ロに掲げる原料を混合したものを堆積又は撹拌し、腐熟させたもの 四　専ら原料規格第二中十六の項ロに掲げる原料を使用したもの）	（略）	（略）	一～四　（略） 五　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六　（略）

(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
被覆りん酸肥料（りん酸質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	（略）	（略）	一　（略） 二　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三・四　（略）

(2)　登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
菌体りん酸肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　専ら原料規格第二中十六の項イに掲げる原料を使用したもの 二　原料規格第二中十六の項イに掲げる原料に動植物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三　原料規格第二中十六の項イに掲げる原料又は当該原料に動植物質の原料若しくは原料規格第二中十六の項ロに掲げる原料を混合したものを堆積又は撹拌し、腐熟させたもの 四　専ら原料規格第二中十六の項ロに掲げる原料を使用したもの）	（略）	（略）	一～四　（略） 五　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六　（略）

(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
被覆りん酸肥料（りん酸質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	（略）	（略）	一　（略） 二　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三・四　（略）

加工りん酸肥料（りん酸質肥料、副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）、熔成微量要素複合肥料、りん酸含有物、塩基性のカルシウム、マグネシウム若しくはマンガン含有物、鉱さい又はほう酸塩に硫酸、りん酸又は塩酸を加えたものをいう。）	（略）	（略）	一　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二・三　（略）
混合りん酸肥料（りん酸質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）に、りん酸質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）

三　加里質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
被覆加里肥料（加里質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中七の	（略）	（略）	一　（略） 二　と畜場の排水処理施設から生じた

加工りん酸肥料（りん酸質肥料、副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）、熔成微量要素複合肥料、りん酸含有物、塩基性のカルシウム、マグネシウム若しくはマンガン含有物、鉱さい又はほう酸塩に硫酸、りん酸又は塩酸を加えたものをいう。）	（略）	（略）	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二・三　（略）
混合りん酸肥料（りん酸質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）に、りん酸質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）

三　加里質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
被覆加里肥料（加里質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中七の	（略）	（略）	一　（略） 二　牛等由来の原料を使用する場合に

項又は八の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）

混合加里肥料（加里質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中七の項又は八の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないものに限る。）に、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）

（略）

（略）

汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

三・四　（略）

（略）

（略）

一～五　（略）

六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

七・八　（略）

四　有機質肥料（動植物質のものに限る。）

(1)　登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
肉かす粉末	（略）	（略）	牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

項又は八の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）

混合加里肥料（加里質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中七の項又は八の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないものに限る。）に、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）

（略）

（略）

あつては、管理措置が行われたものであること。

三・四　（略）

（略）

（略）

一～五　（略）

六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

七・八　（略）

四　有機質肥料（動植物質のものに限る。）

(1)　登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
肉かす粉末	（略）	（略）	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が

	肉骨粉	蒸製てい角粉	蒸製てい角骨粉
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	（削る）	牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

	肉骨粉	蒸製てい角粉	蒸製てい角骨粉
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

蒸製毛粉（羽及び鯨ひげを蒸製したものを含む。）	（略）	（略）	（削る）
乾血及びその粉末	（略）	（略）	牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
生骨粉	（略）	（略）	牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製骨粉（脱こう骨粉を含む。）	（略）	（略）	牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

蒸製毛粉（羽及び鯨ひげを蒸製したものを含む。）	（略）	（略）	牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。
乾血及びその粉末	（略）	（略）	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
生骨粉	（略）	（略）	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製骨粉（脱こう骨粉を含む。）	（略）	（略）	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が

（略）	（略）	（略）	（略）
蒸製皮革粉	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
食品残さ加工肥料（食品由来の有機質物（食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。）を加熱乾燥し、搾油機により搾油したかすをいう。）	（略）	（略）	（略）
		油分は一〇％以下であること。	（削る）

(2)　登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（％）	含有を許される有害成分の最大量（％）	その他の制限事項
魚廃物加工肥料（原料規格第一中一の項イ又はロに掲げる原料を泥炭その他の動植物に由来する吸着原料に吸着させたものをいう。）	（略）	（略）	一　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　（略）

（略）	（略）	（略）	混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製皮革粉	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
食品残さ加工肥料（食品由来の有機質物（食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。）を加熱乾燥し、搾油機により搾油したかすをいう。）	（略）	（略）	（略）
		一　油分は一〇％以下であること。 二　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

(2)　登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（％）	含有を許される有害成分の最大量（％）	その他の制限事項
魚廃物加工肥料（原料規格第一中一の項イ又はロに掲げる原料を泥炭その他の動植物に由来する吸着原料に吸着させたものをいう。）	（略）	（略）	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　（略）

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
乾燥菌体肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　専ら原料規格第一中三の項ホ又はヘに掲げる原料を使用したもの 二　原料規格第二中十五の項に掲げる原料を加熱乾燥したもの）	（略）	（略）	一　（略） 二　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三　（略）
(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの			
肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
副産動植物質肥料（専ら原料規格第一に掲げる原料を使用したものをいう。）	（略）	（略）	一～三　（略） 四　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五・六　（略）
混合有機質肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　有機質肥料に有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）を混合したもの 二　一に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの）	（略）	（略）	一～三　（略） 四　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五・六　（略）
五　副産肥料等			
(1)　登録の有効期間が三年であるもの			
肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
菌体肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　専ら原料規格第二中十五の項に掲げる原料を使用したもの	（略）	（略）	一～三　（略） 四　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
乾燥菌体肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　専ら原料規格第一中三の項ホ又はヘに掲げる原料を使用したもの 二　原料規格第二中十五の項に掲げる原料を加熱乾燥したもの）	（略）	（略）	一　（略） 二　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三　（略）
(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの			
肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
副産動植物質肥料（専ら原料規格第一に掲げる原料を使用したものをいう。）	（略）	（略）	一～三　（略） 四　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五・六　（略）
混合有機質肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　有機質肥料に有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）を混合したもの 二　一に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの）	（略）	（略）	一～三　（略） 四　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五・六　（略）
五　副産肥料等			
(1)　登録の有効期間が三年であるもの			
肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
菌体肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　専ら原料規格第二中十五の項に掲げる原料を使用したもの	（略）	（略）	一～三　（略） 四　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたもの

二　原料規格第二中十五の項に掲げる原料又は当該原料に原料規格第一に掲げる原料を混合したものを堆積又は撹拌し、腐熟させたものをいう。）

理措置が行われたものであること。

五　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
副産肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　原料規格第一に掲げる原料及び原料規格第二に掲げる原料（十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）をそれぞれ一以上使用したもの 二　専ら原料規格第二に掲げる原料（十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用したもの	（略）	（略）	一～四　（略） （削る）
			五～八　（略）
液状肥料（肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用したもので あつて、液状のものをいう。）	（略）	（略）	一～七　（略） 八　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 九～十二　（略）

二　原料規格第二中十五の項に掲げる原料又は当該原料に原料規格第一に掲げる原料を混合したものを堆積又は撹拌し、腐熟させたものをいう。）

であること。

五　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
副産肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　原料規格第一に掲げる原料及び原料規格第二に掲げる原料（十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）をそれぞれ一以上使用したもの 二　専ら原料規格第二に掲げる原料（十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用したもの	（略）	（略）	一～四　（略） 五　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六～九　（略）
液状肥料（肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用したもので あつて、液状のものをいう。）	（略）	（略）	一～七　（略） 八　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 九～十二　（略）

六　複合肥料

(1)　登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
吸着複合肥料（窒素、りん酸若しくは加里を含有する肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）の水溶液をけいそう土その他の吸着原料に吸着させたものをいう。）	（略）	（略）	一～四　（略） 五　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六～八　（略）
家庭園芸用複合肥料（肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第一及び原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用したものであつて、規則第一条の三に規定する家庭園芸用肥料であるものをいう。）	（略）	（略）	一～四　（略） 五　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六～九　（略）

六　複合肥料

(1)　登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
吸着複合肥料（窒素、りん酸若しくは加里を含有する肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）の水溶液をけいそう土その他の吸着原料に吸着させたものをいう。）	（略）	（略）	一～四　（略） 五　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六～八　（略）
家庭園芸用複合肥料（肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第一及び原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用したものであつて、規則第一条の三に規定する家庭園芸用肥料であるものをいう。）	（略）	（略）	一～四　（略） 五　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六～九　（略）

熔成複合肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を配合し、熔融したもの 二　下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融したもの）	（略）	（略）
一・二　（略） 三　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 四　（略）		

(2)　登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
混合汚泥複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に次のいずれかを混合し、造粒又は成形したものをいう。 一　汚泥肥料（次のいずれかを堆積又はかくはんし、腐熟させたものに限る。次号において同じ。） ア　し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	（略）	（略）	一～四　（略） 五　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六　（略）

熔成複合肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を配合し、熔融したもの 二　下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融したもの）	（略）	（略）
一・二　（略） 三　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 四　（略）		

(2)　登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
混合汚泥複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に次のいずれかを混合し、造粒又は成形したものをいう。 一　汚泥肥料（次のいずれかを堆積又はかくはんし、腐熟させたものに限る。次号において同じ。） ア　し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	（略）	（略）	一～四　（略） 五　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六　（略）

イ　動物の排せつ物に凝集を促進する材料（昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の別表第一に掲げる凝集促進材を除く。原料規格第二中十六の項及び原料規格第三中二の項において同じ。）若しくは悪臭を防止する材料を混合し、脱水若しくは乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したもの
二　動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）及び一に掲げる汚泥肥料）

(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
化成肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したもの	（略）	（略）	一～四　（略） 五　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六～八　（略）

イ　動物の排せつ物に凝集を促進する材料（昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の別表第一に掲げる凝集促進材を除く。原料規格第二中十六の項及び原料規格第三中二の項において同じ。）若しくは悪臭を防止する材料を混合し、脱水若しくは乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したもの
二　動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）及び一に掲げる汚泥肥料）

(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
化成肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したもの	（略）	（略）	一～四　（略） 五　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六～八　（略）

二　一に掲げる化成肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぷん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したもの

三　肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第一及び原料規格第二に掲げるものに限り、三年原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用し、これに化学的操作を加えたもの

四　三に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの

五　一若しくは二に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したも

二　一に掲げる化成肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぷん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したもの

三　肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第一及び原料規格第二に掲げるものに限り、三年原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用し、これに化学的操作を加えたもの

四　三に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの

五　一若しくは二に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したも

のに三に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したもの又は四に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの）			
混合動物排せつ物複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に動物の排せつ物（牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。）を混合し、造粒又は成形したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）
混合堆肥複合肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に堆肥（動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの	（略）	（略）	一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七～九　（略）

のに三に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したもの又は四に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの）			
混合動物排せつ物複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に動物の排せつ物（牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。）を混合し、造粒又は成形したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）
混合堆肥複合肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に堆肥（動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの	（略）	（略）	一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七～九　（略）

二　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぶん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）のいずれか一以上及び堆肥（動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの	成形複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料若しくは微量要素複合肥料に木質泥炭、紙パルプ廃繊維、草炭質腐植、流紋岩質凝灰岩粉末又はベントナイトのいずれか一を混合し、造粒又は成形したものをいう。）	（略）	（略）
	一～十　（略） 十一　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 十二・十三　（略）		

二　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぶん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）のいずれか一以上及び堆肥（動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの	成形複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料若しくは微量要素複合肥料に木質泥炭、紙パルプ廃繊維、草炭質腐植、流紋岩質凝灰岩粉末又はベントナイトのいずれか一を混合し、造粒又は成形したものをいう。）	（略）	（略）
	一～十　（略） 十一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 十二・十三　（略）		

被覆複合肥料（化成肥料又は液状肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	（略）	（略）	一・二　（略） 三　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 四・五　（略）
配合肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合したもの 二　一に掲げる配合肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぷん肥料、グアノ（りん酸のく溶率五〇％以上のもので造粒又は成形しないものに限る。）、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合したもの 三　化成肥料を配合したもの）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七～九　（略）

被覆複合肥料（化成肥料又は液状肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	（略）	（略）	一・二　（略） 三　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 四・五　（略）
配合肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合したもの 二　一に掲げる配合肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぷん肥料、グアノ（りん酸のく溶率五〇％以上のもので造粒又は成形しないものに限る。）、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合したもの 三　化成肥料を配合したもの）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七～九　（略）

七　石灰質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
混合石灰肥料（石灰質肥料に、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）

八　けい酸質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
熔成けい酸質肥料（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃掃法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物、同条第四項に規定する産業廃棄物又はそれらの焼却灰を溶融したものをいう。）	（略）	（略）	一～六　（略） 七　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 八　（略）

九　苦土質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
被覆苦土肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であ	（略）	（略）	一　（略） 二　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場

七　石灰質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
混合石灰肥料（石灰質肥料に、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）

八　けい酸質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期限が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
熔成けい酸質肥料（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃掃法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物、同条第四項に規定する産業廃棄物又はそれらの焼却灰を溶融したものをいう。）	（略）	（略）	一～六　（略） 七　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 八　（略）

九　苦土質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
被覆苦土肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であ	（略）	（略）	一　（略） 二　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措

つて、苦土を保証したものに限る。）又は苦土質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）		
混合苦土肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、苦土を保証したものに限る。）又は苦土質肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）
合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三・四　（略）	一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）	

十　マンガン質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
混合マンガン肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十二の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、マンガンを保証したものに限る。）又はマンガン質肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）

つて、苦土を保証したものに限る。）又は苦土質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）		
混合苦土肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、苦土を保証したものに限る。）又は苦土質肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）
置が行われたものであること。 三・四　（略）	一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）	

十　マンガン質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
混合マンガン肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十二の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、マンガンを保証したものに限る。）又はマンガン質肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）

十一　（略）

十二　微量要素複合肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
混合微量要素肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、苦土を保証したもの又は専ら原料規格第二中十二の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、マンガンを保証したものに限る。）、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）

十三　汚泥肥料等

登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　専ら原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料を使用したもの 二　原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料に動植物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの	（略）	一　（略） 二　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三　（略）

十一　（略）

十二　微量要素複合肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
混合微量要素肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、苦土を保証したもの又は専ら原料規格第二中十二の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、マンガンを保証したものに限る。）、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）

十三　汚泥肥料等

登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　専ら原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料を使用したもの 二　原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料に動植物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの	（略）	一　（略） 二　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三　（略）

三　原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料又は当該原料に動植物質の原料若しくは原料規格第三中四の項に掲げる原料を混合したものを堆積又は撹拌し、腐熟させたもの 四　専ら原料規格第三中四の項に掲げる原料を使用したもの		
水産副産物発酵肥料（原料規格第三中五の項に掲げる原料に植物質又は動物質の原料を混合したものを堆積又は撹拌し、腐熟させたものをいう。）	（略）	
（略）	（略）	（略）

三　原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料又は当該原料に動植物質の原料若しくは原料規格第三中四の項に掲げる原料を混合したものを堆積又は撹拌し、腐熟させたもの 四　専ら原料規格第三中四の項に掲げる原料を使用したもの		
水産副産物発酵肥料（原料規格第三中五の項に掲げる原料に植物質又は動物質の原料を混合したものを堆積又は撹拌し、腐熟させたものをいう。）	（略）	
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に肥料の品質の確保等に関する法律第四条第一項、第三項若しくは第四項又は第三十三条の二第一項の規定による登録を受けている肥料については、この告示による改正後の昭和六十一年農林水産省告示第二百八十四号の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千三百号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第二項の規定に基づき、昭和二十五年農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料	一　肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料
(イ)　次に掲げる肥料で粉末にしないもの	(イ)　次に掲げる肥料で粉末にしないもの
魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）、干魚肥料、干蚕蛹、甲殻類質肥料、蒸製骨（脱こう骨を含み、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）の部位（牛等由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）のうち、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）以外のものをいう。以下同じ。）を原料とするものについては牛	魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）、干魚肥料、干蚕蛹、甲殻類質肥料、蒸製骨（脱こう骨を含み、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を使用する場合にあつては肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）別表第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものに限り、かつ、牛等の部位（牛等由来の原料のうち、肉（食用に供

（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条の検査を経ていない牛等の部位（以下「脊柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、蒸製てい角、肉かす（牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、羊毛くず、牛毛くず、粗砕石灰石

(ロ)　米ぬか、発酵米ぬか、発酵かす（生産工程中に塩酸を使用しないしよう油かすを除く。以下同じ。）、アミノ酸かす（廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量〇・五パーセント以上のものを除く。）、くず植物油かす及びその粉末（植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。）、草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末、木の実油かす及びその粉末（カポツク油かす及びその粉末を除く。以下同じ。）、コーヒーかす、くず大豆及びその粉末（くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたもの及びその粉末をいう。）、たばこくず肥料及びその粉末（変性しないたばこくず肥料粉末を除く。）、乾燥藻及びその粉末、落棉分離かす肥料、よもぎかす、草木灰（じんかい灰を除く。）、くん炭肥料、骨炭粉末（牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、骨灰（牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、セラツクかす、にかわかす、オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）、発酵乾ぷん肥料（し尿を嫌気性発酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。）、人ぷん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進材」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止材」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを除く。）、動物の排せつ物（凝集促進材（別表第一に掲げるものに限る。）を加えたものを含む。以下同じ。）、動物の排せつ物の燃焼灰、堆肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、グアノ（窒素質グアノを除く。）、発泡消火剤製造かす（てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいう。）、貝殻肥料（貝粉末及び貝灰を含む。）、貝化石粉末（古代にせい息した貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。）が地中に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末をいう。

（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条の検査を経ていない牛等の部位（以下「脊柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、蒸製てい角、肉かす（牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、羊毛くず、牛毛くず、粗砕石灰石

(ロ)　米ぬか、発酵米ぬか、発酵かす（生産工程中に塩酸を使用しないしよう油かすを除く。以下同じ。）、アミノ酸かす（廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量〇・五パーセント以上のものを除く。）、くず植物油かす及びその粉末（植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。）、草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末、木の実油かす及びその粉末（カポツク油かす及びその粉末を除く。以下同じ。）、コーヒーかす、くず大豆及びその粉末（くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたもの及びその粉末をいう。）、たばこくず肥料及びその粉末（変性しないたばこくず肥料粉末を除く。）、乾燥藻及びその粉末、落棉分離かす肥料、よもぎかす、草木灰（じんかい灰を除く。）、くん炭肥料、骨炭粉末（牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、骨灰（牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、セラツクかす、にかわかす（オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、魚鱗（蒸製魚鱗及びその粉末を除く。）、家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）、発酵乾ぷん肥料（し尿を嫌気性発酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。）、人ぷん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進材」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止材」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを含む。以下同じ。）、動物の排せつ物（凝集促進材（別表第一に掲げるものに限る。）を加えたものを含む。以下同じ。）、動物の排せつ物の燃焼灰、堆肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限

以下同じ。）、製糖副産石灰、石灰処理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留廃液を石灰で処理したものであつて、乾物一キログラムにつきアルカリ分含有量が二百五十グラムを超えるものをいう。）、含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものに限る。）、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。）、微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、三ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）、カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）、石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

(ハ)　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条第一項の規定による届出がされている肥料については、この告示による改正後の昭和二十五年農林省告示第百七十七号の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千三百一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二十二条の二第一項の規定に基づき、特殊肥料の品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千百六十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第２　遵守事項 １　表示事項の表示の方法 (1)～(6)　（略） (7)　原料 ア～エ　（略） （削る） オ　アからエまでの記載は、次の表に掲げる例により記載すること。 （原料） 牛ふん、鶏ふん、肉骨粉、わら類、樹皮、骨炭粉末 備考：１～３　（略） （削る） ４～７　（略）	第２　遵守事項 １　表示事項の表示の方法 (1)～(6)　（略） (7)　原料 ア～エ　（略） オ　生産に当たって肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第64号。以下「規則」という。）別表第１号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、その材料の名称及び使用量を記載すること。また、当該材料が使用された特殊肥料を原料とした場合にあっては、その材料の名称も記載すること。 カ　アからオまでの記載は、次の表に掲げる例により記載すること。 （原料） 牛ふん、鶏ふん、肉骨粉、わら類、樹皮、骨炭粉末 備考：１～３　（略） ４　牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を５％使用したものである。 ５～８　（略）

改正後	改正前
⑻　主成分の含有量等 ア　（略） イ　表二の左欄に掲げる主成分の含有量等については、別紙の分析方法による分析結果に基づき、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第64号。以下「規則」という。）第11条第９項の表の中欄に掲げる量以上含有する場合に限り、それぞれ表二の中欄に掲げる表示の単位を用いて記載することができる。この場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。 ウ・エ　（略） 表一・表二　（略） ２　（略）	⑻　主成分の含有量等 ア　（略） イ　表二の左欄に掲げる主成分の含有量等については、別紙の分析方法による分析結果に基づき、規則第11条第９項の表の中欄に掲げる量以上含有する場合に限り、それぞれ表二の中欄に掲げる表示の単位を用いて記載することができる。この場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。 ウ・エ　（略） 表一・表二　（略） ２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条第一項の規定による届出がされている肥料の表示については、この告示による改正後の特殊肥料の品質表示基準の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百二号

令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第一号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千六百五十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（略） 別表	（略） 別表

農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量
（略）	（略）	（略）
2’，6’－ジブロモ－２－メチル－４’－トリフルオロメトキシ－４－トリフルオロメチル－１，３－チアゾール－５－カルボキスアニリド（別名チフルザミド）	0.014mg／kg体重／日	0.25mg／kg体重
（略）		

農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）		

その他告示

○農林水産省告示第千三百三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十月一日に消滅したものとみなされる。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第18495号
2　登録年月日　平成21年９月28日
3　農林水産植物の種類
Schlumbergera Lem.
4　登録品種の名称　TKピンクローズ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
大岩徳夫
愛知県知多郡南知多町大字内海字早稲倉25番地

1　登録番号　第23632号
2　登録年月日　平成26年９月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイアルマン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第23645号
2　登録年月日　平成26年９月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイスペード
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第23647号
2　登録年月日　平成26年９月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DELIARAGON
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第23655号
2　登録年月日　平成26年９月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　太陽のグーマイエロー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県花卉園芸農業協同組合
沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番１号

1　登録番号　第23656号
2　登録年月日　平成26年９月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　太陽のグーマオレンジ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県花卉園芸農業協同組合
沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番１号

1　登録番号　第23657号
2　登録年月日　平成26年９月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　太陽のグーマクリーム
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県花卉園芸農業協同組合
沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番１号

1　登録番号　第23658号
2　登録年月日　平成26年９月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　太陽のグーマピンク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県花卉園芸農業協同組合
沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番１号

1　登録番号　第23659号
2　登録年月日　平成26年９月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　太陽のグーマレッド
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県花卉園芸農業協同組合
沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番１号

1　登録番号　第24505号
2　登録年月日　平成27年９月30日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　RNFクリーム01
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
中島均
岐阜県安八郡輪之内町四郷323

1　登録番号　第24506号
2　登録年月日　平成27年９月30日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　岐阜大台木１号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
国立大学法人東海国立大学機構
愛知県名古屋市千種区不老町１番

1　登録番号　第24509号
2　登録年月日　平成27年９月30日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　Evera250
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

1　登録番号　第24513号
2　登録年月日　平成27年９月30日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　EveraR005
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

1　登録番号　第24517号
2　登録年月日　平成27年９月30日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　RNFピンク03WL
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
中島均
岐阜県安八郡輪之内町四郷323

1　登録番号　第24518号
2　登録年月日　平成27年９月30日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　Evera252
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

1　登録番号　第26241号
2　登録年月日　平成29年９月28日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華夜叉
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第26245号
2　登録年月日　平成29年９月28日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　泉郷破魔矢
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第26246号
2　登録年月日　平成29年９月28日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華上善
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第26263号
2　登録年月日　平成29年９月28日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　クンヌンジャㇺ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Korea National Open University Industry Academic Cooperation Foundation
169 Dongsung-Dong, Jongno-Gu, Seoul, Republic of Korea

1　登録番号　第26264号
2　登録年月日　平成29年９月28日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　スーパージャㇺ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Korea National Open University Industry Academic Cooperation Foundation
169 Dongsung-Dong, Jongno-Gu, Seoul, Republic of Korea

1　登録番号　第26265号
2　登録年月日　平成29年９月28日
3　農林水産植物の種類
Phalaenopsis Blume
4　登録品種の名称　SEKAI-F4511
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
SOGO by Dummen Orange Co., Ltd.
No. 187, Ronghua Lane, Jianxing Village, Neipu Township, Pingtung County 91246, Taiwan

1　登録番号　第26266号
2　登録年月日　平成29年９月28日
3　農林水産植物の種類
Phalaenopsis Blume
4　登録品種の名称　SEKAI-F4608
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
SOGO by Dummen Orange Co., Ltd.
No. 187, Ronghua Lane, Jianxing Village, Neipu Township, Pingtung County 91246, Taiwan

○農林水産省告示第千三百四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十月五日に消滅したものとみなされる。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第29411号
2　登録年月日　令和４年10月４日
3　農林水産植物の種類
Prunus persica (L.) Batsch
4　登録品種の名称　ㇾㇶお
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
石原和幸
山梨県笛吹市八代町高家77

1　登録番号　第29419号
2　登録年月日　令和４年10月４日
3　農林水産植物の種類
Zea mays L.
4　登録品種の名称　AX-152
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692―２

○農林水産省告示第千三百五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十月八日に消滅したものとみなされる。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第21173号
2　登録年月日　平成23年10月５日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　コシヒカリえいち５号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
本田技研工業株式会社
東京都港区南青山二丁目１番１号

1　登録番号　第21174号
2　登録年月日　平成23年10月５日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　コシヒカリえいち６号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
本田技研工業株式会社
東京都港区南青山二丁目１番１号

○農林水産省告示第千三百六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十月十一日に消滅したものとみなされる。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第27039号
2　登録年月日　平成30年10月10日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DEKAURINKO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dekker Breeding B.V.
Julianaweg 6a, 1711RP Hensbroek, the Netherlands

1　登録番号　第27053号
2　登録年月日　平成30年10月10日
3　農林水産植物の種類
Hordeum L.
4　登録品種の名称　春系0803
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サッポロビール株式会社
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番１号

○農林水産省告示第千三百七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十月十六日に消滅したものとみなされる。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第22722号
2　登録年月日　平成25年10月15日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　ブレイヒル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 60910, Israel

○農林水産省告示第千三百八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十月十八日に消滅したものとみなされる。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第25492号
2　登録年月日　平成28年10月17日
3　農林水産植物の種類
Polyscias fruticosa (L.) Harms
4　登録品種の名称　スターシャ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
島袋勤
沖縄県沖縄市明道１丁目21―31

○農林水産省告示第千三百九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十月二十二日に消滅したものとみなされる。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第28660号
2　登録年月日　令和３年10月21日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　FIMMERRED
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands

1　登録番号　第28666号
2　登録年月日　令和３年10月21日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DEKALJONKA SALMON
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dekker Breeding B.V.
Julianaweg 6a, 1711RP Hensbroek, the Netherlands

1　登録番号　第28668号
2　登録年月日　令和３年10月21日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　金海
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
中村秀晃
静岡県浜松市西区和地町240

1　登録番号　第28669号
2　登録年月日　令和３年10月21日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DLFUSKO1
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2678BS, Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第28691号
2　登録年月日　令和３年10月21日
3　農林水産植物の種類
Phedimus takesimensis (Nakai) 't Hart
4　登録品種の名称　オウミ　シマ１号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
鹿田良男
滋賀県守山市吉身７丁目２―29

○農林水産省告示第千三百十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十月二十五日に消滅したものとみなされる。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第13414号
2　登録年月日　平成17年10月24日
3　農林水産植物の種類
Nicotiana L.
4　登録品種の名称　はるかF69
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
日本たばこ産業株式会社
東京都港区虎ノ門４－１－１

1　登録番号　第13420号
2　登録年月日　平成17年10月24日
3　農林水産植物の種類
Brassica rapa L. var. rapa (L.) Thell. [Brassica rapa L. ssp. Rapa ; var. rapifera Metzg.]
4　登録品種の名称　清内路あかね
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
大井美知男
長野県松本市沢村２丁目３番52―302号　メゾン21
阿智村
長野県下伊那郡阿智村駒場483番地

1　登録番号　第26278号
2　登録年月日　平成29年10月24日
3　農林水産植物の種類
Arctotis L.
4　登録品種の名称　ラルム
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
金子勝哉
岐阜県下呂市萩原町上呂1043番地１

1　登録番号　第26279号
2　登録年月日　平成29年10月24日
3　農林水産植物の種類
Arctotis L.
4　登録品種の名称　プリュネル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
金子勝哉
岐阜県下呂市萩原町上呂1043番地１

1　登録番号　第26284号
2　登録年月日　平成29年10月24日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　FIMMEVENGOL
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands

○農林水産省告示第千三百十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十月二十九日に消滅したものとみなされる。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第27061号
2　登録年月日　平成30年10月26日
3　農林水産植物の種類
Hardenbergia Benth.
4　登録品種の名称　スタンディーパープル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
井上永太郎
福岡県久留米市田主丸町地徳2784
渡辺良則
福岡県久留米市田主丸町竹野1810―７

1　登録番号　第27065号
2　登録年月日　平成30年10月26日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　プリモフューシャ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
仁木照夫
群馬県桐生市黒保根町下田沢3470

1　登録番号　第27072号
2　登録年月日　平成30年10月26日
3　農林水産植物の種類
Saxifraga rosacea Moench
4　登録品種の名称　春風
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
内川雅規
埼玉県鴻巣市広田3745―１

○農林水産省告示第千三百十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十月二十一日に消滅したものとみなされる。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第29921号
2　登録年月日　令和５年10月30日
3　農林水産植物の種類
Gypsophila L.
4　登録品種の名称　MYGYP006
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミヨシ
東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号

○農林水産省告示第千三百十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年八月二十八日　　農林水産大臣　小泉進次郎

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31196号 令和７年８月28日	Calibrachoa Cerv.	Docalalnaorze	25	Dummen Group B. V. Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands	令和４年10月17日
第31197号 令和７年８月28日	〃	INCALPOCYE	〃	株式会社ハクサン 愛知県日進市岩藤町三番割321番地１	令和５年４月19日
第31198号 令和７年８月28日	〃	INCALPOCDP	〃	〃	令和５年２月21日
第31199号 令和７年８月28日	〃	INCALCOWHI	〃	〃	〃
第31200号 令和７年８月28日	〃	WNCALSBDBLCR23	〃	WinGen, L.L.C. 6834 Old Lockhart Hwy, Mustang Ridge, Texas 78610, USA	令和５年４月19日
第31201号 令和７年８月28日	〃	WNCALSBHY23	〃	〃	令和５年３月20日
第31202号 令和７年８月28日	〃	WNCALSBPL23	〃	〃	令和５年４月19日
第31203号 令和７年８月28日	〃	Suncal 691	〃	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番５号	令和５年７月19日
第31204号 令和７年８月28日	〃	Suncal 694	〃	〃	〃
第31205号 令和７年８月28日	〃	KLECA18155	〃	Klemm＋Sohn GmbH & Co. KG Hanfacker 10, 70378 Stuttgart, Germany	令和５年８月10日
第31206号 令和７年８月28日	Callistephus chinensis (L.) Nees	SAKAST060	〃	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	令和５年３月20日
第31207号 令和７年８月28日	Chrysanthemum L.	DLFLUTI2	〃	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	令和４年10月17日
第31208号 令和７年８月28日	〃	DLFAMAM1	〃	〃	令和５年３月30日
第31209号 令和７年８月28日	〃	DLFTURT5	〃	〃	〃
第31210号 令和７年８月28日	〃	DLFVESP3	〃	〃	令和５年８月10日
第31211号 令和７年８月28日	〃	DLFCAMP12	〃	〃	〃
第31212号 令和７年８月28日	〃	太陽（たいよう）のレイナ	〃	沖縄県花卉園芸農業協同組合 沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番１号	令和５年12月19日
第31213号 令和７年８月28日	〃	太陽（たいよう）のレイカ	〃	〃	〃
第31214号 令和７年８月28日	〃	スプレーアイチ秋（あき）２号（ごう）	〃	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	令和５年10月５日

第31215号 令和７年８月28日	Cuphea linarioides Cham. & Schltdl.	アサノマK	〃	有限会社麻野間園芸 愛知県北設楽郡設楽町西納庫字駒ヶ原177	令和２年２月３日
第31216号 令和７年８月28日	Cymbidium Sw.	ソフィアフレッシュ	〃	株式会社河野メリクロン 徳島県美馬市脇町大字北庄562番地の１	令和６年２月22日
第31217号 令和７年８月28日	〃	聖なる夜	〃	〃	令和６年５月23日
第31218号 令和７年８月28日	Dactylis glomerata L.	わせじまん	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号	令和３年６月29日
第31219号 令和７年８月28日	Dahlia Cav.	PLANOV021	〃	Klemm＋Sohn GmbH & Co. KG Hanfacker 10, 70378 Stuttgart, Germany	令和４年１月20日
第31220号 令和７年８月28日	〃	エターニティピーチ	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和５年１月17日
第31221号 令和７年８月28日	〃	エターニティシャイン	〃	〃	令和４年10月17日
第31222号 令和７年８月28日	〃	MYDAH030	〃	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	令和５年６月８日
第31223号 令和７年８月28日	〃	千葉大PMRホワイト	〃	国立大学法人千葉大学 千葉県千葉市稲毛区弥生町１番33号	令和５年７月19日
第31224号 令和７年８月28日	〃	千葉大PMRマゼンタ	〃	〃	〃
第31225号 令和７年８月28日	Epipremnum pinnatum (L.) Engl.	テルノジャック	〃	伊藤輝則 愛知県弥富市富島１丁目92番地	令和５年６月８日
第31226号 令和７年８月28日	Gomphrena L.	SAKGOM007	〃	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	令和５年３月30日
第31227号 令和７年８月28日	〃	SAKGOM008	〃	〃	〃
第31228号 令和７年８月28日	〃	SAKGOM009	〃	〃	〃
第31229号 令和７年８月28日	Hebe Comm. ex Juss.	MARKSTRIPE	30	有限会社フジ　フローラ 東京都港区南青山２丁目22番14―802号	令和４年６月７日
第31230号 令和７年８月28日	Helianthus L.	SAKSUN008	25	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	令和５年１月17日
第31231号 令和７年８月28日	Hordeum vulgare L.	きぬもち二条	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和３年２月８日
第31232号 令和７年８月28日	Lactuca sativa L.	オルパダンヘッドグラス	〃	ツルタのタネ株式会社 群馬県伊勢崎市赤堀今井町二丁目1098番地10	令和４年１月20日

第31233号 令和７年８月28日	〃	TLE585	〃	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	〃
第31234号 令和７年８月28日	〃	JUDALINAS	〃	Rijk Zwaan Zaadteelt en Zaadhandel B. V. Burgemeester Crezeelaan 40, 2678KX De Lier, The Netherlands	令和４年２月21日
第31235号 令和７年８月28日	〃	ウインダヘッドグラス	〃	ツルタのタネ株式会社 群馬県伊勢崎市赤堀今井町二丁目1098番地10	令和４年３月１日
第31236号 令和７年８月28日	〃	ティロール	〃	Syngenta Crop Protection AG Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland	令和４年５月６日
第31237号 令和７年８月28日	〃	KAY-016	〃	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	令和４年６月20日
第31238号 令和７年８月28日	〃	UC-201	〃	横浜植木株式会社 神奈川県横浜市南区唐沢15番地	〃
第31239号 令和７年８月28日	〃	ウィキィリーフW	〃	株式会社吉野家ホールディングス 東京都中央区日本橋箱崎町36番２号 国立大学法人千葉大学 千葉県千葉市稲毛区弥生町１番33号	令和４年７月26日
第31240号 令和７年８月28日	〃	ユニレッドW	〃	〃	〃
第31241号 令和７年８月28日	Lolium multiflorum Lam. ssp. italicum (A. Br.) Volkart	Kyushu 1	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	平成29年８月18日

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31203号 令和７年８月28日	Calibrachoa Cerv.	Suncal 691	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番５号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
第31204号 令和７年８月28日	〃	Suncal 694	〃	〃	〃
第31205号 令和７年８月28日	〃	KLECA18155	Klemm＋Sohn GmbH & Co. KG Hanfacker 10, 70378 Stuttgart, Germany	〃	〃
第31206号 令和７年８月28日	Callistephus chinensis (L.) Nees	SAKAST060	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	〃	〃

第31214号 令和７年８月28日	Chrysanthemum L.	スプレーアイチ秋（あき）２号（ごう）	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	〃	〃
第31218号 令和７年８月28日	Dactylis glomerata L.	わせじまん	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号	〃	〃
第31220号 令和７年８月28日	Dahlia Cav.	エターニティピーチ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第31221号 令和７年８月28日	〃	エターニティシャイン	〃	〃	〃
第31222号 令和７年８月28日	〃	MYDAH030	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	〃	〃
第31223号 令和７年８月28日	〃	千葉大（ちばだい）PMRホワイト	国立大学法人千葉大学 千葉県千葉市稲毛区弥生町１番33号	〃	〃
第31224号 令和７年８月28日	〃	千葉大（ちばだい）PMRマゼンタ	〃	〃	〃
第31225号 令和７年８月28日	Epipremnum pinnatum (L.) Engl.	テルノジャック	伊藤輝則 愛知県弥富市富島１丁目92番地	〃	〃
第31226号 令和７年８月28日	Gomphrena L.	SAKGOM007	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	〃	〃
第31227号 令和７年８月28日	〃	SAKGOM008	〃	〃	〃
第31228号 令和７年８月28日	〃	SAKGOM009	〃	〃	〃
第31230号 令和７年８月28日	Helianthus L.	SAKSUN008	〃	〃	〃
第31231号 令和７年８月28日	Hordeum vulgare L.	きぬもち二条（にじょう）	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第31232号 令和７年８月28日	Lactuca sativa L.	オルパダンヘッドグラス	ツルタのタネ株式会社 群馬県伊勢崎市赤堀今井町二丁目1098番地10	〃	〃
第31235号 令和７年８月28日	〃	ウインダヘッドグラス	〃	〃	〃
第31237号 令和７年８月28日	〃	KAY-016	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	〃	〃
第31238号 令和７年８月28日	〃	UC-201	横浜植木株式会社 神奈川県横浜市南区唐沢15番地	〃	〃
第31239号 令和７年８月28日	〃	ウィキィリーフW	株式会社吉野家ホールディングス 東京都中央区日本橋箱崎町36番２号 国立大学法人千葉大学 千葉県千葉市稲毛区弥生町１番33号	〃	〃
第31241号 令和７年８月28日	Lolium multiflorum Lam. ssp. italicum (A. Br.) Volkart	Kyushu 1	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃

○農林水産省告示第千三百十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Aralia elata (Miq.) Seem.	めあり	三條竹美 山形県最上郡大蔵村大字清水4042番地	第38064号 令和７年５月30日
Brassica oleracea L. convar. capitata (L.) Alef.	アルヴェリア	有限会社石井育種場 静岡県静岡市駿河区池田710番地の１	第38063号 令和７年５月29日
Cenchrus purpureus (Schumach.) Morrone x Cenchrus americanus (L.) Morrone	バナホースグラス	南洋物産株式会社 東京都中央区築地４丁目３番11号	第37552号 令和６年８月５日
Chrysanthemum L.	DLFPLUM1	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第38065号 令和７年５月30日
〃	DLFLIB1	〃	第38066号 令和７年５月30日
〃	DLFFELICI2	〃	第38067号 令和７年５月30日
〃	Dochrycocombro	Dummen Group B.V. Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands	第38070号 令和７年６月４日
〃	Dochrycocompur	〃	第38071号 令和７年６月４日
〃	セイメーヌ	有限会社ジャパンフラワードリーム 愛知県田原市高松町谷倉63番地	第38084号 令和７年６月13日
Dendrobium Sw.	YD670	株式会社山本デンドロビューム園 岡山県岡山市南区浜野一丁目12番30号	第38077号 令和７年６月10日
〃	YD644	〃	第38078号 令和７年６月10日
Fragaria L.	みえの森(もり)02	合同会社みえの森苺園 三重県津市小舟10番地	第38038号 令和７年５月19日
〃	DJKベリー	第一実業株式会社 東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地	第38068号 令和７年５月30日
Hydrangea L.	HIDIAM65	HI Breeding B.V. Hooflaan 17, 2678KM De Lier, The Netherlands	第38010号 令和７年５月１日
〃	HIMEA	〃	第38011号 令和７年５月１日
〃	HIOCE	〃	第38012号 令和７年５月１日
〃	姫(ひめ)あられ	有限会社谷田部園芸 栃木県鹿沼市塩山町20番地	第38036号 令和７年５月16日
〃	KBMA02	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 久保田哲也 群馬県伊勢崎市国定町１－141－42	第38048号 令和７年５月26日
Lagerstroemia L.	SMNLCIBF	Spring Meadow Nursery, Inc. 12601 120th Ave. Grand Haven, Michigan, 49417, USA	第38005号 令和７年５月１日
〃	SMNLIG	〃	第38006号 令和７年５月１日
〃	SMNLIJ	〃	第38007号 令和７年５月１日
Phyla Lour.	K10世(せい)	大出真隆 栃木県小山市西城南５丁目39番地８	第38047号 令和７年５月26日
Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai	鳥園(とりえん)L	鳥取県 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地	第38044号 令和７年５月21日

Rosa L.	Tan16633	Rosen Tantau KG Tornescher Weg 13, 25436 Uetersen, Germany	第38050号 令和７年５月27日
〃	KORnekcraz	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	第38051号 令和７年５月27日
〃	KORsilu 15	〃	第38052号 令和７年５月27日
〃	KEIFUAIKAZE	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	第38053号 令和７年５月27日
〃	KEIFUCIRUGE	〃	第38054号 令和７年５月27日
〃	MEIDODELINE	〃	第38055号 令和７年５月27日
〃	MEISAXA	〃	第38056号 令和７年５月27日
Tradescantia zebrina hort. ex Bosse	BL1	Tingdal by Lundager ApS Fangelvej 26, Fangel, 5260 Odense S, Denmark	第38069号 令和７年５月31日
Trifolium campestre Schreb.	KM2025	木村亮祐 愛知県あま市乙之子屋敷54番地２	第38013号 令和７年５月１日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Brassica oleracea L. convar. capitata (L.) Alef.	アルヴェリア	有限会社石井育種場 静岡県静岡市駿河区池田710番地の１	第38063号 令和７年５月29日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Dendrobium Sw.	YD670	株式会社山本デンドロビューム園 岡山県岡山市南区浜野一丁目12番30号	第38077号 令和７年６月10日	〃	〃
〃	YD644	〃	第38078号 令和７年６月10日	〃	〃
Fragaria L.	みえの森(もり)02	合同会社みえの森苺園 三重県津市小舟10番地	第38038号 令和７年５月19日	〃	〃
Hydrangea L.	KBMA02	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 久保田哲也 群馬県伊勢崎市国定町１―141―42	第38048号 令和７年５月26日	〃	〃
Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai	鳥園(とりえん)L	鳥取県 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地	第38044号 令和７年５月21日	〃	〃
Rosa L.	Tan16633	Rosen Tantau KG Tornescher Weg 13, 25436 Uetersen, Germany	第38050号 令和７年５月27日	〃	〃
〃	KORnekcraz	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	第38051号 令和７年５月27日	〃	〃

〃	KORsilu 15	〃	第38052号 令和７年５月27日	〃	〃
〃	KEIFUAIKAZE	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	第38053号 令和７年５月27日	〃	〃
〃	KEIFUCIRUGE	〃	第38054号 令和７年５月27日	〃	〃
〃	MEIDODELINE	〃	第38055号 令和７年５月27日	〃	〃
〃	MEISAXA	〃	第38056号 令和７年５月27日	〃	〃

〃	Trifolium campestre Schreb.	KM2025	木村亮祐 愛知県あま市乙之子屋敷54番地２	第38013号 令和７年５月１日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Pyrus pyrifolia (Burm.f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai	鳥園（とりえん）L	鳥取県 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地	第38044号 令和７年５月21日	鳥取県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○国土交通省告示第八百四十一号

但馬飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　兵庫県　兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目十番一号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　但馬飛行場照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　但馬飛行場内　兵庫県豊岡市

四　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変　更　後

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
		最大二十カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口
（略）			

変　更　前

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
	蛍光放電灯、航空青の不動光	最大十二カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口
（略）			

附　則

この告示は、令和七年八月二十九日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

○

▷

○

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

令和６年度厚生労働省第二共済組合の決算に関する公告

令和７年８月28日

東京都千代田区霞が関１－２－２
厚生労働省第二共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	9,307	流動負債	400
固定資産	0	固定負債	4,301
		剰余金	4,606
合計	9,307	合計	9,307

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	57,515	経常利益	52,677
特別損失	23	特別利益	27
当期利益金	107	当期損失金	4,885
		交付金収入	56
合計	57,645	合計	57,645

2　業務経理

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	494	流動負債	113
固定資産	47	固定負債	0
		剰余金	428
合計	541	合計	541

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	208	経常利益	219
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	11	当期損失金	0
合計	219	合計	219

3　保健経理

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	1,211	流動負債	56
固定資産	3	固定負債	0
		剰余金	1,158
合計	1,214	合計	1,214

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	930	経常利益	1,116
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	186		
合計	1,116	合計	1,116

4　医療経理

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	4,086	流動負債	250
固定資産	2	固定負債	316
		剰余金	3,522
合計	4,088	合計	4,088

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	1,297	経常利益	1,504
特別損失	1	特別利益	2
当期利益金	208	当期損失金	0
合計	1,506	合計	1,506

5　貯金経理

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	501	流動負債	147
固定資産	2	固定負債	3
		剰余金	353
合計	503	合計	503

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	18	経常利益	28
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	10		
合計	28	合計	28

6　貸付経理

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	315	流動負債	21
固定資産	1,459	固定負債	42
		剰余金	1,711
合計	1,774	合計	1,774

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	114	経常利益	55
特別損失	0	特別利益	0
		当期損失金	59
合計	114	合計	114

7　財形経理

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	0	流動負債	0
固定資産	9	固定負債	9
		剰余金	0
合計	9	合計	9

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	0	経常利益	0
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	0		
合計	0	合計	0

独立行政法人自動車事故対策機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構の財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年８月28日

東京都墨田区錦糸３丁目２番１号
独立行政法人自動車事故対策機構
理事長　中村晃一郎

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

資産の部				
Ⅰ　流動資産				
現金及び預金		5,039,149,159		
棚卸資産		146,699,585		
前払費用		31,380,936		
未収収益		270,611		
貸付金	4,324,691,132			
貸倒引当金	△ 1,714,697,488	2,609,993,644		
未収金		124,319,197		
未収業務委託費還付額		463,607,076		
賞与引当金見返(注)		277,729,373		
流動資産合計			8,693,149,581	
Ⅱ　固定資産				
1　有形固定資産				
建物	7,901,758,145			
減価償却累計額	△ 5,490,801,144	2,410,957,001		
構築物	262,165,418			
減価償却累計額	△ 234,461,215	27,704,203		
機械装置	4,492,017,668			
減価償却累計額	△ 3,040,570,536	1,451,447,132		
車両運搬具	152,997,640			
減価償却累計額	△ 122,483,730	30,513,910		
工具器具備品	3,882,267,559			
減価償却累計額	△ 2,888,648,133	993,619,426		
土地		3,549,800,000		
建設仮勘定		20,129,308		
有形固定資産合計		8,484,170,980		
2　無形固定資産				
ソフトウェア		704,443,578		
電話加入権		2,117,600		
その他無形固定資産		347,009		
無形固定資産合計		706,908,187		
3　投資その他の資産				
破産債権等	289,502,316			
貸倒引当金	△ 286,017,516	3,484,800		
敷金・保証金		187,043,805		
退職給付引当金見返(注)		2,092,398,549		
投資その他の資産合計		2,282,927,154		
固定資産合計			11,474,006,321	
資産合計				20,167,155,902
負債の部				
Ⅰ　流動負債				
運営費交付金債務(注)		912,919,000		
１年以内返済予定長期借入金		369,699,390		
短期リース債務		29,678,026		
未払金		2,538,222,554		
預り金		19,391,608		
資産見返運営費交付金(注)		144,239,689		
引当金				
賞与引当金	277,729,373	277,729,373		
１年以内履行予定資産除去債務		12,265,000		
流動負債合計			4,304,144,640	
Ⅱ　固定負債				
資産見返負債(注)				
資産見返運営費交付金	1,710,087,600			
資産見返補助金	11,801,352			
資産見返寄附金	6,014,858			
資産見返物品受贈額	1			
建設仮勘定見返施設費	20,129,308	1,748,033,119		
長期借入金		2,001,000,000		
長期リース債務		71,701,712		

引当金				
退職給付引当金	2,092,398,549	2,092,398,549		
固定負債合計			5,913,133,380	
負債合計				10,217,278,020
純資産の部				
Ⅰ　資本金				
政府出資金		13,081,869,227		
民間出資金		92,216,055		
資本金合計			13,174,085,282	
Ⅱ　資本剰余金				
資本剰余金		9,321,461,632		
その他行政コスト累計額(注)		△14,539,138,894		
減価償却相当累計額（△）		△8,934,269,397		
減損損失相当累計額（△）		△77,280		
除売却差額相当累計額（△）		△5,604,792,217		
資本剰余金合計			△5,217,677,262	
Ⅲ　利益剰余金				
前中期目標期間繰越積立金(注)		717,264,256		
積立金		758,123,914		
当期未処分利益		518,081,692		
（うち当期総利益 518,081,692）				
利益剰余金合計			1,993,469,862	
純資産合計				9,949,877,882
負債純資産合計				20,167,155,902

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費	12,864,928,615	
一般管理費	2,474,538,242	
財務費用	1,420,177	
臨時損失	8,053,206	
損益計算書上の費用合計		15,348,940,240
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額(注)	411,113,490	
除売却差額相当額(注)	15,177,053	
その他行政コスト合計		426,290,543
Ⅲ　行政コスト		15,775,230,783

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
業務経費			
人件費	2,100,399,205		
減価償却費	269,807,345		
賞与引当金繰入	211,166,135		
諸謝金	18,487,130		
旅費交通費	84,144,445		
消耗品費	124,284,358		
印刷製本費	168,529,126		
通信運搬費	135,669,756		
賃借料	114,856,721		
業務委託費	1,601,687,316		
雑給	461,033,846		
修繕費	81,042,500		
療護業務委託費	3,493,568,769		
介護料支給費	3,826,898,562		
相談支援実施料支給費	38,707,578		
消費税等	96,091,100		
その他	38,554,723	12,864,928,615	
一般管理費			
人件費	752,423,484		
減価償却費	64,508,190		
賞与引当金繰入	66,563,238		
退職給付費用	176,970,144		
貸倒引当金繰入	3,102,982		
旅費交通費	44,921,226		
消耗品費	26,092,724		
印刷製本費	6,948,597		
通信運搬費	13,049,260		
賃借料	645,682,112		

業務委託費	567,230,392		
光熱水料	36,423,968		
雑給	40,824,319		
福利厚生費	4,038,331		
その他	25,759,275	2,474,538,242	
財務費用			
支払利息		1,420,177	
経常費用合計			15,340,887,034
経常収益			
運営費交付金収益(注)		8,578,566,291	
業務収益			
貸付利息収入	19,671,390		
運行管理者等指導講習手数料収入	660,059,175		
適性診断手数料収入	1,689,618,650		
業務雑収入	111,114,370	2,480,463,585	
資産見返負債戻入(注)			
資産見返運営費交付金戻入	415,956,480		
資産見返補助金戻入	107,199		
資産見返寄附金戻入	1,928,603	417,992,282	
介護料支給業務補助金収益(注)		3,827,129,852	
その他補助金等収益(注)		38,707,578	
借入金償還免除益		3,300,610	
貸倒引当金戻入		43,239,717	
賞与引当金見返に係る収益(注)		277,729,373	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		176,970,144	
財務収益			
受取利息		39,080	
雑益			
その他雑益		22,781,979	
経常収益合計			15,866,920,491
経常利益			526,033,457
臨時損失			
固定資産除却損		8,053,206	8,053,206
臨時利益			
固定資産売却益		71,355	71,355
当期純利益			518,051,606
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)			30,086
当期総利益			518,081,692

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金				Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）					
				その他行政コスト累計額								
	政府出資金	民間出資金	資本剰余金	減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）	前中期目標期間繰越積立金	目的積立金	積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益（又は当期総損失）	純資産合計
当期首残高	13,081,869,227	92,216,055	8,809,257,632	△8,935,016,105	△　77,280	△5,177,754,966	717,294,342	—	90,664,394	667,459,520	—	9,345,912,819
当期変動額												
Ⅰ　資本金の当期変動額												
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額												
固定資産の取得			512,204,000									512,204,000
固定資産の除売却				411,860,198		△　427,037,251						△ 15,177,053
減価償却				△　411,113,490								△411,113,490

Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額												
(1)　利益の処分又は損失の処理												
利益処分による積立									667,459,520	△667,459,520		—
(2)　その他												
当期純利益（又は当期純損失）										518,051,606	518,051,606	518,051,606
前中期目標期間繰越積立金取崩額							△ 30,086			30,086	30,086	—
当期変動額合計	—	—	512,204,000	746,708	—	△ 427,037,251	△ 30,086	—	667,459,520	△149,377,828	518,081,692	603,965,063
当期末残高	13,081,869,227	92,216,055	9,321,461,632	△8,934,269,397	△ 77,280	△5,604,792,217	717,264,256	—	758,123,914	518,081,692	518,081,692	9,949,877,882

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

項目	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 3,744,695,959
介護料支給による支出	△ 3,826,898,562
相談支援実施料支給による支出	△ 38,707,578
療護施設業務費支出	△ 3,632,531,887
貸付による支出	△ 4,515,000
その他の業務支出	△ 3,547,597,641
運営費交付金収入	10,394,645,000
運行管理者等指導講習手数料収入	650,562,621
適性診断手数料収入	1,686,262,475
貸付金の回収による収入	329,085,988
貸付利息収入	19,649,360
その他の収入	283,915,469
補助金等収入	3,865,837,430
補助金等の精算による返還金の支出	△ 258,730,673
小　計	2,176,281,043
利息及び配当金の受取額	39,080
利息の支払額	△ 1,431,579
国庫納付金の支払額	△ 4,980,920
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,169,907,624
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,154,492,143
無形固定資産の取得による支出	△ 373,829,269
投資その他の資産の精算による収入	1,600,885
投資その他の資産の取得による支出	△ 952,500
施設費による収入	532,333,308
資産除去債務の履行による支出	△ 9,900,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,005,239,719
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務返済による支出	△ 39,263,889
長期借入金の返済による支出	△ 462,125,282
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 501,389,171
Ⅳ　資金増加額	663,278,734
Ⅴ　資金期首残高	4,375,870,425
Ⅵ　資金期末残高	5,039,149,159

利益の処分に関する書類

（令和７年７月10日）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		518,081,692
当期総利益	518,081,692	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	518,081,692	518,081,692

注記事項

［重要な会計方針］

令和３年９月21日改訂の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」並びに令和４年３月最終改訂の「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

運営費交付金収益の計上基準については、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定に基づき業務達成基準を採用しております。管理部門の活動については、一定の期間の経過を業務の進行とみなせることから期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６～52年
構築物	10～42年
機械装置	４～８年
車両運搬具	５～６年
工具器具備品	３～20年

また、特定の償却資産（「独立行政法人会計基準」第87第１項）の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は５年であります。

３．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法によっております。

ただし、郵便切手及び収入印紙は、最終仕入原価法によっております。

６．引当金の計上基準

貸倒引当金

交通遺児等貸付金の一般債権及び貸倒懸念債権については、返還中債権の回収実績に基づく回収率により回収不能見込額を計上しており、破産債権等については、全額を回収不能見込額に計上しております。

長期未収金の貸倒懸念債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しており、破産債権等については、全額を回収不能見込額に計上しております。

７．収益及び費用の計上基準

当機構の顧客との契約から生じる収益に関する主要な業務における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

⑴　指導講習業務

指導講習業務においては、主に自動車運送事業者（バス、ハイヤー、タクシー、トラック）の運行管理者等を対象に法令で義務付けられた講習を実施しております。講習の開催に際しては、顧客が受講完了することで履行義務が充足されるところ、実施日又は実施初日に対価を受け取り、実施期間が１日～３日と短期間であることから実施日又は実施初日に収益を計上しております。

⑵　適性診断業務

適性診断業務においては、主に自動車運送事業者等の運転者を対象に法令に義務付けられた適性診断を実施しております。適性診断の実施に際しては、顧客が受診完了することで履行義務が充足されるところ、実施日に対価を受け取り、当日に受診完了することから実施日に収益を計上しております。

８．リース取引の処理方法

⑴　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑵　リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

［貸借対照表注記］

１．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額

8,514,567,636円

２．減損の兆候

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の概要

・東北療護センター

（単位：円）

用途	場所	種類	当期末帳簿価格
療護施設	宮城県仙台市	建物	470,538,956
		構築物	4,260,018
		工具器具備品	2,982,000
		土地	559,000,000

⑵　減損の兆候の概要
　入床数が、当機構における減損の兆候の判断指標に達しなかったことから、減損の兆候が認められたものであります。
⑶　減損の認識に至らなかった理由
　東北療護センターについては、入床数が減少したものの、その使用目的に従った機能を現に有していることから、当該資産の全部の使用が想定されていると認められたため、減損を認識しないものであります。

［行政コスト計算書注記］

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	15,775,230,783円
自己収入等	△2,505,284,602円
法人税等及び国庫納付額	0円
機会費用	92,346,148円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	13,362,292,329円

２．機会費用の計上方法
⑴　政府出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率
　10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。
⑵　国からの無利子融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率
　10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。
⑶　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法
　当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

［損益計算書注記］

１．ファイナンス・リース取引に係る会計処理
　ファイナンス・リース取引に係る会計処理により、当期総利益は42,881円増加しており、当該影響額を除いた当期総利益は518,038,811円であります。

［キャッシュ・フロー計算書注記］

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	5,039,149,159円
資金期末残高	5,039,149,159円

２．重要な非資金取引

現物寄附の受入による資産等の取得	506,000円

［退職給付関係］

１．採用している退職給付制度の概要
　当法人は、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び複数事業主制度による企業年金基金制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。
　また、複数事業主制度による企業年金基金制度については、当法人の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

２．確定給付制度
⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,869,517,781円
勤務費用	154,383,404円
利息費用	18,673,429円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 93,215,663円
退職給付の支払額	△ 79,302,300円
過去勤務費用の当期発生額	0円
期末における退職給付債務	1,870,056,651円

⑵　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,870,056,651円
未認識数理計算上の差異	222,341,898円
未認識過去勤務費用	0円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,092,398,549円
退職給付引当金	2,092,398,549円

⑶　退職給付に関連する損益

勤務費用	154,383,404円
利息費用	18,673,429円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	10,973,111円
過去勤務費用の当期の費用処理額	0円
合　計	184,029,944円

⑷　数理計算上の計算基礎に関する事項
　期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）
　割引率　1.75％

３．複数事業主制度
　確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、24,688,260円であります。
　要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項
⑴　制度全体の積立状況に関する事項【令和６年３月31日現在】㈱

年金資産の額	2,000,212,505円
最低責任準備金の額	1,932,333,818円
差引額	67,878,687円

㈱　当法人が加入しているＡＮＴ企業年金基金の、直近で入手可能な情報を基に記載しております。
⑵　制度全体に占める当法人の給与総額割合
　当法人が加入している同基金は、加入者ごとの給与総額割合を算出していないため記載しておりません。

［金融商品関係］

１．金融商品の状況に関する事項
⑴　金融商品に対する取組方針
　当法人は、交通遺児育成資金の貸付等の資金供給業務を実施しております。これらの業務を行うため、国からの借入により資金を調達しております。
⑵　金融商品の内容及びそのリスク
　当法人が保有する主な金融資産は、短期預金、貸付金であります。貸付金は、国内の個人に対するものであり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
⑶　金融商品に関するリスク管理体制
　当法人は、資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、短期的な預金及び国債等に限定しております。貸付金については、債権管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。また、借入金については、主務大臣より認可された償還計画に従って償還しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似することから注記を省略しており、また、重要性の乏しいものは注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（＊）	時　価（＊）	差　額
⑴　貸付金	4,526,933,602		
貸倒引当金	△ 1,903,090,799		
	2,623,842,803	2,333,591,099	△ 290,251,704
⑵　長期借入金	(2,370,699,390)	(1,592,543,340)	△ 778,156,050

（＊）　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下に三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　時価で貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
貸付金	—	—	2,333,591,099	2,333,591,099
長期借入金	—	1,592,543,340	—	1,592,543,340

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

貸付金

貸付金の時価については、一般債権及び貸倒懸念債権については信用リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを、決済日に応じたリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。破産債権等については、回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した額に近似しており、当該価額をもって時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であると考えられることから、レベル３の時価に分類しております。なお、貸付金に係る破産債権等を含めて記載しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。観察できないインプットを用いていないことから、当該時価はレベル２の時価に分類しております。なお、長期借入金には、１年以内に返済予定のものを含めて記載しております。

［収益認識関係］

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、指導講習業務及び適性診断業務であり、各業務の主なサービス等の種類は自動車運送事業者（バス、ハイヤー、タクシー、トラック）の運行管理者等を対象に法令で義務付けられた講習の実施、自動車運送事業者等の運転者を対象に法令に義務付けられた適性診断の実施であります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、660,059,175円及び1,689,618,650円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格はありません。

［資産除去債務関係］

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　当該資産除去債務の概要

当法人は、本部、各主管支所及び各支所の事務所について、民間ビル等を賃借しており、不動産賃貸借契約において原状回復義務を負っております。

法人内において震災対策等のために移転が必要と判断された事務所のうち、予算が措置され、移転が正式に機関決定されたことにより履行時期が明確になったものについて、資産除去債務を計上しております。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

除去費用の実積率を使用して当該義務に係る資産除去債務を計上しております。

⑶　当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	22,165,000円
期中増加額	0円
期中減少額	9,900,000円
期末残高	12,265,000円

２．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

１．⑴のとおり、当法人は、本部、各主管支所及び各支所の事務所に係る不動産賃貸借契約において原状回復義務を負っておりますが、原則として移転の予定はなく、震災対策等のために移転が必要と判断された事務所においても、移転の時期が明確ではないものについては、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

また、当法人は、自動車事故による遷延性意識障害者の治療・看護を行う療護施設に高度先進医療機器を活用した治療技術の開発・普及を図る目的として陽電子放出断層撮影装置（ＰＥＴ－ＣＴ）を保有しており、その撮像に使用する放射性同位元素薬剤を製造するためのサイクロトロンを保有しております。サイクロトロンは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、廃棄の際には、放射性同位元素による汚染を除去し、又は、汚染された物を廃棄する等の義務を負っておりますが、当該義務の及ぶ範囲及び廃棄の時期が明確ではないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

［不要財産に係る国庫納付関係］
　該当する事項はありません。
［有価証券関係］
　該当する事項はありません。
［重要な債務負担行為］
　千葉療護センター建替え設計　256,780,392円
［重要な会計上の見積り］
　該当する事項はありません。
［重要な後発事象］
　該当する事項はありません。

高速道路工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第20号

標記高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和７年８月28日

中日本高速道路株式会社
代表取締役　縄田　正

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
一般国道475号 （東海環状自動車道）	岐阜県本巣市上保から 岐阜県安八郡神戸町西座倉まで	新設工事	令和７年８月29日

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

埼玉県川口市大字赤井一三二二番地の四
株式会社ＫＹＣ
代表清算人　吉田　総

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三番地七Ｆ
株式会社Ｌｏｇｐｏｓｅ
代表清算人　惣角　歩

解散公告

当社は、令和七年八月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

千葉県千葉市稲毛区稲毛三丁目一五番一九号
有限会社ブルームーン
清算人　田畑　文成

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都品川区西五反田五丁目一番三号
オプト電子株式会社
代表清算人　吉村　春樹

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都中央区新川二丁目二七番一号
合同会社創新
清算人　菊池　省吾

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都中央区新川二丁目二七番一号
一般社団法人創新ホールディングス
代表清算人　菊池　省吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ
株式会社ルームプロダクツ
代表清算人　大竹　亮

第24期決算公告

令和７年８月28日

栃木県矢板市末広町45番７号
ジャパンアシスト株式会社
代表取締役　成田　潤

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	67,891
	固定資産	161,216
	合計	229,107
負債及び純資産の部	流動負債	107,032
	株主資本	122,074
	資本金	10,000
	利益剰余金	112,074
	利益準備金	1,400
	その他利益剰余金	110,674
	（うち当期純利益）	(24,885)
	合計	229,107

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都練馬区豊玉北四丁目二二―三―四〇六号

鴻徳商事株式会社

代表清算人　劉　栩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都千代田区九段北四丁目一番一号九段一口坂ビル七階

株式会社オフィスタンミュウ

代表清算人　浅野　幸恵

解散公告

当社は、令和七年六月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都中央区日本橋久松町六番九号

東京商工リサーチ首都圏株式会社

代表清算人　友田　信男

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社水仙信用サービス

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年七月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都台東区台東四丁目三一番七―四〇一号

重慶株式会社

代表清算人　森　立

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

一般社団法人デジタルイラスト教育協会

代表清算人　宮澤　惇

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都府中市分梅町三丁目一五番地の一三

株式会社サンケイ

代表清算人　山本　桂

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都大田区南蒲田三丁目八番一八号―三階

一般社団法人予防健診促進協会

代表清算人　馬場　博

解散公告

当会社は、令和七年八月五日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＫ―ＫＫ

代表清算人　津坂　純

解散公告

当社は、令和七年七月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

神奈川県横須賀市大滝町二丁目一一番地

株式会社双林

代表清算人　林　美俤

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

神奈川県横浜市泉区弥生台三三番地一

グレーシアガーデン弥生台三〇六号

株式会社横浜ＢＡＹＳＴＡＴＥ

代表清算人　飯田　英明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

神奈川県海老名市大谷北四丁目一番三五―三〇一号

合同会社ｕｃａ　ｌａｂ

清算人　鈴木　佑佳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

愛知県知多郡南知多町大字内海字平居八二番地

須和測量設計株式会社

代表清算人　奥川　貴弘

解散公告

当社は、令和七年七月三一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

愛知県刈谷市新栄町七丁目四二番地一

ユーハウス第五刈谷二〇五号

有限会社ウッド

清算人　森　浩之

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

神奈川県大和市大和東一丁目七番二一号

山﨑ビル三階　医療法人さいクリニック

清算人　笹井　博子

第71期決算公告　令和７年８月28日

東京都中央区日本橋浜町二丁目13番９号

ウスイ金属株式会社

代表取締役　薄井　啓介

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	23,222
	固定資産	3,335
	資産合計	26,557
負債及び純資産の部	流動負債	11,941
	固定負債	2,202
	株主資本	12,414
	資本金	30
	資本剰余金	12,518
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	12,510
	（うち当期純利益）	（774）
	自己株式	△134
	負債・純資産合計	26,557

解散公告

当社は、令和七年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

名古屋市西区大金町一丁目五七番地の一

株式会社Ｂｅｌｌ　Ｒｏｃｋ　Ｖｉｓｔａ　Ｎａｇｏｙａ

代表清算人　村上　利幸

解散公告

当法人は、令和七年五月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

名古屋市中区橘二丁目一番一二号橘ＡＫビル七階

特定非営利活動法人国際教育振興協会

清算人　太田　貞子

解散公告

当社は、令和七年八月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

大阪市阿倍野区阿倍野元町一八番三六号

有限会社土佐紙器工業所

清算人　土佐　寛成

解散公告

当法人は、令和七年六月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

大阪府箕面市白島一丁目二番一二号

ＮＰＯ法人日本空き家活用ペット倶楽部

清算人　和田　隆夫

解散公告

当社は、令和七年七月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

大阪府大阪市淀川区西中島七丁目一番二六号

ｄｅｐ．ＦＡＳ合同会社

代表清算人　三浦　善弘

解散公告

当法人は、令和七年六月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

兵庫県加古川市志方町投松二五八番地の二

特定非営利活動法人加古川人権ネットワーク

清算人　東田　寿啓

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

奈良県生駒市辻町七五四番地七

新大阪電子工業株式会社

代表清算人　川村　和雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

高知県高知市西久万字高野谷三四九番地一

有限会社高知チャイルド社

清算人　小松　健良

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

福岡県筑紫野市俗明院一丁目二番一〇号

有限会社飯田産業

清算人　飯田　英治

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

大分県豊後大野市三重町菅生一九二番地一

株式会社昌徳

代表清算人　藤田　徳治

解散公告

当社は、令和七年七月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

鹿児島県姶良市西餅田三二四六番地五

株式会社姶ライフ

代表清算人　下原　和博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

鹿児島県奄美市名瀬鳩浜町三〇九―八

有限会社河野組

清算人　河野　恵子

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬七四四四番地

学校法人陽光学園

清算人　佐山　和章

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

鹿児島市田上六丁目二二番六号

医療法人たけ内科

清算人　武　博邦

第58期決算公告

令和７年６月30日

佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸3037番地３

株式会社ＪＡオート佐賀

代表取締役社長　真﨑　朋大

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,505,015	流動負債	382,509
固定資産	187,135	（賞与引当金）	(30,838)
投資その他の資産	143,281	固定負債	237,834
		退職給付引当金	233,097
		役員退任給与引当金	4,737
		株主資本	1,215,088
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,205,088
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,202,588
		（うち当期純利益）	(55,758)
資産合計	1,835,431	負債・純資産合計	1,835,431

解散公告（第二回）

当法人は、令和五年九月十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年二月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都町田市つくし野四丁目九番地八

医療法人社団東八雲会

清算人　門脇　和臣

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月二十八日開催の社員総会の決議並びに岐阜県知事の認可により、令和七年七月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

岐阜県岐阜市長住町二丁目三番地岐阜ビル三階

医療法人公孫樹

清算人　福富　尉

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

鹿児島県志布志市志布志町志布志三丁目二番一七号

医療法人靖和会

清算人　井ノ上芳郎

解散公告（第三回）

当法人は、福島地方裁判所会津若松支部令和七年七月九日付解散命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

福島県喜多方市岩月町喜多方字稲村一七〇番地

宗教法人神習教泉講社

清算人　小池　達哉

解散公告（第三回）

当宗教法人は、令和七年六月二十七日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都荒川区東尾久八丁目二六番三号

福勝教会

清算人　山本　祐弘

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月三十日定款をもって定めた解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

横浜市南区南吉田町二丁目二八番地横浜コスタセイス一階

医療法人社団知誠会

清算人　久保　誠秀

連絡先　横浜市保土ケ谷区川辺町三番一　パークシティ横濱Ｂ棟一四〇三号

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月十五日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

島根県出雲市斐川町神氷二七九二番地

医療法人木星会

清算人　**樋野　隆文**

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月十五日総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

島根県出雲市塩冶町一二九一番地一八

医療法人佐藤産婦人科医院

清算人　佐藤　克朗

二〇二四年度決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位　千米ドル）

資産の部

流動資産	一三八、三四六
固定資産	六五、四三二
合計	二〇三、七七八

負債及び純資産の部

流動負債	一二三、六八五
固定負債	三二、二八三
資本金及び資本剰余金	五、九四一
利益剰余金	五四、三四九
その他の包括利益累計額	△一二、四八〇
合計	二〇三、七七八

令和七年八月二十八日

シンガポール共和国シェントンウェイ六オーユーイーダウンタウン二一一―〇九

ITOCHU PETROLEUM CO. (SINGAPORE) PTE. LTD.

日本における代表者　平山　公士

第７期決算公告

令和７年８月27日
東京都新宿区新宿一丁目９番１号
セルプロモート株式会社
代表取締役　林　亮太

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	783,734
	固定資産	202,345
	資産合計	986,080
負債及び純資産の部	流動負債	665,233
	賞与引当金	51,207
	固定負債	279,746
	株主資本	41,101
	資本金	55,000
	利益剰余金	△13,898
	その他利益剰余金	△13,898
	（うち当期純損失）	（26,360）
	負債・純資産合計	986,080

第13期決算公告

2025年８月28日
東京都港区芝五丁目29番19号
在住ビジネス株式会社
代表取締役　馬込　恭多

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,200
	固定資産	76
	合計	1,277
負債及び純資産の部	流動負債	457
	固定負債	—
	株主資本	819
	資本金	50
	資本剰余金	—
	（資本準備金）	（—）
	利益剰余金	769
	（利益準備金）	（12）
	（その他利益剰余金）	（757）
	合計	1,277

(注)　当期純利益は185百万円です。

第８期決算公告

2025年８月28日
東京都港区高輪三丁目22番９号
ＴＨオートリース株式会社
代表取締役　杉山　彰子

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	179
	固定資産	2
	合計	182
負債及び純資産の部	流動負債	37
	固定負債	—
	株主資本	144
	資本金	30
	資本剰余金	—
	利益剰余金	114
	（利益準備金）	（7）
	（その他利益剰余金）	（107）
	合計	182

(注)　当期純利益は26百万円です。

第 43 期決算公告　令和７年８月28日
東京都中央区日本橋小舟町８番１号
ヒューリック小舟町ビル10階
株式会社ＴＢＣ
代表取締役社長　碇　　淳吉
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,401
	固定資産	461
	資産合計	**1,862**
負純資産及び債のび部	流動負債	365
	固定負債	404
	株主資本	1,092
	資本金	31
	利益剰余金	1,165
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	1,157
	（うち当期純利益）	(191)
	自己株式	△104
	負債・純資産合計	**1,862**

第 2 期決算公告　令和７年８月28日
東京都千代田区大手町二丁目２番２号
JSFP Elevar株式会社
代表取締役　山口　　亮
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,968
	固定資産	—
	繰延資産	382
	合計	**7,350**
負純資産及び債のび部	流動負債	312
	固定負債	—
	株主資本	7,038
	資本金	10,360
	資本剰余金	10,360
	資本準備金	10,360
	利益剰余金	△13,681
	その他利益剰余金	△13,681
	（うち当期純損失）	(849)
	合計	**7,350**

第 39 期決算公告　令和６年12月24日
東京都江戸川区中央四丁目16番25号
株式会社ミハシ
代表取締役　三橋　由和
貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	95,195
	固定資産	481,579
	資産合計	**576,774**
負純資産及び債のび部	流動負債	23,328
	固定負債	402,743
	負債合計	**426,071**
	株主資本	150,703
	資本金	10,000
	利益剰余金	140,703
	その他利益剰余金	140,703
	（うち当期純利益）	(9,029)
	純資産合計	**150,703**
	負債・純資産合計	**576,774**

第 20 期決算公告　2025年８月28日
東京都港区高輪三丁目19番26号
タマファイナンス株式会社
代表取締役社長　安達　正治
貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,161
	固定資産	7
	合計	**1,168**
負純資産及び債のび部	流動負債	787
	固定負債	—
	株主資本	381
	資本金	50
	資本剰余金	40
	（資本準備金）	(40)
	利益剰余金	291
	（その他利益剰余金）	(291)
	合計	**1,168**

(注)　当期純損失は21百万円です。

第 56 期決算公告　2025年８月28日
東京都港区三田三丁目３番８号
タマリビング株式会社
代表取締役　杉本　真人
貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,356
	固定資産	167
	合計	**3,523**
負純資産及び債のび部	流動負債	1,174
	固定負債	—
	株主資本	2,350
	資本金	15
	資本剰余金	—
	利益剰余金	2,335
	（利益準備金）	(5)
	（その他利益剰余金）	(2,329)
	評価・換算差額等	△0
	合計	**3,523**

(注)　当期純利益は238百万円です。

第 36 期決算公告　令和７年８月28日
東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
ＭＣシッピング株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,625
	固定資産	1,452
	資産合計	**6,077**
負純資産及び債のび部	流動負債	2,962
	（賞与引当金）	(54)
	固定負債	166
	（退職給付引当金）	(140)
	株主資本	2,949
	資本金	30
	資本剰余金	30
	利益剰余金	2,888
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	2,881
	（うち当期純利益）	(1,852)
	負債・純資産合計	**6,077**

第 23 期 決 算 公 告

令和７年８月28日

東京都千代田区丸の内一丁目３番３号

ティーエフキャピタル・コーポレーショントゥー東京支店

日本における代表者　林　健二

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,359
	資産合計	6,359
負純資産及の び部	流動負債	642
	株主資本	5,717
	資本金	0
	利益剰余金	5,717
	その他利益剰余金	5,717
	（うち当期純利益）	(1,876)
	負債・純資産合計	6,359

第６期決算公告

2025年８月27日

東京都渋谷区広尾一丁目１番39号

株式会社シーラブレイン

代表取締役　渡辺　鷹秀

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	92
	固定資産	75
	合計	168
負純資産及の び部	流動負債	3
	固定負債	9
	株主資本	155
	資本金	16
	資本剰余金	15
	資本準備金	15
	利益剰余金	124
	その他利益剰余金	124
	（うち当期純損失）	(7)
	合計	168

第 23 期決算公告

2025年８月28日

東京都港区高輪三丁目19番26号

タマ・アド株式会社

代表取締役　八谷　信彦

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	2,458
	固定資産	45
	合計	2,504
負純資産及の び部	流動負債	705
	固定負債	—
	株主資本	1,798
	資本金	80
	資本剰余金	59
	（資本準備金）	(59)
	利益剰余金	1,659
	（利益準備金）	(5)
	（その他利益剰余金）	(1,654)
	合計	2,504

㈱　当期純利益は207百万円です。

第 55 期 決 算 公 告

令和７年８月28日

石川県金沢市本町１丁目１番８号

株式会社ことぶき

代表取締役　大島　淳光

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,069,717
	固定資産	1,664,265
	合計	2,733,982
負純資産及の び部	流動負債	445,543
	固定負債	781,465
	株主資本	1,506,973
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,476,973
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,469,473
	（うち当期純利益）	(44,999)
	合計	2,733,982

決　算　公　告

令和７年８月28日

東京都新宿区片町１番１号

ＢＡＥシステムズ・エア・ジャパン株式会社

代表取締役　コリン・ロイド

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	300,319
	固定資産	115,131
	合計	415,450
負純資産及の び部	流動負債	314,912
	株主資本	100,538
	資本金	100
	利益剰余金	100,438
	その他利益剰余金	100,438
	（うち当期純利益）	(42,290)
	合計	415,450

第 23 期 決 算 公 告

令和７年８月28日

東京都千代田区丸の内一丁目３番３号

ビーティエフ・コーポレーション東京支店

日本における代表者　林　健二

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,890
	資産合計	9,890
負純資産及の び部	流動負債	658
	株主資本	9,232
	資本金	0
	利益剰余金	9,232
	その他利益剰余金	9,232
	（うち当期純利益）	(2,525)
	負債・純資産合計	9,890

第 32 期 決 算 公 告

令和７年８月28日

名古屋市中区松原一丁目６番２号

シーエヌレンタリース株式会社

代表取締役　後藤　善午

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	438,269
	固定資産	497,740
	合計	936,009
負純資産及の び部	流動負債	32,534
	株主資本	903,474
	資本金	15,000
	利益剰余金	888,474
	その他利益剰余金	888,474
	（うち当期純利益）	(59,315)
	合計	936,009

第 31 期 決 算 公 告

令和７年８月28日

名古屋市中区松原一丁目６番２号

シーエヌレンタリース株式会社

代表取締役　後藤　善午

貸借対照表の要旨

（令和６年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	392,045
	固定資産	480,904
	合計	872,949
負純資産及の び部	流動負債	28,791
	株主資本	844,158
	資本金	15,000
	利益剰余金	829,158
	その他利益剰余金	829,158
	（うち当期純利益）	(35,541)
	合計	872,949

決　算　公　告

令和７年８月28日

静岡県磐田市千手堂948番地

株式会社ヤクセン

代表取締役　根本　聡

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	66,566
	固定資産	15,092
	資産合計	81,659
負純資産及の び部	流動負債	30,268
	賞与引当金	3,312
	株主資本	51,390
	資本金	3,000
	利益剰余金	48,390
	その他利益剰余金	48,390
	（うち当期純利益）	(16,451)
	負債・純資産合計	81,659

第 1 期 決 算 公 告

令和７年８月28日

名古屋市昭和区八事富士見801番地

クレインジャパン株式会社

代表取締役　中道未枝子

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,050
	合計	3,050
負純資産及の び部	流動負債	363
	株主資本	2,687
	資本金	3,000
	利益剰余金	△312
	その他利益剰余金	△312
	（うち当期純損失）	(312)
	合計	3,050

第 7 期 決 算 公 告

令和７年８月28日

名古屋市中区錦一丁目17番13号

株式会社しぇあくる

代表取締役　後藤　善午

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	165
	合計	165
負純資産及の び部	流動負債	638,021
	株主資本	△637,855
	資本金	100,000
	資本剰余金	99,000
	資本準備金	99,000
	利益剰余金	△836,855
	その他利益剰余金	△836,855
	（うち当期純損失）	(6,066)
	合計	165

第 6 期 決 算 公 告

令和７年８月28日

名古屋市中区錦一丁目17番13号

株式会社しぇあくる

代表取締役　後藤　善午

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,949
	合計	3,949
負純資産及の び部	流動負債	635,737
	株主資本	△631,788
	資本金	100,000
	資本剰余金	99,000
	資本準備金	99,000
	利益剰余金	△830,788
	その他利益剰余金	△830,788
	（うち当期純損失）	(202,117)
	合計	3,949

第 29 期 決 算 公 告

令和７年８月27日　　東京都杉並区上荻一丁目２番１号
株式会社エス・ピー・ネットワーク
代表取締役　熊谷　信孝

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,085,460	流動負債	701,928
固定資産	1,336,870	賞与引当金	24,000
		固定負債	210,432
		株主資本	1,509,969
		資本金	100,000
		資本剰余金	386,250
		資本準備金	386,250
		利益剰余金	1,023,719
		その他利益剰余金	1,023,719
		（うち当期純利益）	(85,370)
資産合計	2,422,330	負債・純資産合計	2,422,330

第 35 期 決 算 公 告

2025年８月８日　埼玉県さいたま市浦和区岸町７―11―２
大丸コンクリート株式会社
代表取締役社長　郡司　公男

貸借対照表の要旨　（2025年５月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	451	流動負債	187
固定資産	252	固定負債	0
		株主資本	536
		資本金	30
		資本剰余金	119
		利益剰余金	394
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	382
		（うち当期純損失）	(14)
		自己株式	△7
		評価・換算差額	△20
合計	703	合計	703

第 41 期 決 算 公 告

2025年８月28日　東京都渋谷区東一丁目32番12号
株式会社データ・アート
代表取締役社長　阿久津博文

貸借対照表の要旨　（2025年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,397,264	流動負債	3,061,010
固定資産	6,660,980	固定負債	778,651
有形固定資産	1,992,017	負債合計	3,839,662
無形固定資産	7,293	株主資本	10,218,582
投資その他の資産	4,661,669	資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	10,018,582
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	9,968,582
		（うち当期純利益）	(886,213)
		純資産合計	10,218,582
資産合計	14,058,244	負債・純資産合計	14,058,244

第 44 期 決 算 公 告

2025年８月28日　東京都世田谷区成城２―22―14
株式会社エスジェーエス
代表取締役社長　原田　章二

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	213	流動負債	1,364
固定資産	2,369	固定負債	410
有形固定資産	―	負債合計	1,774
無形固定資産	0	株主資本	808
投資その他の資産	2,369	資本金	80
		資本剰余金	54
		資本準備金	2
		その他資本剰余金	52
		利益剰余金	673
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	673
		（うち当期純利益）	(155)
		純資産合計	808
資産合計	2,583	負債・純資産合計	2,583

第 41 期 決 算 公 告

令和７年８月28日
札幌市白石区本通八丁目南１番10号
社会医療法人医翔会
理事長　野中　雅

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,829,470	流動負債	571,084
固定資産	2,323,384	固定負債	2,152,345
有形固定資産	2,166,232	（役員退職慰労引当金）	(82,980)
無形固定資産	37,312	（退職給付引当金）	(289,236)
投資その他の資産	119,840	負債合計	2,723,430
		資本剰余金	649,711
		利益剰余金	1,779,712
		純資産合計	2,429,424
資産合計	5,152,854	負債・純資産合計	5,152,854

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
医業収益	4,484,173
医業費用	4,477,937
医業利益	6,236
医業外収益	32,830
医業外費用	34,160
経常利益	4,906
臨時収益	5,500
臨時費用	11,465
税引前当期純損失	1,059
法人税、住民税及び事業税	95
当期純損失	1,154

第 13 期決算公告

2025年８月28日
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目18番14号
株式会社シーラソーラー
代表取締役　淵脇　健嗣

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	686
	固定資産	962
	合計	1,648
負純資債及産びの部	流動負債	448
	固定負債	766
	株主資本	434
	資本金	64
	資本剰余金	166
	資本準備金	55
	その他資本剰余金	110
	利益剰余金	204
	その他利益剰余金	204
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	1,648

第 40 期 決 算 公 告

令和７年８月28日　静岡市駿河区大坪町２番26号
太陽建機レンタル株式会社
代表取締役社長　真鍋　貢

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	52,704	流動負債	59,136
固定資産	93,564	固定負債	59,928
有形固定資産	85,343	負債合計	119,064
無形固定資産	806	株主資本	27,172
投資等	7,415	資本金	1,140
		利益剰余金	26,032
		利益準備金	285
		その他利益剰余金	25,747
		評価・換算差額等	32
		その他有価証券評価差額金	32
		純資産合計	27,204
資産合計	146,268	負債・純資産合計	146,268

損益計算書の要旨
（令和６年６月１日から　令和７年５月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	112,149
売上原価	76,244
売上総利益	35,905
販売費及び一般管理費	32,605
営業利益	3,300
営業外収益	404
営業外費用	54
経常利益	3,650
特別損失	0
税引前当期純利益	3,650
法人税、住民税及び事業税	1,499
法人税等調整額	△384
当期純利益	2,536

第 22 期決算公告

令和７年８月28日
三重県亀山市白木町字砂子249番５
トランスシティロジワークス三重株式会社
代表取締役　森　紳輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	129,576
	固定資産	25,347
	資産合計	154,923
負純資債及産びの部	流動負債	30,357
	負債合計	30,357
	株主資本	124,566
	資本金	20,000
	利益剰余金	104,566
	その他利益剰余金	104,566
	（うち当期純利益）	(4,909)
	純資産合計	124,566
	負債・純資産合計	154,923

第４期決算公告

令和７年８月28日
大阪市中央区平野町二丁目１番２号
沢の鶴ビル
株式会社ＡＩＢＡＳ
代表取締役　辻村　隆

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	128,056
	固定資産	30,262
	資産合計	158,318
負債及び純資産の部	流動負債	57,697
	固定負債	32,015
	負債合計	89,712
	株主資本	68,606
	資本金	10,000
	利益剰余金	58,606
	その他利益剰余金	58,606
	（うち当期純利益）	(4,030)
	純資産合計	68,606
	負債・純資産合計	158,318

第77期決算公告

令和７年８月28日
名古屋市中区松原一丁目６番２号
トヨタカローラ名古屋株式会社
代表取締役　後藤　善和

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	32,850	流動負債	23,198
固定資産	12,642	賞与引当金	1,458
		役員賞与引当金	46
		固定負債	1,359
		役員退職慰労引当金	553
		株主資本	20,928
		資本金	50
		利益剰余金	20,878
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	20,865
		評価・換算差額等	6
		その他有価証券評価差額金	6
資産合計	45,492	負債・純資産合計	45,492

損益計算書の要旨
（自　令和５年４月１日　至　令和６年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	70,188
売上原価	56,942
売上総利益	13,245
販売費及び一般管理費	10,497
営業利益	2,747
営業外収益	317
営業外費用	164
経常利益	2,900
特別利益	90
税引前当期純利益	2,990
法人税、住民税及び事業税	1,018
法人税等調整額	△61
当期純利益	2,032

第14期決算公告

2025年８月28日
福岡県大牟田市健老町461番地
株式会社九州新エネルギー機構
代表取締役　西堀　祐介

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	576
	固定資産	1,180
	合計	1,757
負債及び純資産の部	流動負債	63
	株主資本	1,693
	資本金	400
	資本剰余金	300
	（資本準備金）	(300)
	利益剰余金	993
	（その他利益剰余金）	(993)
	合計	1,757

㈱　当期純利益は166百万円です。

第78期決算公告

令和７年８月28日
名古屋市中区松原一丁目６番２号
トヨタカローラ名古屋株式会社
代表取締役　後藤　善和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	26,321	流動負債	13,448
固定資産	11,831	賞与引当金	1,546
		役員賞与引当金	46
		固定負債	1,090
		役員退職慰労引当金	527
		株主資本	23,609
		資本金	50
		利益剰余金	23,559
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	23,546
		評価・換算差額等	3
		その他有価証券評価差額金	3
資産合計	38,153	負債・純資産合計	38,153

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	71,128
売上原価	56,992
売上総利益	14,135
販売費及び一般管理費	10,598
営業利益	3,537
営業外収益	628
営業外費用	131
経常利益	4,034
特別損失	48
税引前当期純利益	3,985
法人税、住民税及び事業税	1,400
法人税等調整額	△95
当期純利益	2,681

第16期決算公告

2025年８月28日
福岡県筑後市大字久富1370番地５
タマアグリ株式会社
代表取締役　野田　忠

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	398
	固定資産	15
	合計	414
負債及び純資産の部	流動負債	416
	固定負債	101
	株主資本	△103
	資本金	40
	資本剰余金	—
	利益剰余金	△143
	（その他利益剰余金）	(△143)
	合計	414

㈱　当期純利益は28百万円です。

第60期決算公告

令和７年８月28日
名古屋市中区松原一丁目６番２号
Ｇホールディングス株式会社
代表取締役　後藤　善午

貸借対照表の要旨
（令和５年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	56,332	流動負債	64,307
固定資産	45,438	固定負債	26,016
		株主資本	11,447
		資本金	10
		資本剰余金	13,358
		その他資本剰余金	13,358
		利益剰余金	△1,821
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	△1,824
		自己株式	△99
資産合計	101,771	負債・純資産合計	101,771

損益計算書の要旨
（自　令和５年１月１日　至　令和５年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,336
売上原価	1,036
売上総利益	299
販売費及び一般管理費	98
営業利益	201
営業外収益	5
営業外費用	80
経常利益	125
特別損失	1,325
税引前当期純損失	1,200
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	△5
当期純損失	1,194

第37期決算公告

令和７年８月28日
青森県八戸市城下三丁目10番20号
株式会社眞照堂
代表取締役　中村　彰

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	463,032
	固定資産	4,393,931
	繰延資産	256
	資産合計	4,857,219
負債及び純資産の部	流動負債	251,070
	固定負債	2,604,234
	株主資本	2,001,915
	資本金	90,000
	資本剰余金	60,000
	利益剰余金	1,851,915
	利益準備金	16,180
	その他利益剰余金	1,835,735
	（うち当期純利益）	(127,177)
	負債・純資産合計	4,857,219

第61期決算公告

令和７年８月28日
名古屋市中区松原一丁目６番２号
Ｇホールディングス株式会社
代表取締役　後藤　善午

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	23,689	流動負債	42,713
固定資産	62,921	固定負債	34,161
		株主資本	9,669
		資本金	10
		資本剰余金	13,358
		その他資本剰余金	13,358
		利益剰余金	△3,599
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	△3,602
		自己株式	△99
		評価・換算差額等	66
		その他有価証券評価差額金	66
資産合計	86,611	負債・純資産合計	86,611

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,825
売上原価	1,639
売上総利益	185
販売費及び一般管理費	165
営業利益	20
営業外収益	211
営業外費用	288
経常損失	56
特別損失	1,724
税引前当期純損失	1,781
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	△3
当期純損失	1,777

第 37 期 決 算 公 告

令和７年８月 28 日
北海道江別市野幌屯田町32番地２
江陽建設株式会社
代表取締役　田中　康子

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,763
	固定資産	36,491
	合計	39,255
負債及び純資産の部	流動負債	6,409
	株主資本	32,845
	資本金	38,000
	利益剰余金	△5,154
	その他利益剰余金	△5,154
	（うち当期純損失）	(218)
	合計	39,255

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日
北海道江別市野幌屯田町三二番地二
江陽建設株式会社
代表取締役　田中　康子

第 45 期決算公告　令和７年８月28日

青森県青森市第二問屋町一丁目２番地10
株式会社玉姫グループ青森
代表取締役　中村　　彰

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,846,351
	固定資産	4,631,842
	資産合計	7,478,193
負債及び純資産の部	流動負債	553,828
	固定負債	5,917,896
	株主資本	1,006,469
	資本金	20,000
	利益剰余金	986,469
	その他利益剰余金	986,469
	（うち当期純利益）	(62,216)
	負債・純資産合計	7,478,193

第 52 期決算公告　令和７年８月28日

栃木県さくら市氏家2895番地２
株式会社エイシン
代表取締役　長島　久登

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	166,955
	固定資産	232,691
	合計	399,646
負債及び純資産の部	流動負債	264,378
	固定負債	465,877
	株主資本	△330,609
	資本金	62,965
	資本剰余金	69,520
	資本準備金	69,520
	利益剰余金	△463,094
	その他利益剰余金	△463,094
	（うち当期純損失）	(476,244)
	合計	399,646

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千二百九十六万五千円、資本準備金の額を六千九百五十二万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日
栃木県さくら市氏家二八九五番地二
株式会社エイシン
代表取締役　長島　久登

第 52 期決算公告　令和７年８月28日

東京都港区新橋５丁目９番１号
株式会社関東コーワ
代表取締役　鳥越　眞人

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,632,959
	固定資産	288,760
	合計	2,921,719
負債及び純資産の部	流動負債	746,706
	固定負債	214,967
	株主資本	1,960,046
	資本金	50,000
	資本剰余金	20,000
	（資本準備金）	(20,000)
	利益剰余金	1,890,046
	（利益準備金）	(9,240)
	（その他利益剰余金）	(1,880,806)
	（当期純利益）	(264,464)
	合計	2,921,719

第 9 期 決 算 公 告

令和７年８月 28 日
東京都世田谷区代沢四丁目37番８号
株式会社クラッシーコーポレーション
代表取締役　砂坂　英之

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,832,790
	資産合計	29,832,790
負債及び純資産の部	流動負債	223,541
	負債合計	223,541
	株主資本	29,609,249
	資本金	100,000
	利益剰余金	29,509,249
	その他利益剰余金	29,509,249
	（うち当期純損失）	(100,485)
	純資産合計	29,609,249
	負債・純資産合計	29,832,790

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十八日
東京都世田谷区代沢四丁目三七番八号
（甲）株式会社クラッシーコーポレーション
代表取締役　砂坂　英之
東京都中央区銀座六丁目一三番一六号
銀座Ｗａｌｌビル ＵＣＦ五階
（乙）合同会社ユアーズ
代表社員　砂坂　英之

第 10 期決算公告　令和７年８月28日

東京都港区三田一丁目４番１号
株式会社ＤｅｔｏｎａｔｉｏＮ
代表取締役　梅崎　伸幸

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	196,500
	固定資産	15,579
	合計	212,080
負債及び純資産の部	流動負債	114,185
	固定負債	460,800
	株主資本	△362,904
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,700
	資本準備金	2,700
	利益剰余金	△375,604
	その他利益剰余金	△375,604
	（うち当期純損失）	(201,660)
	合計	212,080

第 9 期 決 算 公 告

令和７年８月 28 日
東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
ワン・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役　日比　俊也

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	57,050
	固定資産	16,212
	資産合計	73,262
負債及び純資産の部	流動負債	34,777
	株主資本	38,485
	資本金	12,500
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	15,985
	その他利益剰余金	15,985
	（うち当期純利益）	(788)
	負債・純資産合計	73,262

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七百五十万円、資本準備金の額を金一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一五号
ワン・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役　日比　俊也

第６期決算公告　令和７年８月28日

東京都港区三田一丁目４番１号
株式会社アットウィキ
代表取締役　冬野　和政

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	295,392
	固定資産	585
	合計	295,977
負債及び純資産の部	流動負債	9,998
	賞与引当金	656
	その他	9,342
	株主資本	285,979
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	85,979
	その他利益剰余金	85,979
	（うち当期純利益）	(22,015)
	合計	295,977

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億六千九百七十二万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日

東京都港区六本木一丁目三番五〇号
株式会社ＦＵＮＤｉＴ
代表取締役社長　廣瀬　寛

第３期決算公告　令和７年８月28日
東京都港区六本木一丁目３番50号
株式会社ＦＵＮＤｉＴ
代表取締役社長　廣瀬　寛
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	479,739
	固定資産	867,324
	合計	1,347,064
負債及び純資産の部	流動負債	162,951
	固定負債	175,302
	株主資本	1,008,810
	資本金	39,500
	資本剰余金	906,500
	資本準備金	457,000
	その他資本剰余金	449,500
	利益剰余金	62,810
	その他利益剰余金	62,810
	（うち当期純利益）	(62,386)
	合計	1,347,064

第25期決算公告

令和７年８月28日
東京都港区南青山三丁目１番31号
株式会社ＥＲＩソリューション
代表取締役　山田　富治
貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	443,701
	固定資産	109,299
	資産合計	553,000
負債及び純資産の部	流動負債	220,211
	固定負債	11,426
	株主資本	321,362
	資本金	80,000
	利益剰余金	241,362
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	221,362
	（うち当期純利益）	(95,437)
	負債・純資産合計	553,000

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日

東京都台東区上野二丁目７番13号
Ｊａｐａｎ　Ｗｏｒｌｄ株式会社
代表取締役　孫　志民

第８期決算公告　令和７年８月28日
東京都台東区上野二丁目７番13号
Ｊａｐａｎ　Ｗｏｒｌｄ株式会社
代表取締役　孫　志民
貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	668,207
	固定資産	570,482
	繰延資産	3,084
	合計	1,241,773
負債及び純資産の部	流動負債	1,340,795
	株主資本	△99,022
	資本金	81,000
	資本剰余金	131,000
	資本準備金	101,000
	その他資本剰余金	30,000
	利益剰余金	△311,022
	その他利益剰余金	△311,022
	（うち当期純損失）	(117,775)
	合計	1,241,773

第77期決算公告　令和７年６月27日
東京都大田区大森北一丁目23番１号
クラウン株式会社
代表取締役会長兼社長　宮越　邦正
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	893
	固定資産	10,450
	資産合計	11,344
負債及び純資産の部	流動負債	390
	固定負債	7,113
	株主資本	3,840
	資本金	100
	資本剰余金	3,644
	その他資本剰余金	3,644
	利益剰余金	95
	利益準備金	31
	その他利益剰余金	63
	（うち当期純損失）	(5)
	負債・純資産合計	11,344

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社しゃがら（乙、新潟市中央区紫竹山二丁目五番八号）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十八日

新潟市中央区鐙三丁目九番一一号
角中ホールディングス株式会社
代表取締役　田中　大樹

第14期決算公告

令和７年８月28日
新潟市中央区紫竹山二丁目５番８号
株式会社しゃがら
代表取締役　田中　大樹
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	116,931
	固定資産	41,725
	合計	158,656
負債及び純資産の部	流動負債	43,389
	固定負債	89,476
	株主資本	25,791
	資本金	3,000
	利益剰余金	22,791
	（その他利益剰余金）	(22,791)
	（うち当期純利益）	(13,149)
	合計	158,656

第18期決算公告　令和７年８月28日
東京都港区西新橋一丁目18番17号
株式会社スマートエナジー
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,190,262
	固定資産	3,557,496
	資産合計	5,747,758
負債及び純資産の部	流動負債	1,522,350
	賞与引当金	125,222
	固定負債	1,481,337
	株主資本	2,709,735
	資本金	490,000
	資本剰余金	490,000
	資本準備金	490,000
	利益剰余金	1,729,735
	その他利益剰余金	1,729,735
	（うち当期純利益）	(409,149)
	新株予約権	34,335
	負債・純資産合計	5,747,758

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十八日

浜松市中央区紺屋町三〇八番地の四
（甲）株式会社杉浦ＨＤ
代表取締役　杉浦　政紀
浜松市中央区紺屋町三〇八番地の四
（乙）株式会社杉浦組
代表取締役　杉浦　政紀

令和７年８月28日
浜松市中央区紺屋町308番地の４
株式会社杉浦組
代表取締役　杉浦　政紀
貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	815,318
	固定資産	428,566
	資産合計	1,243,884
負債及び純資産の部	流動負債	169,474
	株主資本	1,074,409
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,044,409
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,036,909
	（うち当期純利益）	(25,556)
	負債・純資産合計	1,243,884

第20期決算公告　令和７年８月28日
東京都渋谷区恵比寿４丁目20番３号
株式会社インタームーブ
代表取締役　西田　祐
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,849
	固定資産	3,151
	資産合計	12,001
負債及び純資産の部	流動負債	649
	固定負債	220,000
	負債合計	220,649
	株主資本	△208,647
	資本金	3,630
	利益剰余金	△212,277
	その他利益剰余金	△212,277
	（うち当期純損失）	(7,490)
	純資産合計	△208,647
	負債・純資産合計	12,001

第20期決算公告

令和７年８月28日
大阪市北区梅田一丁目１番３―267号
株式会社ロータスマテリアル研究所
代表取締役　中嶋　英雄

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	8,765,255
	固定資産	1,403,770
	合計	10,169,025
負債及び純資産の部	流動負債	210,185
	株主資本	9,958,840
	資本金	27,500,000
	資本剰余金	17,500,000
	資本準備金	17,500,000
	利益剰余金	△35,041,160
	その他利益剰余金	△35,041,160
	（うち当期純損失）	(620,894)
	合計	10,169,025

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百五十万円、資本準備金の額を一千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日
大阪市北区梅田一丁目一番三―二六七号
株式会社ロータスマテリアル研究所
代表取締役　中嶋　英雄

第４期決算公告

令和７年８月28日
東京都港区三田一丁目４番１号
株式会社GameWith Contents Studio
代表取締役　矢崎　高広

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	177,561
	固定資産	6,267
	合計	183,828
負債及び純資産の部	流動負債	91,864
	株主資本	91,963
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	71,963
	その他利益剰余金	71,963
	（うち当期純利益）	(6,629)
	合計	183,828

第25期決算公告

令和７年８月28日
岡山県倉敷市水島東栄町１―11
有限会社倉敷レジャー開発
代表取締役　吉和　峰雄

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,240
	固定資産	88,248
	合計	116,489
負債及び純資産の部	流動負債	25,928
	固定負債	16,770
	株主資本	73,790
	資本金	3,000
	利益剰余金	70,790
	その他利益剰余金	70,790
	（うち当期純損失）	(5,383)
	合計	116,489

合併公告

左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十八日
岡山県倉敷市水島東栄町一―一一
（甲）有限会社倉敷レジャー開発
代表取締役　吉和　峰雄
岡山県倉敷市水島東栄町一―一一
（乙）有限会社瀬戸内レジャー開発
代表取締役　吉和　峰雄

第４期決算公告

令和７年８月28日
東京都港区三田一丁目４番１号
株式会社ＧａｍｅＷｉｔｈ ＮＦＴ
代表取締役　奥田　大介

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	73,407
	固定資産	57,463
	合計	130,871
負債及び純資産の部	流動負債	92,929
	株主資本	37,941
	資本金	30,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△22,058
	その他利益剰余金	△22,058
	（うち当期純損失）	(21,543)
	合計	130,871

第67期決算公告

令和７年８月28日
香川県丸亀市塩飽町48番地１
丸亀プラザビル１階
琴参観光株式会社
代表取締役　佐藤　國夫

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	84,790
	固定資産	12,845
	合計	97,636
負債及び純資産の部	流動負債	70,657
	株主資本	26,978
	資本金	46,000
	利益剰余金	△19,021
	利益準備金	803
	その他利益剰余金	△19,824
	（うち当期純利益）	(8,520)
	合計	97,636

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千六百万円、利益準備金の額を八十万三千円減少し、それぞれ三千万円、ゼロ円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年七月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日
香川県丸亀市塩飽町四八番地一　丸亀プラザビル一階　琴参観光株式会社
代表取締役　佐藤　國夫

第16期決算公告

令和７年８月27日
東京都港区赤坂八丁目10番24号
住友不動産青山ビル南館１Ｆ
株式会社ＥＲＩアカデミー
代表取締役　石田　勝彦

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	139,303,064
	固定資産	26,319,995
	資産合計	165,623,059
負債純資産の部	流動負債	45,022,912
	負債合計	45,022,912
	株主資本	120,600,147
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	70,600,147
	その他利益剰余金	70,600,147
	（うち当期純利益）	(3,876,451)
	純資産合計	120,600,147
	負債・純資産合計	165,623,059

第41期決算公告

令和７年８月28日
香川県高松市一宮町450番地１
有限会社橋本薬局
代表取締役　橋本　亜紀

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	61,184,738
	固定資産	78,894,785
	合計	140,079,523
負債及び純資産の部	流動負債	31,787,124
	固定負債	57,415,313
	株主資本	50,877,086
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	47,877,086
	その他利益剰余金	47,877,086
	（うち当期純損失）	(980,964)
	合計	140,079,523

合併公告

左記会社は甲の商号を株式会社橋本薬局とする商号変更を条件に合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十八日
香川県高松市一宮町四五〇番地一
（甲）有限会社橋本薬局
代表取締役　橋本　亜紀
香川県高松市一宮町四五〇番地一三
（乙）有限会社清泉
代表取締役　橋本　亜紀

第４期決算公告

令和７年８月27日
愛知県津島市東柳原町五丁目５番地１
ＮＡＧＡＴＡ　ＡＧＥＮＴ株式会社
代表取締役　長田　一郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,916
	固定資産	18
	合計	1,934
負債及び純資産の部	流動負債	800
	固定負債	50
	退職給付引当金	18
	株主資本	1,083
	資本金	10
	利益剰余金	1,073
	その他利益剰余金	1,073
	（うち当期純利益）	(420)
	合計	1,934

第６期決算公告

令和７年８月28日

兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
株式会社ｈ－ｓｔｙｌｅ
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	124,883
	固定資産	230,186
	合計	355,069
負債及び純資産の部	流動負債	617,414
	固定負債	32,024
	株主資本	△294,370
	資本金	1
	利益剰余金	△294,371
	その他利益剰余金	△294,371
	（うち当期純損失）	(95,425)
	合計	355,069

第55期決算公告

令和７年８月28日
大分県大分市大字下郡3207番地の７
株式会社鳥羽鉄工
代表取締役　鳥羽　正典

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	65,681
	固定資産	15,203
	繰延資産	0
	合計	80,884
負債及び純資産の部	流動負債	9,959
	固定負債	300
	株主資本	70,625
	資本金	10,000
	利益剰余金	60,625
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	59,124
	（うち当期純利益）	(3,751)
	合計	80,884

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＴＢライト（住所大分県大分市大字片島四三三番地の二）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日
大分県大分市大字下郡三二〇七番地の七
株式会社鳥羽鉄工
代表取締役　鳥羽　正典

第48期決算公告

令和７年８月28日
さいたま市浦和区高砂３丁目12番30号
株式会社埼玉県農協総合情報センター
代表取締役社長　杉田　浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	853,832
	固定資産	543,251
	繰延資産	3,382
	繰延税金資産	62
	合計	1,400,529
負債及び純資産の部	流動負債	54,679
	固定負債	204
	株主資本	1,345,645
	資本金	200,000
	利益剰余金	1,145,645
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	1,095,645
	（うち当期純利益）	(12,383)
	合計	1,400,529

第33期決算公告

令和７年８月28日
東京都港区白金台一丁目１番６号
株式会社安立タワー
代表取締役　長谷　収

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	288,050,956
	固定資産	139,146,032
	資産合計	427,196,988
負債及び純資産の部	流動負債	13,572,230
	株主資本	413,624,758
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	227,000,919
	資本準備金	227,000,919
	利益剰余金	176,623,839
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	174,123,839
	（うち当期純利益）	(8,214,557)
	負債・純資産合計	427,196,988

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二二七、〇〇〇、九一九円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十八日
東京都港区白金台一丁目一番六号
株式会社安立タワー
代表取締役　長谷　収

第75期決算公告

令和７年８月27日

東京都品川区東品川三丁目６番５号
内外日東株式会社
代表取締役社長　飯塚　利信

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,183,930
	現金預金	4,360,987
	受取手形	90,174
	業務未収入金	1,476,595
	その他	256,174
	貸倒引当金	—
	固定資産	7,403,789
	有形固定資産	3,546,345
	無形固定資産	649,399
	投資その他の資産	3,208,045
	合計	13,587,719
負債及び純資産の部	流動負債	2,854,205
	支払手形	—
	業務未払金	1,360,307
	その他	1,493,898
	固定負債	2,191,500
	長期借入金	154,185
	その他	2,037,315
	負債合計	5,045,705
	株主資本	8,336,524
	資本金	300,000
	資本剰余金	9,721
	（資本準備金）	(9,721)
	利益剰余金	8,026,803
	（利益準備金）	(75,000)
	（その他利益剰余金）	(7,951,803)
	（うち当期純利益）	(378,307)
	評価・換算差額等	205,490
	純資産合計	8,542,014
	合計	13,587,719

第１期決算公告

令和７年８月28日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
株式会社ＡＰ83ホールディングス
代表取締役　印東　徹

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	48,499
	固定資産	13,608,000
	資産合計	13,656,499
負債及び純資産の部	流動負債	13,656,282
	株主資本	216
	資本金	250
	資本剰余金	250
	資本準備金	250
	利益剰余金	△283
	その他利益剰余金	△283
	（うち当期純損失）	(283)
	負債・純資産合計	13,656,499

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六十七億三千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号虎ノ門タワーズオフィス一七階
株式会社ＡＰ８３ホールディングス
代表取締役　印東　徹

第９期決算公告

令和７年８月28日
東京都品川区東五反田四丁目７番27号４階
Ａｓｃｅｎｄｅｒｓ株式会社
代表取締役　橋本　貴智

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	107,580
	固定資産	63,004
	繰延資産	5,175
	合計	175,759
負債及び純資産の部	流動負債	46,832
	固定負債	40,000
	株主資本	88,927
	資本金	170,795
	資本剰余金	169,795
	資本準備金	169,795
	利益剰余金	△251,663
	その他利益剰余金	△251,663
	（うち当期純損失）	(37,402)
	合計	175,759

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千七十九万五千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日
東京都品川区東五反田四丁目七番二七号四階
Ａｓｃｅｎｄｅｒｓ株式会社
代表取締役　橋本　貴智

第 46 期 決 算 公 告

令和７年８月28日

鳥取市千代水一丁目156番地

有限会社こやま薬局

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	615,843
	固定資産	176,320
	合計	792,163
負債及び純資産の部	流動負債	908,508
	固定負債	100,978
	株主資本	△217,323
	資本金	3,000
	利益剰余金	△220,323
	その他利益剰余金	△220,323
	（うち当期純利益）	(3,499)
	合計	792,163

合併公告

左記会社は、甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継しました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十八日

鳥取市千代水一丁目一五六番地

（甲）有限会社こやま薬局

代表取締役　中村　清誉

鳥取市千代水一丁目一五六番地一

（乙）有限会社トマト薬局

代表取締役　下田　淳也

第 6 期 決 算 公 告

令和７年８月28日

大阪市中央区南本町四丁目５番７号

エフネットダイナミクス株式会社

代表取締役　高木　弘恵

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	229,390
	繰延資産	234,200
	合計	463,590
負債及び純資産の部	流動負債	740,821
	固定負債	1,520,000
	株主資本	△ 1,797,231
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△ 4,797,231
	その他利益剰余金	△ 4,797,231
	（うち当期純損失）	(622,024)
	合計	463,590

第 7 期 決 算 公 告

令和７年８月28日

青森市大字合子沢字松森259番地14

株式会社Ｌ・Ｓ物流

代表取締役　堀内　剛博

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,997
	固定資産	0
	合計	25,997
負債及び純資産の部	流動負債	23,037
	固定負債	0
	株主資本	2,960
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,960
	その他利益剰余金	1,960
	（うち当期純利益）	(8,667)
	合計	25,997

第 26 期 決 算 公 告

令和７年８月28日

青森市大字合子沢字松森259番地14

株式会社ロジ・サポート青森

代表取締役　堀内　剛博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	15,746
	固定資産	2,453
	合計	18,200
負債及び純資産の部	流動負債	63,690
	固定負債	0
	株主資本	△45,144
	資本金	3,000
	利益剰余金	△48,144
	その他利益剰余金	△48,144
	（うち当期純利益）	(△7,099)
	評価・換算差額等	△346
	合計	18,200

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日

青森市大字合子沢字松森二五九番地一四

（甲）株式会社ロジ・サポート青森

代表取締役　堀内　剛博

青森市大字合子沢字松森二五九番地一四

（乙）株式会社Ｌ・Ｓ物流

代表取締役　堀内　剛博

第 55 期決算公告　令和７年８月28日

東京都渋谷区代々木三丁目25番３号

オーパス株式会社

代表取締役　木下　建

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	118,759
	固定資産	1,937
	資産合計	120,696
負債及び純資産の部	流動負債	42,240
	株主資本	78,456
	資本金	10,000
	利益剰余金	68,456
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	65,956
	（うち当期純利益）	(21,631)
	負債・純資産合計	120,696

第８期決算公告　令和７年８月28日

東京都渋谷区代々木三丁目25番３号

レカムジャパン株式会社

代表取締役　木下　建

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,038,957
	固定資産	69,021
	資産合計	1,107,978
負債及び純資産の部	流動負債	769,999
	固定負債	22,013
	株主資本	315,965
	資本金	100,000
	資本剰余金	84,581
	利益剰余金	131,384
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	106,384
	（うち当期純利益）	(175,765)
	負債・純資産合計	1,107,978

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日

東京都渋谷区代々木三丁目二五番三号

（甲）レカムジャパン株式会社

代表取締役　木下　建

東京都渋谷区代々木三丁目二五番三号

（乙）オーパス株式会社

代表取締役　木下　建

第 16 期決算公告　令和７年８月28日

福井市高木中央一丁目405番地

株式会社ＧＡＩＡ

代表取締役　水元　一暁

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,047
	固定資産	20,371
	資産合計	21,418
負債及び純資産の部	流動負債	6,758
	固定負債	36,132
	株主資本	△21,472
	資本金	3,000
	利益剰余金	△24,472
	その他利益剰余金	△24,472
	（うち当期純利益）	(1,434)
	負債・純資産合計	21,418

第 54 期決算公告　令和７年８月28日

福井市高木中央一丁目406番地

株式会社水元工務店

代表取締役　水元　一暁

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	970,301
	固定資産	273,769
	資産合計	1,244,408
負債及び純資産の部	流動負債	249,333
	固定負債	791,954
	株主資本	203,120
	資本金	3,000
	利益剰余金	200,120
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	198,620
	（うち当期純利益）	(45,941)
	負債・純資産合計	1,244,408

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十八日

福井市高木中央一丁目四〇六番地

（甲）株式会社水元工務店

代表取締役　水元　一暁

福井市高木中央一丁目四〇五番地

（乙）株式会社ＧＡＩＡ

代表取締役　水元　一暁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日

名古屋市中川区野田一丁目五〇九番地

（甲）株式会社ＨＩＫＥＮ

代表取締役　星野　相太

名古屋市中川区打出二丁目一七五番地

ＢＡＹ一〇三

（乙）Ｐ．Ｆアドバンス株式会社

代表取締役　前田　恭介

第２期決算公告

令和７年８月28日

名古屋市中川区野田一丁目509番地

株式会社ＨＩＫＥＮ

代表取締役　星野　相太

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,327
	固定資産	4,180
	繰延資産	191
	合計	24,699
負純資産の債及び部	流動負債	3,155
	株主資本	21,544
	資本金	10,000
	利益剰余金	11,544
	その他利益剰余金	11,544
	（うち当期純利益）	(6,924)
	合計	24,699

第４期決算公告

令和７年８月28日

名古屋市中川区打出二丁目175番地

ＢＡＹ103

Ｐ．Ｆアドバンス株式会社

代表取締役　前田　恭介

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,716
	固定資産	686
	合計	22,403
負純資産の債及び部	流動負債	11,394
	固定負債	11,876
	株主資本	△867
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,867
	その他利益剰余金	△1,867
	（うち当期純損失）	(2,960)
	合計	22,403

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日

大阪府柏原市玉手町一六番三号

（甲）橋口建設株式会社

代表取締役　橋口　満明

大阪府柏原市玉手町一六番三号

（乙）株式会社玉政

代表取締役　橋口　満明

決算公告　令和７年８月28日

大阪府柏原市玉手町16番３号

橋口建設株式会社

代表取締役　橋口　満明

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,399
	固定資産	59,641
	合計	72,040
負純資産の債及び部	流動負債	1,798
	固定負債	24,407
	株主資本	45,834
	資本金	40,000
	資本剰余金	19,530
	その他資本剰余金	19,530
	利益剰余金	△13,695
	その他利益剰余金	△13,695
	（うち当期純損失）	(9,788)
	合計	72,040

決算公告　令和７年８月28日

大阪府柏原市玉手町16番３号

株式会社玉政

代表取締役　橋口　満明

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,141
	固定資産	184,011
	合計	189,153
負純資産の債及び部	流動負債	5,956
	固定負債	139,082
	株主資本	44,114
	資本金	40,000
	資本剰余金	13,532
	その他資本剰余金	13,532
	利益剰余金	△ 9,417
	その他利益剰余金	△ 9,417
	（うち当期純利益）	(3,314)
	合計	189,153

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日

奈良市北之庄町四一番地の二

（甲）株式会社キノシタ

代表取締役　木下　智喜

奈良市北之庄町四一番地の一

（乙）株式会社田中公栄堂

代表取締役　木下　智喜

第19期決算公告

令和７年８月28日

奈良市北之庄町41番地の２

株式会社キノシタ

代表取締役　木下　智喜

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,082,945
	固定資産	225,681
	合計	1,308,627
負純資産の債及び部	流動負債	153,835
	固定負債	782,723
	株主資本	372,067
	資本金	20,000
	資本剰余金	△10,000
	資本準備金	△10,000
	利益剰余金	362,067
	その他利益剰余金	362,067
	（うち当期純利益）	(30,992)
	合計	1,308,627

第32期決算公告

令和７年８月28日

奈良市北之庄町41番地の１

株式会社田中公栄堂

代表取締役　木下　智喜

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	76,152
	固定資産	32,075
	合計	108,228
負純資産の債及び部	流動負債	14,710
	固定負債	55,155
	株主資本	38,363
	資本金	10,000
	利益剰余金	28,363
	利益準備金	1,290
	その他利益剰余金	27,073
	（うち当期純利益）	(3,302)
	合計	108,228

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日

沖縄県浦添市字経塚七四五番地七

（甲）株式会社ユース

代表取締役　大城　朝徳

沖縄県沖縄市山内三丁目一一番一号

（乙）株式会社未来

代表取締役　大城　朝徳

第14期決算公告　令和７年８月28日

沖縄県浦添市字経塚745番地７

株式会社ユース

代表取締役　大城　朝徳

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	393,594,783
	固定資産	90,644,853
	繰延資産	78,614
	資産合計	484,318,250
負純資産の債及び部	流動負債	273,462,627
	固定負債	108,738,000
	株主資本	102,117,623
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	101,117,623
	その他利益剰余金	101,117,623
	（うち当期純利益）	(9,521,466)
	負債・純資産合計	484,318,250

第12期決算公告　令和７年８月28日

沖縄県沖縄市山内三丁目11番１号

株式会社未来

代表取締役　大城　朝徳

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	42,416,835
	固定資産	2,350,727
	資産合計	44,767,562
負純資産の債及び部	流動負債	18,458,748
	株主資本	26,308,814
	資本金	1,500,000
	利益剰余金	24,808,814
	その他利益剰余金	24,808,814
	（うち当期純利益）	(2,099,189)
	負債・純資産合計	44,767,562

令和６年度決算公告

令和７年８月28日

埼玉県鶴ヶ島市大字脚折145番地１

社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会

理事長　安村　寛

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,339,399	流動負債	1,020,857
固定資産	7,832,454	うち賞与引当金	225,017
うち有形固定資産	7,495,098	固定負債	5,321,042
うち無形固定資産	110,536	うち退職給付引当金	1,064,341
うちその他固定資産	226,819	**負債合計**	**6,341,900**
		設立等積立金	421,517
		繰越利益積立金	7,408,436
		純資産合計	**7,829,953**
資産合計	**14,171,853**	**負債・純資産合計**	**14,171,853**

㈱記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
事業収益	7,583,400
うち本来業務	7,320,245
うち附帯業務	263,155
事業費用	7,758,771
うち本来業務	7,489,371
うち附帯業務	269,400
事業損失	175,371
事業外収益	3,041
事業外費用	15,993
経常損失	188,323
特別利益	21,160
特別損失	3,462
税引前当期純損失	170,625
法人税、住民税及び事業税	380
当期純損失	171,005

第25期決算公告

令和７年６月26日

東京都渋谷区桜丘町24―５

一般財団法人都築国際育英財団

理事長　都築明寿香

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	222,987
	固定資産	1,714,930
	合計	**1,937,917**
負味債財及産びの正部	指定正味財産	399,194
	一般正味財産	1,538,723
	正味財産合計	**1,937,917**
	合計	**1,937,917**

第62期決算公告

令和７年８月28日

埼玉県北本市北中丸一丁目５番地

日暮工業株式会社

代表取締役　日暮誠太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	195,431,138
	固定資産	673,270,000
	資産合計	**868,701,138**
負純資産の及び部	流動負債	86,223,650
	固定負債	899,800
	株主資本	781,577,688
	資本金	98,000,000
	資本剰余金	2,500,000
	資本準備金	2,500,000
	利益剰余金	681,077,688
	利益準備金	27,333,000
	その他利益剰余金	653,744,688
	（うち当期純利益）	(32,147,572)
	負債・純資産合計	**868,701,138**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四千九百万円減少して金四千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日

埼玉県北本市北中丸一丁目五番地

日暮工業株式会社

代表取締役　日暮誠太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年八月二十八日

（甲）東京都港区六本木六―二―三一　六本木ヒルズノースタワー一七階　株式会社プロセスデザインエージェント　代表取締役　芝本　秀徳

（乙）東京都港区六本木六―二―三一　六本木ヒルズノースタワー一七階　株式会社プロセスデザインエデュケーション　代表取締役　芝本　秀徳

第67期決算公告

令和７年８月28日

大阪府高槻市城北町二丁目２番16号

平田観光株式会社

代表取締役　平田　清子

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	148,211
	固定資産	2,942,240
	繰延資産	618
	資産合計	**3,091,070**
負債及び純資産の部	流動負債	887,834
	固定負債	53,187
	株主資本	2,150,048
	資本金	19,200
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	2,181,646
	利益準備金	7,300
	その他利益剰余金	2,174,346
	（うち当期純損失）	(179,313)
	自己株式	△　60,798
	負債・純資産合計	**3,091,070**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十八日

大阪府高槻市城北町二丁目二番一六号

（甲）平田観光株式会社　代表取締役　平田　清子

大阪府高槻市城北町二丁目二番三号

（乙）株式会社リットフィールド　代表取締役　平田　裕貴

第10期決算公告

令和７年８月28日

大阪府高槻市城北町二丁目２番３号

株式会社リットフィールド

代表取締役　平田　裕貴

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,897
	固定資産	28,127
	繰延資産	327
	資産合計	**39,351**
負純資産の及び部	流動負債	3,419
	固定負債	117,091
	株主資本	△　81,160
	資本金	90,000
	利益剰余金	△　171,160
	その他利益剰余金	△　171,160
	（うち当期純損失）	(13,264)
	負債・純資産合計	**39,351**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年八月二十八日

東京都港区六本木六―二―三一　六本木ヒルズノースタワー一七階　株式会社プロセスデザインエージェント　代表取締役　芝本　秀徳

第13期決算公告

令和７年８月28日

東京都港区六本木６―２―31六本木ヒルズノースタワー17階

株式会社

プロセスデザインエージェント

代表取締役　芝本　秀徳

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	26,859,092
	固定資産	6,548,060
	合計	**33,407,152**
負純資産の及び部	流動負債	10,632,427
	固定負債	5,775,000
	株主資本	16,999,725
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	15,999,725
	その他利益剰余金	15,999,725
	（うち当期純損失）	(8,566,714)
	合計	**33,407,152**

第３期決算公告

令和７年８月28日

東京都港区六本木６―２―31六本木ヒルズノースタワー17階

株式会社

プロセスデザインエデュケーション

代表取締役　芝本　秀徳

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	600,161
	合計	**600,161**
負純資産の及び部	流動負債	9,460,061
	株主資本	△8,859,900
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△11,859,900
	その他利益剰余金	△11,859,900
	（うち当期純損失）	(4,730,003)
	合計	**600,161**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億六千七百十七万七千八百七十一円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年九月十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日

東京都港区六本木四丁目八番六号パシフィックキャピタルプラザ五階

Ｃｅｌｌｉｄ株式会社

代表取締役　白神　賢

第８期決算公告

令和７年８月28日

東京都港区六本木四丁目８番６号
パシフィックキャピタルプラザ５階
Ｃｅｌｌｉｄ株式会社
代表取締役　白神　賢

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,070	流動負債	157
固定資産	53	固定負債	23
		株主資本	942
		資本金	100
		資本剰余金	3,190
		資本準備金	2,245
		その他資本剰余金	946
		利益剰余金	△2,348
		その他利益剰余金	△2,348
		（うち当期純損失）	（991）
資産合計	1,123	負債・純資産合計	1,123

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するキャンパルジャパン株式会社（住所東京都江東区南砂二丁目三六番一〇号）に対して当社の営む一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は新設分割の効力発生と同時にＣＰＪ株式会社に商号変更予定です。

当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十八日

東京都江東区南砂二丁目三六番一〇号
光陽ビル
キャンパルジャパン株式会社
代表取締役　伊川　良雄

第10期決算公告

令和７年８月28日

東京都江東区南砂二丁目36番10号光陽ビル
キャンパルジャパン株式会社
代表取締役　伊川　良雄

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,607,482	流動負債	1,617,314
固定資産	1,037,522	固定負債	1,353,537
繰延資産	44,949	退職給付引当金	15,493
		株主資本	△280,896
		資本金	72,000
		資本剰余金	71,000
		資本準備金	71,000
		利益剰余金	△423,896
		その他利益剰余金	△423,896
		（うち当期純損失）	（721,030）
合計	2,689,955	合計	2,689,955

吸収分割公告

甲は吸収分割により株式会社スタイレックス・アーキテクト（丙、東京都豊島区高田三丁目三〇番一五号）の設計事業に関して有する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

また乙は吸収分割により丙の不動産事業に関して有する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十八日

東京都豊島区高田三丁目三〇番一五号
（甲）株式会社スタイレックス・コンサルタント
代表取締役　菅　隆志

東京都豊島区高田三丁目三〇番一五号
（乙）株式会社スタイレックス・デベロップメント
代表取締役　菅　隆志

第２期決算公告

令和７年８月28日

東京都豊島区高田三丁目30番15号
株式会社
スタイレックス・デベロップメント
代表取締役　菅　隆志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	36,334
	固定資産	24,368
	繰延資産	560
	合計	61,262
負債及び純資産の部	流動負債	20,350
	固定負債	9,833
	株主資本	31,079
	資本金	10,000
	利益剰余金	21,079
	その他利益剰余金	21,079
	（うち当期純利益）	（22,338）
	合計	61,262

第12期決算公告

令和７年８月28日

東京都豊島区高田三丁目30番15号
株式会社スタイレックス・コンサルタント
代表取締役　菅　隆志

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	290,117	流動負債	95,872
固定資産	70,664	固定負債	87,380
		株主資本	177,528
		資本金	50,000
		利益剰余金	127,528
		その他利益剰余金	127,528
		（うち当期純利益）	（48,654）
資産合計	360,781	負債・純資産合計	360,781

第25期決算公告

令和７年８月28日

東京都豊島区高田三丁目30番15号
株式会社スタイレックス・アーキテクト
代表取締役　菅　隆志

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	352,664
	固定資産	451,802
	合計	804,466
負債及び純資産の部	流動負債	113,454
	固定負債	603,915
	株主資本	87,096
	資本金	50,000
	利益剰余金	37,096
	その他利益剰余金	37,096
	（うち当期純損失）	（80,253）
	合計	804,466

第 61 期 決 算 公 告

令和７年８月28日

福岡県筑後市久富1343番地
クロレラ工業株式会社
代表取締役　板波英一郎

貸借対照表の要旨　（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,767,892	流動負債	2,354,088
固定資産	4,287,129	（賞与引当金）	(192,999)
		固定負債	4,210,943
		（退職給付引当金）	(1,300,374)
		株主資本	3,489,988
		資本金	150,000
		資本剰余金	10,506
		その他資本剰余金	10,506
		利益剰余金	3,355,232
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	3,317,732
		（うち当期純損失）	(265,347)
		自己株式	△25,750
資産合計	10,055,021	負債・純資産合計	10,055,021

第 7 期 決 算 公 告

令和７年８月28日

東京都中央区八重洲二丁目２番１号
東京ミッドタウン八重洲・八重洲セントラルタワー７階
Ｎｅｗ　Ｒｅｌｉｃ株式会社
代表取締役　アリ・リー

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,421,384	流動負債	3,946,098
固定資産	1,066,133	賞与引当金	128,712
		固定負債	9,565
		株主資本	531,854
		資本金	90,000
		資本剰余金	1,160,000
		資本準備金	625,000
		その他資本剰余金	535,000
		利益剰余金	△718,146
		その他利益剰余金	△718,146
		（うち当期純利益）	(1,364,255)
資産合計	4,487,517	負債・純資産合計	4,487,517

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和七年八月二十八日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー一五階トキワユナイテッドパートナーズ内
（甲）株式会社ワイエムワイ
代表取締役　伊東　伸

東京都港区六本木五丁目一六番一七―一〇三号
（乙）株式会社Ｓ＆Ｓジャパン
代表取締役　伊東　伸

第 85 期 決 算 公 告

令和７年７月31日

東京都渋谷区渋谷１－９－８
メーコー株式会社
代表取締役　塩田　晶紀

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	503,101	流動負債	384,240
固定資産	272,648	固定負債	186,578
		株主資本	193,944
		資本金	50,000
		資本剰余金	12,000
		資本準備金	12,000
		利益剰余金	131,944
		利益準備金	12,900
		その他利益剰余金	119,044
		（うち当期純利益）	(26,019)
		評価・換算差額等	10,985
		その他有価証券評価差額金	10,985
資産合計	775,749	負債・純資産合計	775,749

第 37 期 決 算 公 告

令和７年８月28日
東京都港区虎ノ門四丁目３番１号城山トラストタワー15階
トキワユナイテッドパートナーズ内
株式会社ワイエムワイ
代表取締役　伊東　伸

貸借対照表の要旨　（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	542,077	流動負債	33,886
固定資産	3,534,588	固定負債	2,233,332
		株主資本	1,809,446
		資本金	95,000
		資本剰余金	525,367
		資本準備金	520,367
		その他資本剰余金	5,000
		利益剰余金	1,189,078
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,164,078
		（うち当期純利益）	(110,705)
合計	4,076,665	合計	4,076,665

第 29 期 決 算 公 告

令和７年６月５日

東京都千代田区神田駿河台２－２
クラシス株式会社
代表取締役社長　佐野　嘉彦

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	728,840	流動負債	351,006
固定資産	302,725	（うち賞与引当金）	(33,460)
		固定負債	49,451
		（うち退職給付引当金）	(12,680)
		株主資本	631,244
		資本金	50,000
		利益剰余金	583,372
		その他利益剰余金	583,372
		（うち当期純利益）	(185,945)
		自己株式	△2,127
		評価・換算差額等	△136
資産合計	1,031,566	負債・純資産合計	1,031,566

第 12 期 決 算 公 告

令和７年８月28日

東京都港区六本木五丁目16番17―103号
株式会社Ｓ＆Ｓジャパン
代表取締役　伊東　伸

貸借対照表の要旨　（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	32,291	流動負債	14,138
固定資産	130,404	固定負債	70,000
		株主資本	78,558
		資本金	2,000
		利益剰余金	76,558
		その他利益剰余金	76,558
		（うち当期純損失）	(16,677)
合計	162,696	合計	162,696

第 61 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　　佐賀県杵島郡大町町大字福母2374番地
九州住電精密株式会社
代表取締役　坂田　利光

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,394	流動負債	1,378
固定資産	3,924	（うち賞与引当金）	(216)
有形固定資産	3,322	固定負債	643
無形固定資産	4	役員退職慰労引当金	16
投資その他の資産	598	退職給付引当金	627
		株主資本	5,102
		資本金	400
		資本準備金	200
		利益剰余金	4,502
		利益準備金	71
		その他利益剰余金	4,431
		（うち当期純利益）	(846)
		有価証券評価差額	195
資産合計	7,318	負債・純資産合計	7,318